

平成24年12月5日（水曜日）第1号

○議事日程	1頁
○本日の会議に付した事件	2頁
○出席議員	2頁
○欠席議員	3頁
○説明のため出席した者	3頁
○職務のため出席した事務局職員	4頁
○開会宣告	5頁
○開議宣告	5頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5頁
○日程第 2 会期の決定	5頁
○日程第 3 議案第112号から 日程第35 議案第144号まで	5頁
○委員会付託省略の議決	8頁
○休会の件	9頁
○散会宣告	10頁

平成24年12月11日（火曜日）第2号

○議事日程	11頁
○本日の会議に付した事件	11頁
○出席議員	11頁
○欠席議員	11頁
○説明のため出席した者	11頁
○職務のため出席した事務局職員	12頁
○開議宣告	13頁
○日程第 1 一般質問	13頁
9番 伊藤永慈議員	13頁
1番 花田進議員	23頁
6番 木村慶憲議員	34頁
8番 吉岡良浩議員	43頁
○散会宣告	49頁

平成24年12月12日（水曜日）第3号

○議事日程	51頁
○本日の会議に付した事件	51頁
○出席議員	51頁
○欠席議員	51頁
○説明のため出席した者	51頁
○職務のため出席した事務局職員	52頁
○開議宣告	53頁
○日程第 1 一般質問	53頁
24番 平山秀直議員	53頁
18番 阿部春市議員	67頁
20番 加藤 馨 議員	81頁
○散会宣告	91頁

平成24年12月13日（木曜日）第4号

○議事日程	93頁
○本日の会議に付した事件	93頁
○出席議員	93頁
○欠席議員	93頁
○説明のため出席した者	93頁
○職務のため出席した事務局職員	94頁
○開議宣告	95頁
○日程第 1 議案第112号から議案第142号号まで	95頁
○休会の件	96頁
○散会宣告	96頁

平成24年12月19日（水曜日）第5号

○議事日程	97頁
○本日の会議に付した事件	99頁
○出席議員	99頁
○欠席議員	99頁
○説明のため出席した者	99頁

○職務のため出席した事務局職員	100頁
○開議宣告	101頁
○日程第 1 議案第119号から	
日程第12 議案第142号まで	101頁
○日程第13 議案第137号及び	
日程第14 議案第138号	103頁
○日程第15 議案第121号から	
日程第18 議案第124号まで	105頁
○日程第19 議案第125号から	
日程第24 議案第130号まで	106頁
○日程第25 議案第112号から	
日程第31 議案第118号まで	108頁
○日程第32 発議第 7号	110頁
○日程第33 発議第 8号	111頁
○日程第34 発議第 9号	111頁
○市長挨拶	111頁
○閉会宣告	112頁
署名	115頁
参考資料	
○議決結果表	117頁
○会期及び日程	121頁
○一般質問通告表	123頁
○議案付託区分表	127頁

平成24年五所川原市議会第5回定例会会議録（第1号）

---

◎議事日程

平成24年12月5日（水）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第112号 平成24年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）
- 第 4 議案第113号 平成24年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第114号 平成24年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第115号 平成24年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第116号 平成24年度五所川原市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第117号 平成24年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第118号 平成24年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第119号 五所川原市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 第11 議案第120号 五所川原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第121号 五所川原市養育医療費用徴収条例の制定について
- 第13 議案第122号 五所川原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第123号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第124号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第125号 五所川原市道路法施行条例の制定について
- 第17 議案第126号 五所川原市準用河川における河川管理施設等の構造的基準に関する条例の制定について
- 第18 議案第127号 五所川原市自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等を表示する標識に関する条例の制定について
- 第19 議案第128号 五所川原市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置

- に関する基準を定める条例の制定について
- 第20 議案第129号 五所川原市市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について
- 第21 議案第130号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター七和）
- 第23 議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター長橋）
- 第24 議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター飯詰）
- 第25 議案第134号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター三好）
- 第26 議案第135号 公の施設の指定管理者の指定について（毘沙門・長富コミュニティセンター）
- 第27 議案第136号 公の施設の指定管理者の指定について（梅沢コミュニティセンター）
- 第28 議案第137号 公の施設の指定管理者の指定について（立佞武多の館）
- 第29 議案第138号 公の施設の指定管理者の指定について（楠美家住宅）
- 第30 議案第139号 五所川原市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第31 議案第140号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第32 議案第141号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第33 議案第142号 つがる西北五広域連合同約の変更について
- 第34 議案第143号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第35 議案第144号 人権擁護委員の候補者の推薦について

---

◎本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

◎出席議員（25名）

1番	花田進	議員	2番	鳴海初男	議員
3番	山田善治	議員	4番	工藤武則	議員
5番	山田和宗	議員	6番	木村慶憲	議員
7番	成田和美	議員	8番	吉岡良浩	議員
9番	伊藤永慈	議員	10番	山口孝夫	議員
11番	木村博	議員	12番	古川幸治	議員
13番	秋元洋子	議員	14番	稲葉好彦	議員
15番	松野武司	議員	16番	寺田武造	議員
17番	桑田茂	議員	18番	阿部春市	議員
19番	福士寛美	議員	20番	加藤磐	議員
21番	木村清一	議員	22番	川浪茂浩	議員
23番	磯辺勇司	議員	24番	平山秀直	議員
25番	三渦春樹	議員			

◎欠席議員（1名）

26番 葛西収三 議員

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平山誠敏
副 市 長	三上裕行
総 務 部 長	小田桐宏之
財 政 部 長	佐藤明
民 生 部 長	高橋勇公
福 祉 部 長	工藤勝
経 済 部 長	島谷淳
建 設 部 長	菊池司
上下水道部長	對馬隆博
会計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教 育 長	長尾孝紀
教 育 部 長	福井定治

選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	前田晃
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	岩崎明彦
財政課長	三橋大輔
市民課長	山中均
保護福祉課長	長尾功一
商工観光課長	古川貞治
土木課長	蒔苗司
上下水道部 総務課長	今眞
教育総務課長	諏訪秀清

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	佐藤文治
次長	浅利寿夫

◎開会宣告

○工藤武則議長 おはようございます。ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより平成24年五所川原市議会第5回定例会を開会いたします。

---

◎開議宣告

○工藤武則議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○工藤武則議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、12番、古川幸治議員、13番、秋元洋子議員、14番、稲葉好彦議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○工藤武則議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から19日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日間と決定いたしました。

---

◎日程第 3 議案第112号から

日程第35 議案第144号まで

○工藤武則議長 次に、日程第3、議案第112号 平成24年度五所川原市一般会計補正予算(第4号)から日程第35、議案第144号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの33件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一



平成24年五所川原市議会第5回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明いたします。

議案第112号は、平成24年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,389万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ336億1,722万1,000円とするものであります。

議案第113号は、平成24年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,128万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8,710万5,000円とするものであります。

議案第114号は、平成24年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ260万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,988万4,000円とするものであります。

議案第115号は、平成24年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,237万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ59億2,030万6,000円とするものであります。

議案第116号は、平成24年度五所川原市水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収入の既決予算額から67万円を減額し、その合計額を15億2,581万1,000円とし、収益的支出の既決予定額から3,296万4,000円を減額し、その合計額を12億7,003万3,000円とし、資本的収入の既決予定額から4億450万円を減額し、その合計額を2億280万1,000円とし、資本的支出の既決予定額から4億459万5,000円を減額し、その合計額を8億4,708万8,000円とするものであります。

議案第117号は、平成24年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的支出の既決予定額に274万8,000円を追加し、その合計額を7,434万7,000円とするものであります。

議案第118号は、平成24年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収入の既決予定額から298万1,000円を減額し、その合計額を8億3,683万1,000円とし、収益的支出の既決予定額に251万円を追加し、その合計額を8億4,368万5,000円とし、資本的収入の既決予定額から40万4,000円を減額し、その合計額を4億2,260万2,000円とし、資本的支出の既決予定額から40万4,000円を減額し、その合計額を7億1,071万円とするものであります。

議案第119号は、五所川原市空き家等の適正管理に関する条例の制定についてであります。市内に存する空き家等について、所有者等の責務を明らかにするとともに、当該空き家等に対する指導、処分等について定めることで空き家等の管理の適正化を図るため

提案するものであります。

議案第120号は、五所川原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方自治法の一部改正に伴い、費用弁償の支給対象を追加するほか、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第121号は、五所川原市養育医療費用徴収条例の制定についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法の施行により未熟児養育医療事務が権限移譲されることに伴い、養育医療費用の徴収に関し必要な事項を条例で定めるため提案するものであります。

議案第122号は、五所川原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、兄弟姉妹に係る災害弔慰金を支給する遺族中における順位を定めるため提案するものであります。

議案第123号は、五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、ひとり親家庭等医療費の支給対象者を改めるため提案するものであります。

議案第124号は、五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国民年金法等の一部を改正する法律の改正に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第125号は、五所川原市道路法施行条例の制定についてであります。地域主権一括法の施行に伴い、新たに市道の構造の技術的基準、市が設置する道路標識の案内標識及び警戒標識の寸法等に係る基準について条例で定めるため提案するものであります。

議案第126号は、五所川原市準用河川における河川管理施設等の構造的基準に関する条例の制定についてであります。地域主権一括法の施行に伴い、新たに準用河川における河川管理施設等の構造基準を条例で定めるため提案するものであります。

議案第127号は、五所川原市自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等を表示する標識に関する条例の制定についてであります。地域主権一括法の施行に伴い、新たに自動車駐車場または自転車駐車場の駐車料金等を表示する標識に関する事項を条例で定めるため提案するものであります。

議案第128号は、五所川原市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてであります。地域主権一括法の施行に伴い、新たに移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を条例で定めるため提案す

るものであります。

議案第129号は、五所川原市市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定についてであります。地域主権一括法の施行に伴い、新たに市営住宅及び共同施設の整備基準を条例で定めるため提案するものであります。

議案第130号は、五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地域主権一括法の施行に伴い、新たに都市公園及び公園施設の設置基準を条例で定めるため提案するものであります。

議案第131号から議案第138号までの8件は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第139号は、五所川原市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。五所川原市過疎地域自立促進計画を変更するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第140号は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更についてであります。青森県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更について関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第141号は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組規約の変更についてであります。青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組規約の変更について関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第142号は、つがる西北五広域連合規約の変更についてであります。障害者自立支援法の一部改正に伴い、つがる西北五広域連合規約の一部を変更するため提案するものであります。

議案第143号及び議案第144号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の候補者として、木村一善氏及び長尾晶子氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます。

---

◎委員会付託省略の議決

○工藤武則議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第143号及び議案第144号 人権擁護委員の候補者の推薦についての2件については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第143号及び議案第144号の2件については委員会付託を省略し、直ちに審議することにいたします。

---

○工藤武則議長 初めに、議案第143号 人権擁護委員の候補者の推薦について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

---

○工藤武則議長 次に、議案第144号 人権擁護委員の候補者の推薦について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

---

◎休会の件

○工藤武則議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明6日から10日までの5日間は議案熟考のため休会といたしたい  
と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、5日間は休会することに決しました。

次回は11日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○工藤武則議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時21分 散会

平成24年五所川原市議会第5回定例会会議録（第2号）

---

◎議事日程

平成24年12月11日（火）午前10時開議

第 1 一般質問（4人）

- 9番 伊藤 永慈 議員
  - 1番 花田 進 議員
  - 6番 木村 慶憲 議員
  - 8番 吉岡 良浩 議員
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（26名）

- |                |              |
|----------------|--------------|
| 1番 花田 進 議員     | 2番 鳴海 初男 議員  |
| 3番 山田 善治 議員    | 4番 工藤 武則 議員  |
| 5番 山田 和宗 議員    | 6番 木村 慶憲 議員  |
| 7番 成田 和美 議員    | 8番 吉岡 良浩 議員  |
| 9番 伊藤 永慈 議員    | 10番 山口 孝夫 議員 |
| 11番 木村 博 議員    | 12番 古川 幸治 議員 |
| 13番 秋元 洋子 議員   | 14番 稲葉 好彦 議員 |
| 15番 松野 武司 議員   | 16番 寺田 武造 議員 |
| 17番 桑田 茂 議員    | 18番 阿部 春市 議員 |
| 19番 福士 寛美 議員   | 20番 加藤 磐 議員  |
| 21番 木村 清一 議員   | 22番 川浪 茂浩 議員 |
| 23番 磯辺 勇司 議員   | 24番 平山 秀直 議員 |
| 25番 三 潟 春 樹 議員 | 26番 葛西 収三 議員 |
- 

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（26名）

市 長 平山 誠敏

副市長	三上裕行
総務部長	小田桐宏之
財政部長	佐藤明
民生部長	高橋勇公
福祉部長	工藤勝
経済部長	島谷淳
建設部長	菊池司
上下水道部長	對馬隆博
会計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教育長	長尾孝紀
教育部長	福井定治
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
監査委員	山本將雄
監査委員 監事局長	前田晃
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局局長	小山内洋一
総務課長	岩崎明彦
財政課長	三橋大輔
健康推進課長	田中馨
家庭福祉課長	宮崎昌子
商工観光課長	古川貞治
公園管理課長	荒関博司
上下水道部 総務課長	今眞
教育総務課長	諏訪秀清

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	佐藤文治
次長	浅利寿夫

◎開議宣告

○工藤武則議長 おはようございます。ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○工藤武則議長 日程第1、一般質問を行います。

質問は再質問を含め3回までとなっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、9番、伊藤永慈議員の質問を許可いたします。9番、伊藤永慈議員。

○9番 伊藤永慈議員 一登壇一

おはようございます。政和会の伊藤です。通告に従い、平成24年度五所川原市議会第5回定例会において一般質問をいたします。

いよいよ本格的な厳しい冬がやってまいりました。市民は、雪の対策に忙しい日々を送っていることと思います。この厳しい冬の中、農家は年々後継者が減少し、商店街は以前のようなにぎわいがなかなか戻ってこなくなり、市全体も人口の減少に歯どめがかからない状態であります。このような経済状況の中、突然新庁舎の新築の話が持ち上がりました。もちろん老朽化している庁舎は、いずれ新築しなければならないことはわかっておりますが、庁舎新築は合併当初重点項目になかったはずであります。今一番大切なことは、この地域の産業、経済の活性化であり、これらの財政措置を最優先すべきではないかと思えます。合併後、大町の都市計画事業、消防庁舎新築、つがる西北五広域病院新築、五所川原第一中学校新築、中央小学校新築などの事業を行ってまいりましたが、学校を除く事業は旧市中心部に建設場所が集中し、金木地区、市浦地区への配慮が見えません。この地区の住民は、取り残されているような、または不公平感のようなものが日に日に強く増しつつあります。

まず最初にお聞きします。どのような経緯で新庁舎新築の計画ができたのでしょうか。

次に、この新築に概算で幾ら見込んでいるのか、またその財源はどのように捻出するつもりなのか、答弁をお願いいたします。これらはつまり借金です。行政の恩恵が少ない地域では、債務は全体で負担しなければならないことになり、一部の地域に集中する



のはおかしいのではないのでしょうか。

そして、3点目の質問ですが、その借金のことですが、現在も当市の借金は大変な額に達しております。そこで、当市の実質公債費比率、つまり借金の割合のことですが、現在と庁舎建設後の予想についてお知らせください。また、これが県内市の部でどのくらいの位置にいるのか、参考までにお教えください。

次に、金木中学校の通学路について質問いたします。金木中学校と金木南中学校が統合され、この通学方法ですが、ほとんどの生徒が自転車及び家族の送迎に頼っているのが現状であります。今年の8月ごろの東奥日報の明鏡欄に、同校の通学について危険であるという内容で投稿されていました。この件に対してPTAからも話が出ておりましたが、教育長はこのことについて認識していたのでしょうか。また、認識したとすればどのようなお考えなのかお聞かせください。そして、現在何名の生徒が嘉瀬地区、中柏木地区、喜良市地区から金木中学校へ通学しているのかお知らせください。

また、冬期間はスクールバスを運行しているようですが、それ以外は各自で通学とのことでしたが、これについて統合時の意見には公共機関、つまり津軽鉄道や定期バスのことですが、これらの定期券を市側で発行せよとの意見があったと聞いております。ここでお聞きしますが、現在スクールバスを冬期間の間、この区間は運行しているが、この予算は幾らなのか、また通年運行した場合は幾らになるのかお聞かせください。中学校の場合は、部活動は長時間の練習となり、各種目でも帰宅時間がまちまちとなります。もちろん部活をしないで早く下校する生徒もいるでしょう。このように中学校の場合は下校時間に大きな幅が出てきます。このことについて検討したと思いますが、詳細または対応についてお聞かせください。

以上で壇上からの質問といたします。関係各位の誠意ある答弁をお願いいたします。

○工藤武則議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの新庁舎建設の計画策定に至った経緯について御説明いたします。

市役所本庁舎は、昭和46年に建築されてから41年が経過し、老朽化が進んでいるばかりか、耐震強度についても過去に指摘を受けているなどの問題も抱えております。また、現庁舎は構造上、階段を上らなければ窓口での手続きができず、業務ごとに受付窓口が散在しているなどの利便性の面でもさまざまな御指摘をいただいていたところでございます。

こうした背景に加え、つがる総合病院が現庁舎に隣接して建設されることとなり、病

院関連の周辺設備の検討において、昨年7月、庁内検討会議である、つがる西北五広域連合中核病院建設事業対策会議で新庁舎建設の可能性について検討したことが新庁舎建設計画の端緒となっております。その後庁内において検討を重ね、庁舎等内部検討委員会において五所川原市新庁舎建設基本計画を策定、本年9月の議員説明会で御説明させていただいたところであります。

詳細な経緯や現在の検討状況、財源確保については、後ほど関係部長より答弁させますが、市役所本庁舎は行政サービスの中核を担う施設であり、行政事務所というだけではなく、全市民にとっての大切な共通財産施設であります。

本庁舎の建設に当たっては、合併特例債が活用できる現在が最も有利な時期であると判断しており、今後住民懇談会等、折に触れて市民の皆様へ情報提供してまいりますとともに、議員の皆様からも御意見等を承りたいと存じておりますので、新庁舎建設に向けた取り組みに対し、御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○工藤武則議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 ただいま市長から御答弁があったとおり、昨年7月のつがる西北五広域連合中核病院建設事業対策会議以降、新庁舎建設の可能性について検討していましたが、多額の建設費用を要することから、財源が確保できた場合という留保つきでの検討となっております。

合併特例債の活用期間が5年間延長される東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が昨年11月に国会に提出され、本年6月に制定されたことを受けて、改めて庁舎等内部検討委員会を設置し、建設候補地や基本方針などについて具体的に検討してまいりました。

こうした経緯により策定した五所川原市新庁舎建設基本計画について、再度その要点を御説明いたしますと、建設場所は既存の市有地の中から候補地を選出することとし、西北中央病院敷地、五所川原消防署移転後跡地を検討いたしました。敷地面積が広く、また既存施設の解体費も合併特例債の対象となることから、西北中央病院敷地を建設予定地としたところであります。

建設期間につきましては、つがる総合病院の開院以降であること及び延長期間である平成31年度までに建設を完了する必要があることから、平成26年度において西北中央病院、旧高等看護学院を解体し、平成28年度に本庁舎を建設することといたしました。

施設規模につきましては、事務の簡素効率化、本庁外に配置されている部署の本庁集約化を図ることとし、総務省起債対象事業費算定基準と現状の床面積から割り出す方法の2種類の方法から算出し、2階建て、延べ床面積1万1,000平方メートルと想定いたし

ました。ただし、こうした施設規模につきましては既定事項ではなく、今後の検討内容を加味し、階数、延べ床面積を決定してまいりたいと考えております。

現在の検討状況につきましては、建設基本計画に基づきまして、職員で構成する新庁舎検討会議において新庁舎における窓口業務や施設設備等について検討することとしており、平成25年度内を目途として庁内意見を取りまとめ、これを公表し、市民の皆様からも御意見をいただくことを予定しております。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 庁舎建設の財源内訳についてお答えいたします。

本年9月に開催した説明会時にお示ししました五所川原市新庁舎建設基本計画では、本庁舎の建設の規模は西北中央病院及び現庁舎の解体工事費を含む概算事業費で50億円を見込んでおります。これらに係る経費50億円のうち42億7,800万円に庁舎建設に対して唯一の財政支援措置がある合併特例債事業を活用し、残り7億2,200万円が各建設年次の事業に応じて一般財源での負担となります。

それから、県内他市の実質公債費比率及び今後の同比率の推移についてお答えさせていただきます。県内10市の平成23年度の実質公債費比率は、青森市が13.3%、弘前市が12.3%、八戸市は15.6%、黒石市が24.5%、十和田市が14.5%、三沢市が15.2%、むつ市が19.1%、つがる市が16.3%、平川市が14.3%、当市が17.7%で、県内10市を比較した場合においては8位という位置でございます。以前の一般質問に対して答弁申し上げておりましたが、当市の実質公債費比率の推移は、平成20年度には22.5%と非常に高い数字となっておりますが、これをピークに平成21年度21.2%、平成22年度19.6%と徐々に改善が図られ、平成23年度では17.7%と18%を下回り、ようやく起債の許可団体から起債協議団体へと移行することができたところであります。この理由といたしましては、実質公債費比率の比率の分母を構成する普通交付税の額が伸びていることに加え、実施事業を厳選し、財源として合併特例事業債及び過疎対策事業債という普通交付税による財政支援措置が非常に高い地方債を活用していることの効果が大きいと考えております。

市庁舎の整備財源も合併特例事業債を予定しています。これを実施したとしても、実質公債費比率が再び悪化することはないと見込んでおりますが、普通交付税が平成27年度以降に一本算定に移行されることに伴い、普通交付税の額が減少する見込みであることから大幅な改善も見込めないと認識しております。今後も引き続き事業の実施に当たっては、実質公債費比率の推移をにらみながら事業の選択を行いながらの財政運営を図っていく必要があると考えております。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 金木中学校における嘉瀬地区生徒の通学についてお答えいたします。

各小中学校の通学路については、自動車の往来や横断歩道、外灯の設置状況等、各学校において取り巻く環境が異なるために、それらを把握した上で学校が指導しております。学校統合によって通学環境が一変した旧金木南中学校学区の生徒におきましても、スクールバス等が運行される10月までは自転車通学となっております。特に嘉瀬地区の生徒については、国道339号線沿い、喜良市地区を經由した県道沿いの外灯が設置された2本の広い通りと、学校まで比較的近いと思われる舗装整備された農道を利用している生徒も見受けられるために、外灯が設置されていなかった嘉瀬小田川橋から線路沿いに金木袖柳橋までの農道全ての電柱に外灯を設置し、明るさを確保いたしました。また、御指摘の7月17日の東奥日報明鏡欄に掲載されました匿名による「中学生らの登校もっと安全に」と題した記事を受けまして、五所川原警察署金木分庁舎に対して巡回パトロールの強化を教育長と私が文書を持参して依頼したほか、学校に対しても自転車通学の指導を徹底するよう指示しております。

学校によっては、PTAの方々が積極的に参加され、夕暮れ以降の巡回や安全委員会を組織し、生徒が通学される外灯の球切れや道路環境の把握に努めている学校もございます。いずれにいたしましても登下校時の交通事故を防止するため、学校、保護者及び地域住民、行政の一貫した協力体制、情報共有のもとに児童生徒の安心、安全を図っていくことが重要であると考えております。

それから、旧金木南中学区に通学生徒数についてでございます。11月1日現在で嘉瀬地区47名、中柏木地区3名、喜良市地区37名の87名となっております。

次に、現在の契約状況と年間を通して運行を実施した場合の経費についてお答えいたします。現在のスクールバスの運行は、通年対象が6キロ以上、冬期間対象が3キロメートルから6キロメートル未満の生徒とした国の補助基準に準じて実施してございます。統合された金木中学校においては、中柏木地区が通年運行、それ以外の嘉瀬、喜良市、旧蒔田小学区、旧川倉小学区は冬期間運行として、11月から登校1便、下校2便の運行を開始しており、本年度の事業費は約980万円を見込んでございます。全地域を通年運行いたしますと1,290万円増の約2,270万円となる見通しでございます。

また、管内中学校における本年度事業費については約4,000万円を見込んでおりますけれども、冬期間を対象としている通学区域を通年に変更した場合、事業費は3,000万円増の約7,000万円となる見通しでございます。

○工藤武則議長 9番、伊藤永慈議員。

○9番 伊藤永慈議員 どうも答弁ありがとうございました。

まず、庁舎の新築ですけれども、これ、それこそ最初からわかっていたことなんじゃないですか。病院があそこに行ったから新庁舎新築という感じに私は思うんですけれども、当初都市計画の中でも庁舎のあれは全然なかったし、老朽化はみんなわかっていたんだと思うんですけれども、合併当初の都市計画とかそういうのでいきますと、抜粋しますと斜陽館、芦野公園、これは病院とかの、市民のサービスを強化するということであつたんですけれども、合併して合併特例債、過疎債が全然これらに活かされていないような、そういう感じするんですけれども、私、個人的に庁舎よりも経済の活性化が一番だと思うんです。その辺どういうふうに考えているのか。そこを重点に考えるべきだが、もう一度市長の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

通学路に関してですけれども、バス1台当たり幾らかかっているのか、そこもちょっと聞きたいんですけれども。全体の額じゃなく。なぜかと申しますと、登校時PTAだのといろいろ話されたと思うんですけれども、津鉄の意見もすごかったと思います。津鉄であれば時間も自由になるし、子供たちも旧金木南中学校に通う範囲であれば全然問題ないというふうに言うておりました。今私が調べたところによると旧嘉瀬地区、中柏木、津鉄の通える範囲の子供たち、約50人います。津鉄にもちょっと私確認したんですけれども、市でもまだ津鉄に対して財政措置していますんで、料金に対してもかなり相談に乗るとのことだったんで、1台当たりのバスの料金考えるよりも、その津鉄の料金を利用したほうがかなり財政的に安く済むんじゃないかと思います。

参考までに、こういうケースで安くしている場合は、秋田市にも子供たちのために安くしているところがあるということをおっしゃっていました。その点、津鉄と何か相談とか、そういうのしたんだべか。通学路なんだけれども、私のうちの前行くんです。あそこ、教育長わかっています、農免道路、外灯を立ててやっているという、安全だと言うけれども、軽自動車がやっとなすれ違えるような狭さなんです。歩道も何もないんです。ましてや子供たちは自転車で3列に並んだり、すごく危ないです。そういう意味でもPTAの方がああいう投稿をしたと思うんですけれども、本当に事故あってからではあそこは本当に危険だと思います。その辺、今後財政的なことも考えながらどういうふうを考えてやるのか。ちょっと検討するのか、もう一回答弁お願いします。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 新市建設計画との絡みでのお話でございます。五所川原地域合併協議会が平成16年10月に策定いたしました新市建設計画の中に計画の策定趣旨が掲載され

ています。内容は、読み上げますと3市町村の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ることを目的とする。このため、3市町村において策定されている長期総合計画の基本構想における理念及び目標を十二分に踏まえつつ、将来にわたり新市が持続的に発展することを可能とする魅力あるまちづくりを推進していく上での指針を示すものとするという記載してあります。そのため、新市建設計画が示す新市の施策は、合併時に3市町村が持つ長期総合計画を十二分に踏まえつつ策定されたものと判断されます。

そして、同じく新市建設計画の4ページのところに計画期間がございすけども、計画期間を平成17年度から平成26年度までの10カ年としてございす。計画期間を10カ年としてあるのは、新市建設計画を促進するための国からの財政支援措置、市町村の合併の特例に関する法律第11条の2に規定する合併特例債が、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限りと規定されているからであります。つまり新市建設計画は、合併3市町村の長期総合計画を十二分に踏まえて、合併特例債を効率的に活用するために作成されたと思います。合併特例債は、建設事業並びに地域振興基金としての積立額は規定されています。合併特例債は、建設部分に関しては国が示す標準全体事業費をもとに算出され、当市の合併特例債の発行可能額を179億4,000万円とされていることから、新市建設計画にされた新市の施策はおのずと合併特例債の発行額を踏まえ、選択しなければならないこととなります。合併特例債は、普通交付税を介して財政支援措置が最も高い財政支援制度ですから、さらには償還年次が施設の減価償却に近いことから、今年度の負担が比較的緩やかであり、最も優先的に活用したい地方債となります。そして、庁舎建設に対して唯一の財政支援措置があるのが合併特例債です。庁舎は、災害時の本部機能になる防災拠点施設でありますんで、五所川原本庁舎及び金木庁舎も建築後40年を超えていることを踏まえて、老朽化が進んでいることから両庁舎の建設に対して合併特例債の活用を図りたいと考えたものでございす。

今伊藤議員がおっしゃいました経済対策の関係、これを優先すべきではないかというお話でございすけども、経済対策の関係については合併特例債が建設事業を前提として施策されておりますので、活用できないこととなりますので、経済対策に関しては当市が今現在の財政状況を見ながら一般財源で対応していかなければならないというふうに考えております。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 金木中学校の1台当たりのバスの単価でございすけども、2万4,675円になってございす。

それから、津軽鉄道の利用についてということでございますけれども、学校統合までの説明会において、嘉瀬地区の生徒については津軽鉄道を利用してはどうかという意見もございました。ありましたけれども、バス等の運行を実施してほしいという意見が大半でございました。これを受けてスクールバスということにしたわけでございますけれども、津軽鉄道を利用した場合、嘉瀬、藤枝、川倉地区の生徒が対象となりますけれども、一旦駅まで自転車、または徒歩で通い、金木駅から出た後は学校まで歩くことになります。当然学校の時間割に沿った時刻表となっていないために列車への乗りおくれや下校時には待ち時間が生じるものと思われまます。バスを利用した場合、より自宅に近い発着所から校舎前までの往復となるために、冬の悪天候時や積雪時においても安心した通学環境が確保され、急な時間割変更が生じた場合でも速やかに対応できるために、多少の事業費の増額が見込まれましてもスクールバスの運行が生徒の安心と安全を確保する最良の手段であるというふうに考えてございます。

それから、津軽鉄道を利用したほうが財政的に軽減になるのではないかと御質問でございます。中柏木地区が通年、それから嘉瀬、藤枝、川倉地区を11月からの冬期間として津軽鉄道の定期券を購入した場合、約230万円、スクールバス等の運行費の見込みが約630万円となりますので、400万円の減額ということになります。しかし、先ほど述べたとおり、学校統合までの説明会においてはバス等の運行をしてほしいという意見が大半でございました。審議が十分なされたものと考えてございます。津軽鉄道を利用した場合、授業が終わり、生徒の下校時間帯となる午後4時台の列車がないということも考えられます。それから、先ほど申しましたけれども、急な時間割変更、これが生じた場合の対応も難しいということで、さらに冬期間は時期的に受験を控えている3年生がおります。津軽鉄道の時刻表を優先した登下校になることで、学校や家庭での勉強時間に支障を来すことも考えられます。現在金木中学校の下校時のスクールバスは、午後4時20分と午後6時の2便を運行していること、急な時間割変更にも柔軟に対応できることなどを考慮しますと、確かに津軽鉄道を利用するほうが財政面では有利であっても安心、安全な通学環境を確保することが最優先であることから、スクールバス等による運行が最良であるというふうに考えてございます。

○工藤武則議長 9番、伊藤永慈議員。

○9番 伊藤永慈議員 市長は当初財政健全化で大分経費を削ってきたわけです。私考えるに、いっぱい新築されて、そして借金はすごく増えるんです、実際。比率はそうかもしれないけれども。ただ、単年度で黒字といっても、将来、今、年々人口も減少しているんです。これ本当に大丈夫ですか。私、その辺を本当に危惧しております。

あと、もし建てるとしたら西北病院の跡に、ある人はあそこで人、何百人も死んでいるのに、あそこに建てていいのかという意見もあるし、なぜわざわざ混むところに新築するのか。個人的な考えですけども、やっぱり合併したのであれば金木にも近い、農道のあの辺に建てたほうがもっと市民にはいいんじゃないか。ほとんど合併特例債、過疎債使って市内だけ中心にやって、もっと市全体のことを考えてほしいんです。

要望としては、本当にこれ市民のアンケート、ぜひやってもらいたい。どういう考えなのか。本当に建てていいのか、もっと経済効果のあるものに使ってもいいんじゃないのかと、そういうところを本当にやってほしいです。ただおまえたちが決めたんでいいとかじゃなく、やっぱり市民の意見をもっと聞いてください。新庁舎といってもわかっているよな、病院、ここに来れば新庁舎建てないといけない、最初からあなたたちが考えて、将来見込んでそれやったような、とってつけたような感じするんですけども、その辺アンケート、市民の意見、ぜひ住民説明じゃなく、意見を聞く耳を持ってください。

あと金中のことなんですけども、教育長、部長でもいいや、そういう人たちに時間のこととか料金のこと、いろいろ幾ら、今PTAも騒いでいるんです。そこ聞きに行きましたか。今実際バス動いてみて言われたのが、待っているところに屋根も何も無い、雪降ってもそこで待っているんです。家の前にバスが迎えに行くんじゃないです。そこ、どう思いますか。ただ外で待っているんですよ、各地区で。そこも本当に考えてほしいと思うんです。

あと私のところの農免道路は本当に狭いんです。旧金木南中学校では全員ヘルメット着用でした。金中に行ったら遠くなったにもかかわらず、ヘルメットは義務化されていない。おかしいんじゃない。近いところは真面目にヘルメットかぶっているのに、遠くなったらヘルメットをかぶらないで通学している。この辺も教育長、ちゃんと指導した、何かあったら遅いと思います。PTAが統合する前にみんないいということだったかもわかんないけども、何かあったら遅いですから、そこもう一度PTAを集めてどういう意見なのか。私、今開いています。財政的にも安い津鉄でもいいのであれば、その区間だけ、あと時間だとかというのはまた交渉しながらやればいいんじゃないですか。ただそこだけ決めるんじゃないで、ただもっと動いて、何が一番いいか、そこ子供たちのことを一番考えて行動してほしいと思います。この辺答弁お願いします。

○工藤武則議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 ただいま伊藤議員から要望のありました新庁舎建設に関して、市民の意見を取り入れてほしいといった御要望でございます。

今後パブリックコメントの実施や積極的な情報提供に努めていくほかに、住民懇談会、



さらには市民意識調査などを活用して市民の声を取り入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○工藤武則議長 市長。

○平山誠敏市長 ただいまの伊藤議員の御質問にお答えいたします。

就任当初、かなり厳しい財政状況でございまして、財政の健全化は一生懸命やったわけですが、議員各位初め、市民の皆様方、職員の皆様方の御協力をいただいたの財政難も乗り越えることができました。心から感謝申し上げる次第でございます。確かに総合病院の建設とか消防署、中央小学校がやっていますので、一時的にはかなり借入金が増えるということは確かですが、全て合併特例債とか過疎債とか非常に効率のいい債券を発行していますので、中身が実質的にはかなり財政も健全化されるのじゃないかと思っておりますし、中長期的にも18%ぐらいに、未満になるような計画になっております。財政の運営については、余り御心配いただかなくてもいいのかなという計算でございませう。

それと、市民の意見、今の西北病院の跡地に建てるのが悪いという御意見のようですが、私としては駅も近いし、バスの停留所も近いと。津鉄で来る方も非常に今よりは便利になるのかなという思いでございませう。これから人口が減少する社会になりますので、仮に金木と五所川原の中間の水田を買収したとしても、むしろ使い勝手の悪い、非常に使いにくい庁舎になるのかなという思いでございませう。多分伊藤議員の思いは、五所川原の中心部にだけ投資して金木のほうに投資しないのが悪いという御意見のようですが、できれば今の金木庁舎も解体して新しいものをつくるようになってございませうし、その際には金木自体のにぎわいと申しますか、経済効果もあるような施設が欲しいなど。これから具体的に地元の議員、先生方とは金木地区の方々の御意見も聞きながら具体化させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 スクールバスの待合所がないということで、大変御不便をおかけしているということでございませう。できるだけ待ち時間が少なくなるようなスクールバスの運行の時間帯について努めてまいります。

それから、ヘルメットについてでございますけれども、自転車通学における安全を確保するために学校長が判断していると思っておりますけれども、それらについても再度学校のほうに指示してまいりたいというふうに思います。

それから、津軽鉄道の時刻表の協議でございませうけれども、津軽鉄道については一般的

にJRの時刻表に合わせているのが通常でございます。こういったことから、通学時間帯に合わせた時刻表の編成というのはなかなか難しいものがあるかと思えます。いずれにいたしましても、スクールバスの運行については安全、安心についてこれからも確保してまいりますので、議員の御理解をお願いしたいと思います。

○工藤武則議長 以上をもって伊藤永慈議員の質問を終了いたします。

次に、1番、花田進議員の質問を許可いたします。1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。傍聴者の皆さん及びインターネットで視聴している皆さん、質問についての御意見等がありましたらぜひお寄せください。それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初の質問は、市庁舎建設問題についてであります。1番目に伊藤議員も質問し、かなり重なりますが、通告に従い質問させていただきます。市庁舎建設は、大変微妙な問題であります。全国的には住民運動となっているところもあります。それは、市庁舎建設は無駄遣いと受け取られない場合があるからです。市庁舎建設は、住民投票で決めるべきだともめているところもありました。速急に進めるべきではないと考えるものであります。9月議会の議案説明会にこのことが提案され、多くの議員は突然のことでびっくりしていました。市庁舎は、建設41年と古く、そのうち建設は必要と思っておりましたが、つがる総合病院や消防署、中央小学校など箱物の建設が続いています。その中であえて市庁舎建設に至ったのか、その経緯と、現在どのような段階にあるのかお知らせください。

市庁舎建設に当たり一番危惧するのは、財政的に成り立つのかということであります。今年度の借金である市債は、前年より20億円も増加し、70億円を超えています。一方、市の借金の返済である公債費は48億円で、支出額の15%余りに及びます。財政が厳しいときは、議員に財政のシミュレーションを示していましたが、最近は示されていません。建設には、活用が延長された合併特例債を活用するようですが、財源などについても説明してください。建設に当たっては、市民の意見も取り入れるようではありますが、どのような方法を考えているのでしょうかお伺いします。

2番目の質問は、遺産の保護、活用についてであります。10月14日に五月女范遺跡発掘調査現地説明会に参加しました。たくさんの方が興味津々な様子で参加していました。議員も何人か参加していました。人骨が出る遺跡は、日本では余りありませんので、その現場を実際に見ることができ、感激しました。現在は、中央公民館で展示が行われています。ぜひ一見の価値があると思えますので、多くの方々に見ていただければと思う

次第であります。この五月女菴遺跡の調査の状況と経緯についてお知らせください。

この遺跡は、砂採取中に遺跡が出たことにより調査が始まったと聞いています。調査が終われば砂が採取され、跡形もなくなってしまう。このような貴重な遺跡がなくなってしまうことになります。この遺跡を後世に残す必要があるのではないのでしょうか。三内丸山は野球場になる計画でしたが、現在では日本でも有数の縄文文化を伝える地となっております。この五月女菴遺跡を保存するために遺跡のある地域を市が所有することにより守られると考えますが、いかがでしょうか。また、市浦地区は、以前は縄文文化ではなく中世の文化遺産として貴重な地域でした。山王坊日吉神社には、館の跡を昭和57年から61年にかけて発掘調査をした結果、中世のものと思われる礎石群、石段、石溝等が発見され、礎石からは大型寺院風拝殿跡などが確認され、東北最大規模の宗教遺跡であることが立証されています。ここを単にこのままの状態に保存するだけでなく、建物の復元を行うならば、あの神秘的な場所が全国から見学に訪れるところになるのではないのでしょうか。このような整備の必要についてお伺いします。

遺産について、さらに旧平山家住宅についてお伺いします。旧平山家住宅は、築200年以上を経た当地方最古の建造物で、主屋と表門は重要文化財に指定されています。平山市長にも関係するこの遺跡が、外壁は壊れ、ロープが張られた状態が続いています。外壁は重要文化財ではないとしても、多くの人々は一体と思っています。このような遺産が壊れたまま長い間放置されていることは極めて遺憾で、恥ずかしいことではないのでしょうか。早急に修繕すべきと考えますが、今後の対応を示してください。

最後の問題は、水道水の異臭問題についてです。津軽広域水道企業団が供給する水道水がカビ臭や墨臭がするという事態が発生しました。浅瀬石川ダムで発生した2-メチルイソボルネオール、略して2-MIBと言うようですが、それが原因と言われております。この物質は、顕微鏡で見ることしかできない藻が出すもので、水道基準を大きく超えるものとなり、9月23日から10月13日までの21日間にわたって約22万人の水道利用者に悪臭被害を与えました。当市の被害者は3万7,000人余りに及びます。水道水の水では御飯からおいがして食べられない、水が飲まれないなど、スーパーにペットボトルを買いに行く、給水車から水をもらったが重くて大変、食堂の営業をしている人たちはひっきりなしに給水車に走るなど大変な被害をこうむりました。私は、この問題で9月28日と11月15日に関係する自治体の議員と一緒に企業団と交渉を行いました。この問題への当市の経緯と対応についてお答えください。

次に、公の資料では当市と企業団との具体的な関係がわかりません。当市の津軽広域水道企業団への支払い額や事業に占める割合等をお知らせください。今回の問題につい

て、青森市や平川市、鶴田、板柳町などが水道料の減額措置をとりました。五所川原はいつ減額するのという声があります。当然の声だと考えます。飲めない水を供給して、自然災害だから、不可抗力だから、給水車を出したからなどと理由を言っても市民は納得しないと考えます。当市も水道水の減額を実施するべきと考えますが、いかがでしょうか。また、その被害額は企業団に請求するべきと考えます。調べたところ、企業団は毎年5億円以上の利益を出しているところであり、遠慮することなく請求するべきであります。近年夏場の気温が高く推移していることを考えると、今後も異臭問題は起きる可能性があります。今後の対応についてどのようなことを考えているのでしょうかお伺いします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。答弁をよろしくお願ひいたします。

○**工藤武則議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** ただいまの市庁舎建設について、市民の意見をどのような形で取り入れるのかということをお答えいたします。

新庁舎は、単なる行政スペースではなく、多くの方々が利用する公共スペースであることから、新庁舎建設に当たっては広く市民の皆様からの御意見も伺いたいと思っております。現在新庁舎検討会議において、総合窓口の設置も含めた新庁舎内の窓口配置やユニバーサルデザインの採用等、より具体的な新庁舎の建設イメージを検討中であり、来年度中には同イメージを市広報や市ホームページを通じて市民の皆様にご公表し、これに対する御意見をいただき、新庁舎建設の計画に反映させてまいりたいと思っております。

○**工藤武則議長** 総務部長。

○**小田桐宏之総務部長** 新庁舎建設の詳細な経緯と現在の検討状況についてお答えいたします。

先ほど伊藤議員へ御答弁したところでありますが、昨年7月のつがる西北五広域連合中核病院建設事業対策会議以降、新庁舎建設の可能性について検討しておりましたが、多額の建設費用を要することから、財源が確保できた場合という留保つきでの検討となっております。合併特例債の活用期間が5年間延長される東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が昨年11月に国会に提出され、本年6月に制定されたことを受けまして、改めて庁舎等内部検討委員会を設置し、建設候補地や基本方針などについて具体的に検討してまいりました。

こうした経緯により策定した五所川原市新庁舎建設基本計画について、その要点を御

説明いたしますと、建設場所は既存の市有地の中から候補地を選出することとし、西北中央病院敷地、五所川原消防署移転後跡地を検討いたしました。敷地面積が広く、また既存施設の解体費も合併特例債の対象となるということから、西北中央病院敷地を建設予定地としたところであります。

建設期間につきましては、つがる総合病院の開院以降であること及び延長期間である平成31年度までに建設を完了する必要があることから、平成26年度において西北中央病院、旧高等看護学院を解体し、平成28年度に本庁舎を建設することとしております。

施設規模につきましては、事務の簡素効率化、本庁外に配置されている部署の本庁集約化を図ることとし、2階建て、延べ床面積1万1,000平方メートルと想定しております。ただし、施設規模につきましては既定事項ではなく、今後の検討内容を加味し、建設の階数、延べ床面積を決定してまいりたいと考えてございます。現在は、職員で構成する新庁舎検討会議において新庁舎における窓口業務や施設設備等について検討することとしており、平成25年度内を目途として庁内意見を取りまとめ、これを公表し、市民の皆様からも御意見をいただく予定となっております。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 新庁舎建設に係る財源内訳と財政計画についてお答えいたします。

先ほどの答弁したとおり本庁舎の建設の規模は、西北中央病院及び現庁舎の解体工事費を含む概算事業費を50億円と見込んでおります。これらに係る経費50億円のうち42億7,800万円を庁舎建設に対し、唯一の財政支援措置がある合併特例事業債を活用し、残り7億2,200万円が各建設年次の事業費に応じて一般財源で負担することとなります。

新庁舎建設を実施した場合の具体的な財政計画につきましては、合併特例事業債を平成31年度まで延長して活用するためには、今あります新市建設計画の変更が必要となります。新市建設計画を変更する場合は、市浦、金木両地域審議会の御意見をいただきまして、その御意見を付して県へ変更申請し、承認後に議会へ変更議案を提案させていただくこととなります。

10月の末に金木、市浦両地域審議会を開催いたしました。両審議会の方からは、建設に関して御理解をいただけたことから、今後は県への変更申請の手続を図ってまいります。でき得るならば、年内に県のほうに変更申請を提出していきたいと考えております。その後、3月議会になると思っておりますけれども、新市建設計画の変更議案を3月定例会のほうに提案させていただきます。新市建設計画の中で合併特例債を活用する平成31年度までに対して財政推計を付して変更することとなりますので、3月議会に提案する新市建設計画の変更議案の中で平成31年度までの財政計画をお示ししたいと考えております。

す。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 五月女菴遺跡についてお答えいたします。

花田議員には、現地説明会においでいただきまして大変ありがとうございました。初めに、発掘の経緯についてでございます。五月女菴遺跡は、平成16年度に遺跡内にある土地所有者から土砂採取の計画が上がり、平成17年度に遺跡の詳細分布調査を実施し、遺構の範囲を特定いたしました。その後、土砂採取計画の届け出が提出されたため、緊急発掘調査事業として国、県の補助事業を利用して、平成22年度から3カ年計画で発掘調査を実施いたしました。しかし、膨大な量の遺物が出土し、人骨が発見されるなど学術的重要性が明らかとなり、3カ年では事業の完了は難しいという状況となったことから発掘調査期間を2年延長し、その後の整理作業も含め、平成28年度で報告書を刊行することとしております。

これまでも述べているとおり、発掘調査によって縄文時代晩期の土偶を伴う祭祀遺構やマウンドを持つ土壙墓が現在までに130基検出され、これらが環状にめぐる大規模な集団墓地であることが判明しました。また、土壙墓からは埋葬された人骨がこれまで3体検出されており、日本海側における縄文時代の人骨の発見例は非常に少なく、日本列島の人類史を語る上で欠かせないものであるとの評価をいただいております。学術的重要性が明らかになるにつれ、マスコミ等の報道によって、今年10月に実施した一般公開の現地説明会には約170名の参加者があるなど、研究者だけでなく、一般市民も五月女菴遺跡に対する関心が高まっております。遺跡の学術的重要性については、平成23年度の発掘作業時から認識しており、議員御指摘のように遺跡に係る土地を購入し、保存する方向で検討したこともございました。しかし、遺跡に係る土地が筆界未定地であることから、市が土地を購入することが困難であるとの判断に至り、引き続き発掘調査を行い、全容を解明して保存、記録に努めることにいたしました。

なお、事業費につきましては、平成22年度の事業費が500万円、その内訳は国が補助率50%で250万円、県が2.94%で14万7,000円、市が残り235万3,000円であります。

平成23年度も国、県の補助を受けて事業費500万円を、今年度から平成28年度までは毎年2,000万円の事業費を予定してございます。

山王坊遺跡についてでございます。発見された礎石建物跡を復元して観光資源として活用できないかという御質問でございました。山王坊遺跡は、昭和57年度から平成元年度までに行われた調査で、奥院跡、本殿跡や拝殿跡を含む神社の社殿跡が発見されており、安藤氏時代の神仏習合を示す一大伽藍跡として位置づけられております。県内では、

神社仏閣跡の礎石建物が発掘調査で見つかった唯一の事例であり、国史跡である十三湊遺跡の関連遺跡群の一つとして、教育委員会が平成18年度から平成21年度にかけて発掘調査を進めてきました。調査の結果、仏堂跡を含む3棟の礎石建物跡が発見されています。

平成22年3月には山王坊遺跡発掘調査報告書を刊行し、学術的な評価を得ておりますが、これらの遺跡価値を適切に伝えていくためにも現在国史跡の指定に向けた準備作業を進めており、復元についてはその指定を受けた後、今後の課題として検討していきたいと考えております。

最後に、旧平山家住宅木塀についてでございます。最初に、旧平山家住宅木塀ですが、平成24年4月4日の暴風雪により表門の左側が約36メートルにわたって倒壊し、応急処置として現状では議員御指摘のとおり木塀を撤去し、撤去部分にロープを張っております。この修繕については、土台部分を強固なものに改修し、主屋の景観を保つため、塀の高さを低くすることで早急に工事を進めたいというふうに考えてございます。

○工藤武則議長 上下水道部長。

○對馬隆博上下水道部長 水道水の異臭味問題における原因、経過と津軽広域水道企業団との連絡体制はどのようになっているのかについてお答えいたします。

まず、異臭味の原因につきましては、企業団より水源である浅瀬石川ダム湖に発生した臭気物質を生産する藍藻類の影響と考えられると報告されております。経過といたしましては、企業団からの臭気物質測定結果報告の第1報として、9月20日に数値の上昇により活性炭注入を開始した連絡がありました。その後も随時報告を受けておりましたが、9月23日に異臭味測定値が急激に上昇したため、企業団において午後5時50分に水道水異臭味対策本部が設置された旨の連絡を受けております。その後も人体に影響はないものの数値が不安定な状態にあるとの報告があり、9月24日にはその旨を市ホームページへ掲載しております。その後も数値が高い状態でしたが、給水停止予定はないとの報告を受けておりました。9月28日の関係市町村担当者会議で、企業団よりダムの原水の数値が急上昇したとの報告があり、当市では同日及び翌日に広報車による市内広報活動を行っております。その後、関係機関と連絡をとり合いながら、10月3日から市内7カ所での給水活動を実施することを決定し、10月2日、給水活動実施のチラシを配布するとともに、市ホームページに掲載し、給水活動を実施しております。10月13日に数値の低下による企業団の収束宣言を受け、10月15日午後6時に給水活動を終了しております。その後も数値測定結果は、対策本部が解散した11月14日まで毎日報告がされております。

次に、津軽広域水道企業団への支払い額と事業割合についてお答えいたします。まず、受水費支払い額の平成23年度実績といたしましては、受水量合計306万2,491立米、支払い額合計は2億8,463万3,572円となります。

次に、事業割合につきましては、五所川原地区は元町浄水場、飯詰浄水場、津軽広域水道企業団から受水している七和配水場の3カ所から供給しており、平成23年度実績で元町浄水場は年総配水量が52万3,526立米、飯詰浄水場が年配水量135万9,570立米、七和配水場が年総配水量303万9,773立米となり、合計492万2,869立米となります。事業割合としては、元町浄水場が10.6%、飯詰浄水場が27.6%、七和配水場が61.8%になっております。

次に、水道料金の減額、津軽広域水道企業団への損害賠償を請求するべきではないかについてお答え申し上げます。今回の異臭味水道水につきましては、自然災害的要素が強いものという観点から、本市としては水道料金の減免、減額はしないことといたしました。また、企業団への損害賠償請求につきましては請求する意思はございません。

最後に、今後の対応についてお答えいたします。津軽水道企業団では、11月29日付で関係市町村と危機管理検証委員会を設置し、このたびの反省と来年に向けての改善策を話し合っております。異臭味を発生させないため、技術的な対応を検討するのはもちろんであります。もしまた仮に藍藻類が発生した場合に備え、異臭味物質を除去する活性炭注入設備の設置を来年夏までに行う予定となっております。

また、企業団及び関係市町村は浅瀬石川ダムを管理している国土交通省等に対し、10月17日と18日に藍藻類発生原因の究明及び抑制策の早期着手などの要望を行っております。今後水道水に異変が生じた場合においても速やかな情報伝達、広報活動を行い、市民生活に混乱が生じないように、必要に応じた給水活動等を実施していきたいと考えております。

○工藤武則議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 どうも御答弁ありがとうございました。

まず、病院の問題ですが、何といたっても合併債があるうちに建てたいというのがありありなわけですが……市役所の建設ですが、合併債があるということで、その間に建てたいということなわけですが、問題は先ほど言ったように我々もシミュレーションが示されないと納得できがたいということだと思っております。それで、この間平成27年から交付金下がっていくという問題と同時に、2014年、あと4月から消費税が上がっていくと確実に市の市税も減る可能性が生まれると思っております。要するに、買い控えが起きるわけですから、負担に耐えられなくて。そういう問題を吟味した想定をしていかないと



だめなのではないかということは一つ指摘しておきたいというふうに思います。

それから、今中央病院があるわけですが、新しい病院が建つとあくわけで、膨大な施設が残ると。誰が考えてもあそこを再利用できないのかと思うわけで、その辺の病院のそのもの、跡地じゃなくて病院の建物そのものを活用するということを検討したのかということです。それで、その検討をしたのであれば、その検討結果を教えてほしいと。

それから、病院の跡地に建てるとなると中心地になるわけですので、市民、特に私は高齢者が集うような、そういう市民サロンみたいな施設もつくって、単に四角張った行政だけじゃなくて、市民が集う場所をつくるべきだということを提案させていただきます。

それから、遺跡の問題ですが、五月女菴については境界もなかなか定まらないので、購入することを検討したけど、諦めたということではありますが、28年度まで調査があるわけで、その間はあそこが壊されることはないわけで、ぜひいろんな人の意見を聞いて、その方向も検討して、再度検討してもらいたいということでもあります。

それから、山王坊の遺跡については検討したいということなので、ぜひ専門家の意見なんかも聞きながら進めていくと、私も何度も行ったことありますが、大変神秘的なところなわけですね。あそこに建物を再現できれば大きな観光の資源になると思っております。

それから、旧平山家住宅についてですが、塀は早急にやりたいということだったんですが、25年度にやるのか、26年度にやるのか、その辺を再度確認したいということ。塀は文化財でないので、市で建てなきゃならないわけですが、聞くところによると住宅そのものもかなり修繕が必要なのではないかと聞き及んでおります。もし修繕が必要となりますと、いつごろを計画に考えているのか。それから、重要文化財ですので、国の手当てなどもあると思うんですが、その辺についてお伺いします。

あと水道水の問題ですが、なかなか市民との思いとは違う答弁しか返ってこなかったわけですが、私の質問も最近水道部に集中しているところがあるんですが、意図的ではなくて問題が発生していますので、御了解願いたいと。今出た答弁の根底には、異臭問題というのは自然災害で不可抗力だというふうな立場があるわけですが、私はそういう見解だけでいいのかというふうなことです。やっぱり市民の立場に立って考えていく。たとえ不可抗力だとしても、現在日本には製造物責任法というPL法があって、不可抗力でも罪に問われる場合が法律的にはあるわけですね。ただ、今回の水道水は、水道を飲んで下痢したとか病院に行ったという人はいなかったと思うので、そういう実害がないと、この法律は適用できないわけですが、でも無過失でも責任は問われるのだという法

律があることだけは理解してほしいと。特に水道というのは独占企業なわけです。この水臭いはんで、別な水引きたいとかいうことできないわけですので、実際に人体に影響がなくても飲めなかったとか、ペットボトルを買ったとか、給水所に行かなきゃならないとか、いろんな負担を強いたわけですので、その辺をやっぱりもう一度考えていかなきゃならないんだと思うんです。

例えばお米屋さんで怒られるかもしれませんが、例えばの話ですが、お米を買ってカビ臭いというふうになったら、誰でも文句つけに行きます。そうすると、そこのお店ではお金を払い戻すとか別なものをよこすとかという対応をするわけです。カビ臭いのは仕方ないんだと、食べておけばいいと、誰もお店屋さんの人は言わないわけです。そういうことを考えると、どうも対応がおかしいと。もっと親身になって対応していくべきだと思うんです。

それで、五所川原の責任ではないわけですが、今年の高温というのは全国的に高かったわけです。それが浅瀬石川ダムだけの貯水池で大きく発生したというのは、供給水源に問題があることははっきりしていると思うんです。水に有機物の高いものが流れてきていると、そういう対策をしていないとかあると思うんです。だから、あの水の有機化が進んでいるという疑いがさらに高いわけですので、そういう対応を怠ってきたということから考えると、必ずしも自然災害だけだというふうには言い切れないと思いますので、その辺を再度検討していただきたいと。

次に、先ほど部長も3つの水源があるということで、単純にその3つがあるんだったら、1つが悪いんだたら止めればいいんじゃないかと。水を止めて、あとの2つで水道を供給することは可能なのかどうかということは、検討の余地はあるわけです。弘前と五所川原は水源が複数あるわけです。それ以外のところは企業団しかないわけ。止めると水が供給されなくなりますが、五所川原では3つあるわけですので、浅瀬石川の企業団の水を止めても供給が可能なのかと。資料をいただきましたが、元町と飯詰、例えば昨年度でいえば100%稼働して供給限量に達していないわけですから、これだけですと8,500立米あるわけです。その水でどういうふうになるのかと。水が供給されないところが生まれたりとか、もちろん水圧が下がりますので水の出は悪くなると思いますが、それでも市民が我慢して臭い水を飲むよりは、私はいいいんじゃないかというふうに思いますので、その辺の技術的なところをやっぱりちゃんと検討していく価値はあるのではないかと思いますので、その辺の御答弁をお願いします。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 現西北中央病院を改修して市庁舎として活用を検討されたかという

ことについてお答えいたします。

西北中央病院は、昭和43年2月に建築した外来のC棟、それから昭和41年の4月に建築した入院病室のA棟と、それから昭和58年に増改築した手術室、事務室のB棟と、それから昭和57年の9月に建築した精神病棟のD棟で構成されています。仮にこのままで病院を活用していくとしても、C棟、A棟については耐震補強の実施が避けられません。

また、建築基準法の中で、床または柱、基礎の積載荷重は用途によって8種類に分類されています。病室は、最小の荷重建造物であることから、これを事務室として活用するには床、はり、柱、基礎を1.6倍の荷重強化が必要です。また、基礎の荷重強化は技術的にもかなり難しいものがあるというふうにも伺っております。さらには荷重強化、さらには耐震補強をし、病院を庁舎転用して活用する場合と、新築と比較した場合に対しての費用効果は、五所川原庁舎内部検討委員会の中で検討して、新築のほうが効果が高いというふうに判断したものであります。

○工藤武則議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 新庁舎建設の基本方針の一つの中で、市民が利用しやすく、地域の核となる庁舎を目指しております。ただいま花田議員御提言の高齢者の市民サロンについても検討会議の中で十分検討してまいりたいと考えております。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 山王坊遺跡の復元についてでございます。神仏習合を示す一大伽藍跡と位置づけられていることから、その規模や建物の構造から膨大な財源が必要であるというふうに考えてございます。有効な補助制度を探しながら今後の検討課題としたいと思っております。

旧平山家、主屋の現状における問題点でございますけれども、旧平山家住宅は昭和57年に復元され、今年で30年を経過してございます。その間、小規模な修繕は実施してまいりましたが、経年劣化とともにカヤ屋根の沈下が著しくなっております。平成23年6月10日に機会があって文化庁の技官に視察していただいたところ、幸いにも現状では均等に沈下しているため、緊急に修繕する必要はないが、いずれは全面ふきかえが必要であるという指摘をいただいております。

議員御承知のとおり、旧平山家住宅は主屋部分及び表門が国の重要文化財の指定を受けているために、文化庁の国宝重要文化財等保存整備補助金の補助対象となっており、現在この補助事業を活用して旧津島家住宅れんが塀の耐震補強工事を実施中であり、平成25年度までに完了する予定となっております。この事業終了後に旧平山家住宅主屋の改修について、文化庁と関係機関と協議してまいりたいというふうに考えてご

ございます。

なお、木塀については災害による保険給付を一部の財源として早急に進めたいというふうにご考えてございます。

○工藤武則議長 上下水道部長。

○對馬隆博上下水道部長 2 給水所からの給水について可能かということについてお答えいたします。

仮に今回のケースにおいて七和配水場の給水をとめることになれば、元町浄水場と飯詰浄水場の2カ所となり、最大供給可能量から計算しても五所川原地区の日平均給水量の63%にとどまり、給水量が不足することとなります。また、地盤高の関係から長橋、七和地区の配水は滞るものと思われま。

以上により七和配水場の給水をとめることについては、現実的ではないものと考えております。

○工藤武則議長 1 番、花田進議員。

○1 番 花田 進議員 市庁舎建設についてですが、1つ確認したいのは、新庁舎建設検討会議というのが設置されているようではありますが、これはどういう人たちが入っているのか。または、これは単に内部の組織なのか、ちゃんと条例とかそういうもので決められた組織なのか、確認しておきたいと思ひます。

あと病院の建物そのものを利用するには補強工事が必要で、費用対効果から考えると新築がいいという結論に至ったということは一応わかりました。

あと水道事業ですが、確かに2つだけだと63%の給水可能量しかないというのはわかるんですが、今、水道企業団から日量8,300ほどの水を受けているわけですが、それを例えば2分の1にするとか3分の1にするとか、そういうことも考えながら必死で対応を考えていけばちょっとは違うんじゃないかと私は思うので、単に無理だということではなくて、そういうことも考えた対応。実際弘前には最大日量1万立米の水を少なくしたり、弘前ではしたりしていたこともありますし、その辺のことを、飲めない水をただ買っても意味ない、私はそう思うんです、お金払っているわけですから。どんどんと可能な限り水量を減らしてどうなるのかということもぜひ検討していただきたいというのが私の提案ですので。

それから、むげに自然災害だから減額はしないということですが、そういう立場でなくて、迷惑かけたわけですから、そこはそれとして市長の決断で、市民の中で五所川原いつやるんだっけという声が、みんな周りやっているわけですから、なして来年さ延びるんだべとかいろんな意見が出ているわけですので、その辺は対応としてぜひ再考して

ほしいということをおきたいと思います。

○工藤武則議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 新庁舎検討会議の内容についてお答えします。

まず、会議は設置要綱で定めてございます。構成は、各部等からの職員2名程度ずつ選んでいただきまして、それに市の職員を加えた形で構成してございます。現在検討会議を行っておりますので、平成25年度内を目途として庁内の意見を取りまとめまして、それから市民の皆さんに公表し、意見をいただくということになってございます。

○工藤武則議長 上下水道部長。

○對馬隆博上下水道部長 施設の利用につきましては、花田議員がただいまお話しになりましたように、今後、来年に向けて、また各施設の利用の水量等を検討し、来年度、もしまたこのようなことがありましたら考えていきたいと思っております。

あと減額についてですが、先ほども答弁いたしましたとおり、本市としては減額はしないということにしておりますので、よろしく申し上げます。

○工藤武則議長 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

次に、6番、木村慶憲議員の質問を許可いたします。6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 一登壇一

至誠公明会の木村慶憲でございます。議会傍聴の皆様、お足元の悪い中大変御苦労までございます。一般質問に入ります前に、まずは工藤武則議長が10月26日に35年以上在職、自治功労者として総務大臣表彰を受けられましたことに心よりお祝いを申し上げます。これからも我々若輩議員に対して変わらぬ御指導を賜りますようお願い申し上げます。

また、揺れ動いた国政も国民の審判を受けるべく、ただいま選挙戦の真ただ中であり、政府が機能せず法案が滞り、国が予算の執行を停止するなど、さまざまな影響がございました。グローバリズムの世の中であって、何も進められない日本では他国から取り残されてしまいます。地方自治体においても時代や住民が求め、必要とするものを的確に捉えた上で行政を運営していくことが重要であります。本市の平山市長におかれましては、まずは行財政改革で足元を固めた上でさまざまな政策を展開してきたことはもちろんですが、市民の安心、安全と暮らしやすさのために病院、消防など巨大プロジェクト事業が進められ、大きな形となって見えてきております。自主財源の乏しい五所川原にあっては厳しい財政状況は続きますが、引き続きすぐれた行政手腕を存分に発揮され、各種事業を進めていただきたいと願っております。それでは、通告に従い一般質問をいたします。

初めに、教育行政について。質問の1点目は、教育環境施設の整備についてでございます。当市の学校給食センターは、昭和43年8月に整備されたもので、既に44年が経過しております。施設の老朽化はもちろんでありますし、衛生基準や作業効率などを考えますと抜本的な更新の時期を迎えていることは周知のとおりであります。先般第3回定例会における花田議員の一般質問に対し、教育部長より給食センター整備事業は25年度に基本計画を立案し、26年度をめどに計画を進めたいとの答弁がなされたことを踏まえまして、質問の1点目は市長にお伺いいたします。平成26年度計画の予定に変更が生じることはないのでしょうか。

質問の2点目は、実施設計についてであります。素案の作成が進んでいるのであれば給食センター建設のコンセプト、その中に食育基本法や学校給食衛生基準に基づく対応が盛り込まれていると思います。そこで、施設の規模と機能について、既存施設の現状と計画施設を対比させて説明いただきたい。さらに、給食センター建設のコンセプトである食の安全、安心に向けた衛生管理や食環境の確保、特に食物アレルギーを持つ児童生徒も安心して食べられるための対応について、また地域とのかかわりや環境に対する配慮、加えて市の財政に対する配慮など工夫されているのかお知らせ願いたいと思います。

教育行政についての2点目の質問は、就学援助対象児童生徒の現状と課題についてであります。去る10月1日、文科省はマスコミを通して、長期化する景気低迷に加え、東日本大震災の影響を受けた連鎖倒産などが被災地以外にも広がり、経済的に厳しい家庭、いわゆる家計が悪化し、就学援助を必要とする要保護世帯や準要保護世帯が増加しているとの発表がありました。9月に開催された第3回定例会において、教育委員会より平成24年度事業の執行状況、点検及び評価に関する報告がありました。その中には、平成23年度事業に生かした平成22年度の評価と課題が記載されております。ここで質問させていただくのは、平成23年度の実績を踏まえ、平成24年度、本年度に拡大された援助費目がございましたら、計上された予算額もあわせてお知らせいただきたい。

通告第2点、市街地の整備改善について質問いたします。質問の第1点目は、市街地電線類の地中化推進についてであります。24年度第3回定例会において、青森県へ当市の継続事業として電線類の地中化推進について重点事業として要望しておりますが、23年度までの現況と今後の見通しについて伺いたい。また、11月に市都市計画マスタープラン素案について概要説明を受けましたが、市総合計画後期基本計画に基づいて順調に進捗しているのか、あわせてお伺いいたします。

通告の第3点目、観光振興対策について。質問第1点目、立佞武多コースの延伸につ

いてであります。今年の立佞武多祭りも全国からの観光客や市民が多数参加し、市民のコミュニティイベントとして無事閉会されました。私も立佞武多運行スタッフボランティアとして参加させていただきました。本年は立佞武多の参加団体も増え、昨年までの佞武多等の待機場所を駅前大町1丁目に延伸し、ロータリーからのスタートで佞武多の停滞も幾らか緩和されたようでしたが、祭りの先導が終了地点に到着しても後発の大型立佞武多がスタートされず、観客の不評を買っているのが現状です。祭りは、警察署と主催者、運行団体との協議により運行されております。

そこで、平成8年、1世紀ぶりに岩木河原で立佞武多復元当時実行委員長として携わった市長のお考えについて、今後の立佞武多運行コースに関するコース延長は可能かどうかについてお伺いいたします。

質問の2点目、夏祭り観光客入り込み数の推移についてであります。24年第3回定例会において、同僚の成田議員の一般質問に対し、島谷経済部長より詳細な答弁があり、重複いたしますので、私からは今後の観光客、県算出のめざそう値実現に向けた新たなイベント、民間を巻き込んだ地域経済への波及効果の向上が見込まれる施策が検討されているのか、また検討されているのであればお知らせいただきたい。

以上、3項目にわたり質問させていただきました。市長並びに関係部長の答弁を求め、壇上からの1回目の質問を終わります。

○**工藤武則議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** ただいまの木村慶憲議員の学校給食センター建て替えについて、まずお答えいたします。

現在の給食センターは、昭和43年8月、市内小中学校25校の共同調理施設として建設当初の基準で整備したものであることから、新たな学校給食施設の整備が求められております。また、同センターについては施設整備に加え、地産地消や成長期にある子供たちの食生活を初めとした食育の推進を進めることは急務であり、優先順位の高い施設整備として認識しており、これまでも木村議員初め、多くの市民からその対応を求められております。学校給食センターについては、平成25年度で実施設計を行い、平成26年度工事着手、平成27年度には供用を開始したいと考えております。

次に、立佞武多の運行コースについてでございます。五所川原立佞武多は、平成10年度から運行を始め、市民に愛され、誇れる祭りとして現在に至っております。現在の運行コースが確立したのは、立佞武多の館が開館した平成16年であり、当時の参加団体は14団体ほどでありました。現在は約1.3キロメートルの運行コースを20団体が参加するま

でに盛り上がりを見せており、市民のお祭りとして親しまれているところであります。また、一方では議員御指摘のように参加団体の増加に伴い、コースが飽和状態となってきたことは否めないところであり、今の五所川原立佞武多の基礎となる平成8年の立佞武多復活に携わった者の一人として、この祭りは後世にしっかりとした形で伝えていかなければならないと考えております。本年度は、さまざまな課題を検証し、カラスハネト対策を重点的に実施したところでありますが、今後運行コースの延伸についても祭りの主催団体や警察署など関係機関と協議し、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 学校給食センター建て替えの概要についてお答えいたします。

現在の施設は、建設から44年を経過し、施設、設備の老朽化が進むとともに床面積も狭く、新たな衛生機器や食器及び調理器具の導入もままならない状態で、給食メニューも制限されることで児童生徒の健全な食育への妨げにもなっているのが現状でございます。

今年11月の市教育委員会定例会において御審議いただいた学校給食センター建設計画では、学校給食衛生管理・大量調理施設衛生管理マニュアルの基準を遵守し、ドライシステムを初めとした設備や機能を有する施設とし、建物面積、敷地面積も相当に確保する必要があるとともに、各学校へ給食を提供しながら整備しなければならないことから非現地建設としております。

計画における給食施設の食数は、調理後喫食までの目安となっている2時間を考慮して、市浦地区を除く今後の児童生徒数の推計により4,500食としております。また、現在の学校給食センターに炊飯設備はありませんが、新たなセンターには炊飯設備の機能を整備し、米飯給食をメインに地元の野菜、特産品を積極的に活用できる施設にするとともに、食物アレルギーのある児童生徒に対応した専用調理場の設置や調理の際に発生する熱エネルギーによる融雪、太陽光エネルギーを活用して購入電力の節減を図りたいと考えております。

建設の財源については、文部科学省の学校給食施設整備費補助金や過疎債の活用を考えております。

次に、就学援助についてでありますけれども、就学援助対象児童生徒数の推移については、御指摘のとおり年々増加傾向にあります。給食費の援助対象児童生徒数は、平成19年度は小学校483名、中学校254名、合計737名となっており、平成23年度は小学校537名、中学校322名で、合計859名と過去5年間で小学校では11.2%、中学校では26.8%、全体



では16.6%の対象児童生徒数が増加しております。

就学援助の拡充についてでございますが、現在本市では要保護児童生徒については修学旅行費の全額を、準要保護児童生徒については給食費と修学旅行費のそれぞれ3分の2を援助しております。先般9月議会の決算特別委員会でもその拡充について検討することとしておりましたが、次年度以降給食費、修学旅行費については全額を支援することで検討を進めておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○**工藤武則議長** 建設部長。

○**菊池 司建設部長** 市街地の電線類の地中化の現状と今後の計画についてお答えいたします。

電線類の地中化につきましては、都市景観の向上、歩道のバリアフリー化、防災対策、良好な住環境の形成や歴史的な町並み保存等の観点が加わって社会的ニーズも強くなってございます。無電柱化は、昭和61年の電線類地中化計画に始まり、新電線類地中化計画、無電柱化推進計画と計画名は推移しておりますが、これらの計画に基づき整備を推進し、平成23年度までに県道五所川原停車場線、市道岩木町飯詰線、国道339号の約1,400メートルの整備が完了しております。また、現在大町二丁目地区土地区画整理事業により市道大町大通線、市道中部24号線、市道西部54号線の785メートルを整備しており、平成22年度に策定いたしました五所川原市総合計画後期基本計画では、平成25年度完成予定でございましたが、地権者との交渉が長引いたことから平成26年度に完成する見込みとなっております。

今後の計画といたしましては、東北地方無電柱化協議会の無電柱化計画の承認が得られるよう、県、電力会社、通信事業者などと連携して無電柱化の区域拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**工藤武則議長** 経済部長。

○**島谷 淳経済部長** めぎそう値実現に向けた取り組みについてお答えいたします。

五所川原市総合計画後期基本計画では、青森県観光統計調査をもとにした観光客入り込み数によるめぎそう値を設定しておりますが、昨年発生した東日本大震災の影響により平成23年度は減少し、平成24年度においても今のところ減少の見込みでありまして、めぎそう値の達成が厳しい状況にあります。

そこで、昨年と今年は従来の観光キャンペーンに加え、観光客の呼び戻しを積極的に実施してまいりました。具体的には、平成23年度はJ R八王子駅での青森D Cキャラバン、J R新宿駅でのがんばろう東北！あおもり奥津軽観光物産展、東京都内でのエージ

ェントセールス、千葉県船橋市での青森県津軽観光物産首都圏フェア、ＪＲ上野駅にオープンした地場産品ショップ「のもの」での物産展、そして本年度はＪＲ仙台駅にて夏祭りキャラバンＩＮ仙台、東京都内にてのエージェントセールス、千葉県船橋市での青森県津軽観光物産首都圏フェア実施により全国に向けＰＲを行ってきたところであります。

また、先般の議会で市長が答弁いたしました。来年度は名古屋市で五所川原市観光ＰＲ誘客キャラバン事業を実施して中京圏からの誘客促進を図ってまいります。以降、平成26年度は函館市、平成27年度は大阪市、平成28年度は広島市、平成29年度は福岡市とこのキャラバン事業を展開する予定でありまして、今まで以上に五所川原の知名度、認知度の向上に努めてまいります。今後とも本地域の経済活性化に向けた施策を実施、検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○工藤武則議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

給食センター建て替えについて、今部長より財源について答弁ございました。当市では、中央小学校、つがる総合病院、消防庁舎等建設事業が続いている中で、既にマスコミにも発表され、先ほど質問もありました新庁舎の新築移転事業など大規模な事業が続いていくこととなっております。黒字とはいえ潤沢などとは言えない市の財政状況を考えると、その財源の確保が非常に心配なわけであります。

そこで、給食センターの新築事業移転における財源、今答弁いただきました財源について私が聞きたいのは、その後、管理運営費でございます。これまでたびたび複数の議員諸氏より提案や導入について質問のあったＰＦＩ方式により、民間における創意工夫やノウハウを活用して整備することを検討されたのかどうか。これまで煩雑な手続で敬遠されてきたＰＦＩ方式も各ユニットを組み合わせることができる手法や地域の活性化を図るため、簡略な手続のもとで、小規模で多様な公共事業にも適用できるようにＰＦＩ法が改正されたようであります。先月には、青森市において小学校の給食センター建設事業が着工され、施設の管理運営はＰＦＩ方式を導入しております。当市の給食センターの管理運営についてはどのような方針なのかお知らせ願いたいと思います。

教育行政についてであります、もう一つ。就学援助制度についてお伺いいたします。働く場が増え、経済的に安定することが家庭環境、教育環境には大切なことでもあります。しかしながら、現状の経済状況及び雇用状況などから考えますと、就学援助対象児童生

徒の増加が見込まれるとのことで、大変苦しい思いでいっぱいです。制度を利用できない保護者や父兄があってはなりません。該当する方々全て支給を受けられるよう周知していただくことはもちろんでありますし、平成24年度の状況を踏まえた上で平成25年度における援助費目の拡大を考えておられるのか、さらには教育弱者児童生徒をなくするための対応策などをお知らせいただきたい。

市街地電線類の地中化推進について質問いたします。先ほどの部長の答弁の中で、東北地方無電柱化協議会の承認が得られなければならないとの説明がありましたが、その協議会の目的と構成員についてお知らせいただきたい。

観光振興対策についての質問です。立佞武多観光客入り込み数についてだけを取り上げれば、確かに県内外からの観光客は顕著に増加しておりますが、それが果たして地域経済の活性化にどれだけ波及しているか疑問であります。立佞武多開催時間に合わせて五所川原に入り、終了と同時にともに即街から引き揚げる現状を見ると、投資経済の波及効果には決してあらわれておりません。もう一度民間を巻き込んだ官民一体となったイベント、施策をお考えか、また施策を検討するべきと思うが、この点についてお伺いいたします。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 学校給食センターの建て替えに対してP F I方式の導入の検討であります。先ほども教育部長から答弁させていただいておるとおり、学校給食センターの建設財源は国庫補助金及び元利償還金に対し、普通交付税で7割の財政支援措置がある過疎対策事業債の活用を見込んでおります。P F Iとは、P F I事業者が公共施設の整備から運営まで一体的に行い、自治体がP F I事業者に対して、その費用を委託料として分割払いすることを指しますが、単なる役務の提供だけではなく、公共施設の購入を分割払いする契約、あるいは公共施設買い取り特約付きのリース契約といった資産の取得が伴うことが特徴であります。

P F Iの効果としましては、設計から工事運営までをP F I事業者に委ねることで企業経費が減る、それから最低限の規模や機能だけ提示して、あとはP F I事業者に自由に任せる性能発注が可能であること、柔軟な人員配置などによる賃金のコストが減らせるなどが挙げられるかと思えます。

そこで、当市の学校給食センターについて検討しますと、市の公共事業として実施した場合に対しては、整備財源として国庫補助金及び過疎対策事業債を活用できるのに対して、P F Iで実施した場合には整備財源として国庫補助金は活用できるものの、過疎対策事業債の活用はできません。国庫補助金を除く建設費を比較しますと、実質的に3

割の財源で事業を行うことができる市の公共事業として実施したほうが国からの財政支援措置が高いことから、今回PFI手法を採用しないことと判断したところでございます。

先進自治体として青森市のお話がありました。青森市は、過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域として指定されていないことから、過疎対策事業債が活用できない団体となります。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 就学援助制度の周知につきましては、現在市ホームページに掲載しているほか、新小学1年生については就学時の健康診断時に保護者に対して就学援助制度についてのお知らせを配布しているほか、毎年学校を介して全児童生徒に対してもチラシを配布し、その周知に努めているところでございます。援助費目については、給食費、修学旅行費として新年度からその全額について支援する方向で検討しております。

○工藤武則議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 東北地方無電柱化協議会の目的及び構成員についてお答えいたします。

本協議会の目的は、東北地方において安全で快適な道路空間の確保、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、環境向上の観点から、無電柱化を促進するための方策を広い視野から検討、調整し、無電柱化を計画的かつ円滑に推進することとなっております。本協議会の委員は、国土交通省東北地方整備局道路部長を会長に、経済産業省東北経済産業局、警察庁東北管区警察局、総務省東北総合通信局、国土交通省東北地方整備局、東北6県及び仙台市の道路部局、東日本電信電話株式会社、東北電力株式会社、社団法人日本ケーブルテレビ連盟、オブザーバーとして仙台市消防局、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、東北インテリジェント通信株式会社となっております。

以上でございます。

○工藤武則議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 五所川原立佞武多による地域経済への波及効果についてであります。宿泊業については、ここ数年の数値を見ますと好調を維持しております。それに伴い飲食業もその効果を得ているものであり、一定の成果があるものと考えております。

しかし、その一方で議員御指摘のとおり通過型の観光客が多いというのも事実であります。いかに本市に長時間滞留していただき、さらなる経済活性化につなげていくかということが大きな課題であると考えております。

また、官民一体となった新たなイベント、施策でありますけれども、今年度立佞武多の館隣接地の広場の整備が完了する予定でありまして、来年度から市民の憩いの場、中心市街地のにぎわいを創出する場として供用を開始することとなっております。立地条件のよさを強みにして、民間を中心とした官民一体となった各種お祭りやイベント等への利用を促進して、市民のみならず観光客も含めた来街者の拡大につなげていきたいものと考えております。

いずれにいたしましても、五所川原立佞武多を活用しての経済効果の波及はもっと得られる伸びしろの多いものと考えておりますので、今後とも地域経済活性化に向けた取り組みを進めてまいります。

よろしく願いいたします。

○工藤武則議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 お昼ですので、早目に。3回目は提言、要望ですんで、答弁については必要ございませんが、答弁ございましたら頂戴いたします。

教育行政というより地方行政全般についてですが、平成25年から34年の10年間の児童生徒を含めた市人口推移を見れば約26%の人口減少が予想されます。今後の五所川原市にとって貴重な人材であります。宝であります。私どもの世代が後期高齢を迎え、私どもを支えてくれます、あすを担う子供たちのために、今私たちができる範囲で子供たちを守っていかなければならないことを要望いたします。

また、市街地電線地中化推進については、県、国の補助事業でもありますでしょうし、NTT、東北電力との兼ね合いもあり、そちらの予算執行により整備進捗率が左右されると思いますが、本市としても今後も計画どおり推進されることを要望します。

私が今回一般質問で通告した電線類地中化推進により、道路景観の環境整備によって立佞武多運行コースの改善が図られ、これによって観光客のニーズ、参加団体の要望に応えられるとともに地域経済活性化につながるのではということを提言し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○工藤武則議長 以上をもって木村慶憲議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 零時08分 休憩

---

午後 1時03分 再開

○磯辺勇司副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8 番、吉岡良浩議員の質問を許可いたします。

○8 番 吉岡良浩議員 一登壇一

至誠公明会の吉岡です。平成24年第5回定例会に当たり一般質問をいたします。

最初の質問は、子ども・子育て新システムについて3点ほど質問いたします。子ども・子育て新システム法案骨子が国より示されました。それによると、市町村の役割として新システムの実施主体としての役割を担い、国、都道府県等と連携し、自由度を持って地域の実情に応じた給付等を設計し、市民に新システムの給付等を提供する、確保する、そのために必要な権限及び責務を児童福祉法及び子ども・子育て支援法の2法に位置づけるとあります。その権限と責務とは、1、子供や家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施、2、質の確保された給付、事業の提供、3、給付事業の確実な利用の支援、4、事業の費用、給付の支払い、5、計画的な提供体制の確保、基盤整備となっております。この権限と責務の中で、事業について質問いたします。当市では、子ども・子育て支援事業は現在何を行っているのかお答えください。また、25年度はどのような計画があるのかもお願いします。

次に、障害児に対する支援についてですが、現在未就学の障害児はどれだけいるのか。また、障害児の生活支援を行っている施設は市内に何件ほどあるのか。施設名を言っても差しさわりのないようならお答えください。

3点目として、当市の人口の減少に歯どめがかからない状態にあります。これを防ぐために赤ちゃんを増やす必要があると思います。そのために不妊治療助成事業を立ち上げてはどうでしょうか。県ではこの事業を行っていますが、さらに市の助成を行い、治療者の負担を少しでも軽減し、子供を一人でも増やすためです。それと五所川原市で県の助成を受けた件数がわかればお知らせください。

次に、2番目の項目、公園の整備状況を伺います。当市では60カ所前後の公園があります。市民が憩いを求めて集まる場所です。子供にとっては、安全に走り回ったり、安心して遊べる場所です。私がここ数年、毎日見ている公園があります。その公園は、雑草が膝のあたりまで伸びてもまだ草刈りをしない状態をよく目にします。そこで、今年度草刈りを行った月日をお答え願います。場所は、ひとつや児童公園です。

次に、管理について。遊具の管理は当たり前のことですが、環境、つまり危険箇所の確認などはきちんと行っているのか。フェンスの崩壊、公園内の大きな穴、段差が大きいところなど、管理を年に何回ほど行っているのかをお答え願います。

以上で1回目の質問を終わります。

○磯辺勇司副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの吉岡良浩議員の子育て支援事業についてお答えいたします。

少子化や核家族化の急速な進行に伴い、子供や子育てをめぐる環境が依然として厳しい状況にある中、子供を安心して産み育てることができる社会の実現は、日本全体で早急に取り組まなければならない最重要課題の一つであります。

こうした状況を踏まえ、国では全ての子供に良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため、教育、保育及び子育て支援を総合的に推進する新しい仕組みづくりを進めております。本年8月には、消費税率の引き上げによる財源確保を前提に、子ども・子育て関連3法が成立、公布され、平成27年度の本格施行に向けて小学校就学前の子供に対する保育及び教育等を総合的に行う認定こども園制度の改善や幼稚園、保育所等を通じた共通の給付制度の創設及び地域の子ども・子育て支援の充実に向けた基盤整備が予定されております。

市では、これまでも保護者の皆様の多様なニーズに応えるため、延長保育や休日保育事業等の保育サービスの拡充を初め、子育て支援サービスの整備、充実に取り組んでまいりましたが、今後も地域の未来を担う大切な子供たちと我が子の健やかな成長を願う保護者の皆様の支援を図るため、子育て、保育施策の推進に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、子育て支援事業の内容につきましては福祉部長から答弁させます。

よろしく申し上げます。

○磯辺勇司副議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 当市における子育て支援事業につきましては、平成22年3月に策定しました五所川原市次世代育成支援行動計画後期計画に基づき、全ての子育て家庭における児童の養育支援と子育てしやすい環境の充実、整備を目指して、平成24年度は地域子育て支援拠点事業3カ所、延長保育事業17カ所、放課後児童クラブ事業15カ所で実施し、そのほかファミリーサポートセンター事業、乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健診及び養育支援訪問事業等を実施しております。

平成25年度につきましては、地域における子育て支援サービスのさらなる充実を図るため、地域子育て支援拠点事業を見直し、旧市町村区域の3カ所で委託実施していたセンター型から、子育て中の親子が集える広場型へ移行し、市内全域9カ所での委託実施を検討しております。また、放課後児童クラブ事業につきましても三好小学校区の保護者への利用意向調査を実施した結果、開設基準を満たしたため、来年度新たに放課後児

童クラブを設置することで未設置学区の解消が図られることとなっております。

なお、五所川原市次世代育成支援行動計画後期計画は平成26年度までの計画となっており、平成27年度以降につきましては子ども・子育て関連3法の施行に伴い、新たに策定する子ども・子育て支援事業計画に基づき、引き続き各種子育て支援事業を実施する予定であります。

次に、障害児の御質問もございました。障害児に対する支援についてお答えいたします。12月1日現在、障害者手帳を所持している未就学の児童数は45名となっております。また、市内において障害児支援サービスを提供している事業所は、児童デイサービス八晃園、びーた支援センター及びラ・シュシュの3カ所となっております。

以上であります。

○磯辺勇司副議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 それでは、民生部より不妊治療費の助成について御答弁申し上げます。

不妊症は、夫婦10組に1組の割合で存在するとされております。当市単独での不妊治療費の助成はしておりませんが、議員御指摘のように県においてはその事業を実施しているところであります。その内容としては、不妊治療のうち体外受精、顕微受精については1回の治療費が高額であることと、治療が数回、または数年に及ぶこともあり、その経済的負担が重いことから、不妊治療に要した費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図っています。助成額は、1回につき15万円までとし、1年度目は年3回まで、2年度目以降は年2回を限度に助成し、通算10回を超えず、助成期間についても通算5年となっております。

平成23年度における五所川原保健所管内の申請のうち、当市の申請者は20件、延べ数にして38件であります。現在は、環境ホルモンの影響、婦人病の増加傾向、晩婚化などさまざまな事象が影響し、今後も割合が高まると予想されております。当市においても次代を担う子供、元気な子供を産み育てる環境づくりとして重要な施策になってきますので、今後の課題として検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○磯辺勇司副議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 ひとつや児童公園における本年度の草刈り実施状況についてお答えいたします。

ひとつや児童公園の本年度の草刈りは、5月15日、6月22日、7月17日、9月5日、10月5日の合計5日間実施しており、刈り払い機7台、草刈り機1台の計8台で作業をいた



しました。また、市内の公園での草刈りの実施回数は、公園の設置された場所や利用頻度等によって年2回から5回とばらつきがございます。特にひとつや児童公園やかまや児童公園など住宅街に囲まれた公園は、風が余り当たらないなどの気象条件により、草刈り後の草の伸びも早いため、1カ月間隔で草刈り作業をすることとしております。

次に、公園の危険箇所等に対する管理でございますが、都市公園につきましては春と秋の年2回実施しており、市営住宅内の公園につきましても同様に春と秋の2回行っているほか、職員が市営住宅の修繕等で団地へ訪問した際には、公園や建物周辺等に不具合がないか確認しており、不具合を発見したときには早急に修繕をして安全確保に努めてございます。

以上でございます。

○磯辺勇司副議長 8番、吉岡良浩議員。

○8番 吉岡良浩議員 どうもわかりやすい答弁ありがとうございます。

子育て支援事業については、前に質問したことはあるんですけども、それより事業の種類も増え、件数も多くなり、大変喜ばしいことと思います。ただ、ちょっと残念なのは休日保育、病児、病後児保育事業がまだ実施されていないということです。これについては、27年度以降、次世代育成支援行動計画に盛り込むよう要望して、この件については終わります。

次に、障害児について生活支援を行っている施設が3施設ほどありましたが、これは市民にほとんど周知していないというような感じです。保育園については、福祉事務所の前に各施設のいろいろなことを書いたのが、紙1枚ですけども、きちんと置かれております。また、最近サイネックス社の「暮らしの便利帳」などが出ましたが、保育園はきちんと全部名前があって電話番号もありましたが、障害施設は何も載っておらず、82ページでしたか、下のほうで詳しくは90ページをごらんくださいと。90ページにいくと、詳しくは83ページをごらんくださいと何か意味わからないことがありましたので、例えば詳しく書いているパンフレットが家庭福祉課や健康推進課に行けばきちんとあるのか、簡単にお答えください。また、全部にまつわる子育て支援ブック、つまり妊娠してから学校を終わるまで何が必要なのか、子供にとって何が必要なのかという小冊子をつくる計画はないですか。

次に、不妊治療助成金についてですが、五所川原では20件ということで、多分20人だと思いますが、延べ数で38回、1人約2回ほどやっているということで、市長、これどのくらい治療費かかるかわかりますか。大体1回50万円ぐらいかかるそうです。若い人だと、これ100万が限度として年2回ぐらいだと思んですけども、これ市でも助成出し

てくれると、2回やっただけで県から30万、市から20万、そうすればもう一回治療を受ける機会があるわけです。機会があればあるほど赤ちゃんが生まれ、五所川原では人口が増えていく。市長、ぜひやってみませんか。市長の見解を求めます。

2番目の質問の公園についてですが、大体わかりましたが、約1カ月。でも、雑草に勢いがあるとき、5月15日から6月25日ということで40日、すごい、ただただ本当に遊べる状態ではなかったのを私はきちんと覚えていました。もう少し勢いがあるときは20日ぐらいに間隔を短くし、そうじゃないと見た目もよくないし、害虫発生の原因ともなります。その後余り長くなった草、刈り取った後の処理はどうしているんでしょうかお答え願います。

次に、環境の管理についてですが、みどり町2丁目、通称カマキリ公園という公園があるんですが、そこをずっと歩いていくと、平坦なところを歩いていくと、急に幅約1メートル、深さ1メートルぐらいの大きなU字溝があるんです。反対側のほうは、ちょうど道路が切れていまして、ガードレールできちんととめているんですが、もし公園で本当に一、二歳の子がよちよちと歩いていった場合、子供は下を見ません。ほとんど前を見て歩いていますので、すつんと落ちる可能性があります。そういうところにフェンスとか側溝にふたをすとか、何らかの手を打たないとだめなんじゃないでしょうか。また、これ以外の公園でも危険な箇所がまだまだたくさんあると思うので、もっときちんと管理する必要があるのではないのでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○磯辺勇司副議長 答弁。

市長。

○平山誠敏市長 先ほどの答弁にもございましたが、夫婦10組に1組の割合、まず1割ぐらいが不妊治療をしているということで、体外受精が30万ですか、顕微受精が50万かかるということで、先ほどの数字からいきますと延べ数38件で15万だと、大体600万弱ぐらい必要だということですので、その辺も含めて財政とも検討していきたいと思えます。

よろしくお願ひします。

○磯辺勇司副議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 それでは、子育て支援ブックという、それに関連する御質問でございます。現在も子育ての一環として、妊娠された場合、妊婦さんには子育てのための母子健康手帳を保健師を通じて漏れなく説明をした後に手渡しをしているという状態です。この手帳は、小学校入学前までの健康診断、予防接種などの育児に関連する必要事項について詳細に記入されているものであると全国統一されたものであります。また、

今議員御指摘がありました、毎戸配布しております「暮らしの便利帳」も子育ての支援のための情報が掲載されておりますけれども、少しちぐはぐなような、そういう内容が見受けられたという今御指摘でもありました。これらの情報そのものが福祉、教育、民生などといったそれぞれのセクションから提供されておりますので、それらを一つにまとめた子育てに特化した内容で、もっと幅の広い分野でのブック作成を今望んでいるものというふうに理解しましたので、関係部署と協議して検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○磯辺勇司副議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 草刈りの処分についてお答えいたします。

草刈り作業をしている箇所は、県からの依頼を受けて草刈りをしております旧十川堤防の遊歩道など3カ所、児童公園や緑地などが22カ所の合計25カ所で実施しており、年間の草刈り作業の延べ日数は60日程度となっております。草刈り作業は、その集中する時期が一般市民から苦情が多く寄せられる街路樹等の防除や剪定作業などと重複するため、時間的にも余裕がないことから刈り倒し状態としてございます。ただし、草の伸びぐあいを勘案しながら、なるべく草丈の低い状態での草刈りに心がけているところでございます。

御質問の草刈り後の刈草の処分でございますが、刈り取った草を集めて処分する場合はダンプトラック等の運搬手段を必要としまして、また作業労力といたしましては現在の倍以上の日数がかかるということでございます。他の作業にも支障を来すと思われるため、刈草の収集等の作業を公園所在地の町内会等の協力が得られるかどうかの検討やシルバー人材センターや市内業者への作業委託が可能か等について今後検討してまいりたいと思っております。

次に、御質問のカマキリ公園の危険箇所についてお答えいたします。広田団地市営住宅26号棟と29号棟の間の公園は、滑り台の形がカマキリに見えることから、通称カマキリ公園と呼ばれておまして、昭和58年度に本市営住宅建設時に整備した公園でございます。本公園は、整備後29年経過しておまして、現在まで事故もなく利用されておりますが、議員御指摘のとおり同公園の北側には水路があり、幼児が誤ってその水路に転落する危険性がありますので、事故を未然に防ぐべく早急にフェンス等の転落防止柵を設置したいと考えてございます。また、他の公園についてもそのような箇所がないか確認してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○磯辺勇司副議長 8番、吉岡良浩議員。

○8番 吉岡良浩議員 ありがとうございます。子育てについて、最後。先月建設常任委

員会で岡山県総社市というところに行ってきました。それで、議長さんの話を聞くと、総社市は子供に大変力を入れていると。そこで聞いたんですけども、それで人口は減っていますかと言ったら、微増していると答えてくれました。そこから小冊子もらってきたんですけども、すごくわかりやすく書いているんです。本当に福祉、教育、民生、何も壁なく、それ一冊さえあればどこにでも行けるような大変すばらしい本ができていました。ぜひ五所川原でもできればなと思います。

あと公園に関しては、早急にやったださればそれでいいです。

以上で終わります。

○磯辺勇司副議長 以上をもって吉岡良浩議員の質問を終了いたします。

---

◎散会宣告

○磯辺勇司副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時27分 散会

平成24年五所川原市議会第5回定例会会議録（第3号）

---

◎議事日程

平成24年12月12日（水）午前10時開議

第1 一般質問（3人）

24番 平山 秀直 議員

18番 阿部 春市 議員

20番 加藤 磐 議員

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（26名）

1番 花田 進 議員	2番 鳴海 初男 議員
3番 山田 善治 議員	4番 工藤 武則 議員
5番 山田 和宗 議員	6番 木村 慶憲 議員
7番 成田 和美 議員	8番 吉岡 良浩 議員
9番 伊藤 永慈 議員	10番 山口 孝夫 議員
11番 木村 博 議員	12番 古川 幸治 議員
13番 秋元 洋子 議員	14番 稲葉 好彦 議員
15番 松野 武司 議員	16番 寺田 武造 議員
17番 桑田 茂 議員	18番 阿部 春市 議員
19番 福士 寛美 議員	20番 加藤 磐 議員
21番 木村 清一 議員	22番 川浪 茂浩 議員
23番 磯辺 勇司 議員	24番 平山 秀直 議員
25番 三潟 春樹 議員	26番 葛西 収三 議員

---

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平山 誠敏
副市長	三上 裕行

総務部長	小田桐宏之
財政部長	佐藤明
民生部長	高橋勇公
福祉部長	工藤勝
経済部長	島谷淳
建設部長	菊池司
上下水道部長	對馬隆博
会計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教育長	長尾孝紀
教育部長	福井定治
選挙管理委員会 委員長	白川昭麿
監査委員	山本將雄
監査委員 監事務局長	前田晃
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	岩崎明彦
財政課長	三橋大輔
健康推進課長	田中馨
保護福祉課長	長尾功一
商工観光課長	古川貞治
土木課長	蒔苗司
上下水道部 総務課長	今眞
教育総務課長	諏訪秀清

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	佐藤文治
次長	浅利寿夫

◎開議宣告

○工藤武則議長 おはようございます。ただいまの出席議員24名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○工藤武則議長 日程第1、一般質問を行います。

質問は再質問を含め3回までとなっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、24番、平山秀直議員の質問を許可いたします。24番、平山秀直議員。

○24番 平山秀直議員 一登壇一

皆さん、おはようございます。至誠公明会の平山秀直でございます。平成24年第5回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

1点目の質問は、教育改革についてであります。教育の原点は、子供たちの幸福であります。特に昨今のいじめや暴力などの問題が深刻化する中で、この原点に立ち返って教育機能を再生し、向上させることが早急に求められております。子供たち一人一人の幸福を実現するため、社会のための教育ではなく、教育のための社会の構築を目指す必要があります。

そこで、第1点はいじめ対策、不登校対策であります。各小中学校のスクールカウンセラーや児童支援員の配置といったいじめなどで悩む子供たちが相談しやすい環境づくりは、当市ではどのようになっているかお伺いいたします。また、不登校対策として不登校児童生徒を受け入れ、学校復帰などを支援する適応指導教室の状況は現在どうなっているかお伺いいたします。

次に、第2点、学校の避難所としての役割、機能強化についてであります。学校施設は災害発生時には児童生徒の安全確保とともに地域住民の避難場所となっております。東日本大震災においても学校施設が避難所として利用され、地域防災拠点として利用された一方、防災機能について課題も指摘されました。そこでお伺いいたしますが、耐震化対策とあわせて防災機能強化を推進するため、今日までどのような対策を講じられてこられたかお伺いいたします。

次に、第3点、学校の太陽光発電導入についてお伺いいたします。防災機能強化のためには、国はこの太陽光発電の導入について補助制度を用意いたしました。これは、かつてスクールニューディール構想を打ち出し、経済対策として考えられたものでございますが、防災機能強化やエコ改修の観点からも重要であります。この点、当市は学校への太陽光発電導入についてどのように考えておられるかお伺いいたします。

次に、通告の第2点目、公共施設へのLED照明の導入についてお伺いいたします。福島原発事故を受けてエネルギー政策の大きな転換が今日課題となっております。省エネ対策としての街灯や公共施設へのLED照明の導入は、積極的に検討すべき課題と考えます。また、LED照明の導入は電気料金値上げによる財政負担の軽減を図ることにもつながってまいります。しかし、LED照明への切りかえは予算確保に時間がかかることが予想されます。その一つの手法として、民間資金を活用したリース方式によってLED導入を進める動きが全国的に広がっております。リース方式は、新たな予算措置をすることなく電気料金節減相当分でリース料金を払うことを可能とするものであります。この点、当市ではどのように考えているかお伺いいたします。

続いて、通告の第3点目、医療制度改革についてお伺いいたします。高齢化の進行や社会環境の変化によって、生活習慣を原因とする病気を持ちながら生活する市民が今日多くなっています。そのため、予防を中心としたがん対策、糖尿病予防、自殺予防を中心に栄養、運動、休養などの生活習慣の改善を重視した1次予防、病気の早期発見、治療を重視した2次予防について対策を推進する必要があります。

そこで、第1点はワクチンの助成の充実についてであります。現在ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんワクチンの接種の公費助成は当市ではどうなっておられるかお伺いいたします。また、高齢者用の肺炎球菌、おたふく風邪はどうなっているかお伺いいたします。

第2点は、がん対策の強化推進ですが、当市ではがん対策としてどのようになっているか、また胃がん検診にピロリ菌の検査、早期治療にどのような対応となっているかお伺いいたします。

第3点、ドクターヘリについてであります。青森県は2機体制となりました。利用率は、津軽地域のほうが高いとなっております。今日の当市の体制と状況はどうなっているかお伺いいたします。

第4点は、医師不足の解消についてお伺いいたします。医師不足の中で地域医療の確保を図らなければならず、自治体病院の機能再編成は、この西北五地域の医師不足の問題解決に大きく資するものと考えております。少数の医師が各病院に分散して配置され



ている状況は、医師にとって診療体制への不安、多忙、ひいては勤務条件への不満を招き、病院現場から去ってしまう状況を引き起こしかねず、改善が急務であります。この点、自治体病院の機能再編成は病院機能を統合、集約化し、中核病院とサテライト病院機能の連携システムを構築することで医師が働きがいを持って活躍できる環境を整えることが重要視されております。この点、医師不足の解消についてどのように考えておられるかお伺いいたします。

以上、大きく3項目についてお伺いいたしますが、市長及び関係部長の御誠意ある答弁、また簡潔明瞭な御答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○**工藤武則議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** ただいまの平山議員の医師確保の取り組み状況についてお答えいたします。

つがる西北五広域連合では、現在建設中のつがる総合病院並びにサテライト医療機関の医師確保について、毎年度広域連合長である私や病院事業管理者がともに弘前大学大学院医学研究科各講座の教授や青森県に対して、自治体病院機能再編成計画の進捗状況を説明し、医師確保や医療機能の強化、拡充について協力、支援の依頼を行ってきております。弘前大学の各講座の教授からは、計画についての理解並びに医師派遣についての前向きな意見をいただいております。その結果、西北中央病院では平成24年4月から第一内科、小児科及び産婦人科で各1名、合計で3名の常勤医が増員となっております。また、平成24年10月からは、それまで常勤の内科医が1名しかいなかった鱒ヶ沢病院において内科の常勤医が1名増員の2名体制となるなど、サテライト医療機関の医師確保についても弘前大学の協力を得ながら取り組んでおります。自治体病院機能再編成計画の根幹は医師の安定確保であるため、今後も弘前大学及び青森県に対して、医師確保や医療機能の強化、拡充についての協力、支援の依頼を継続していくものであります。

よろしく申し上げます。

○**工藤武則議長** 教育長。

○**長尾孝紀教育長** 市内の小中学校におけるいじめ及び不登校の現状と対策についてお答えします。

各校のいじめの認知件数、不登校児童生徒数については、毎年年度末に文部科学省及び青森県教育委員会から依頼されている児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査により各校から報告を受けております。この調査結果における平成23年度のいじめの認知件数は、小学校3校で5件、中学校5校で44件、不登校児童生徒数は小学生

7人、中学生44人となっております。また、このたびの大津市のいじめ問題を受けた文部科学省の緊急調査では、本市は8月現在、小学校1校で1件、中学校4校で24件となっております。9月議会の一般質問の報告では、そのうち中学校6件が未解決となっておりますが、先般当該校に確認した結果、全て解決済みとなっております。市教育委員会では、具体的な対策として平成18年3月に、いじめ、不登校対策を含んだ生徒指導危機管理の手引きを配布しているほか、毎年学校教育指導要覧を作成し、危機管理意識を持って未然防止、早期発見、早期対応に努めるよう重点事項を示しております。

各校の状況については、全ての学校を対象とした教育委員訪問や前後期2回の指導主事訪問で確認をし、適切な指導助言に努めるとともに、事案が発生した場合には速やかに報告するよう校長会等でもお願いしております。さらに、児童生徒の心のケアに万全を期すためにスクールカウンセラーの派遣、五所川原市子ども110番電話相談の開設など問題解決に向けた取り組みも行っております。

特にいじめの問題については、10月に教育長と当該学校長の連名により、市内全ての児童生徒の保護者や学区の地域の方に、学校による取り組み及び市教育委員会による支援を記載した通知文書と教育相談機関を紹介した掲示用リーフレットを配布しております。また、児童生徒にも五所川原市子ども110番カードを再配布いたしました。教育委員会では、今後もいじめや不登校児童生徒の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、学校と連携を密にしながら状況を把握し、指導、助言に努めてまいります。

次に、スクールカウンセラーや学校教育支援員及び適応指導教室の状況についてお答えします。本市では、スクールカウンセラーとして児童生徒及び教職員、保護者への教育相談を目的に、退職教員や退職校長を市内4校に4名派遣しているほか、県からも4校に3名派遣されております。平成23年度の相談件数は、児童生徒が550件、保護者、教員が44件で合計594件となっております。

次に、学校教育支援員についてであります。多動傾向や介助など特別な支援を必要とする児童生徒の学習指導や各種行事等における安全確保や生活指導等を目的として、今年度は小学校10校に12名、中学校3校に3名配置しております。

最後に、適応指導教室についてであります。人間関係等により登校できない市内児童生徒へ必要な支援や教育相談を行うことにより学校復帰を図ることを目的として、中央公民館3階の2つの部屋を使用し、開設しております。平成23年度の通室生は8名、平成24年度は9名となっており、23年度の通室生については8名とも高校に進学しており、適応指導教室としての効果があったものと思っております。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 学校の耐震化の状況と避難所としての対応についてお答えいたします。

耐震化については、現在建設中の新中央小学校の完成により、当市小中学校の耐震化は全て完了することになります。

学校の避難所としての対応でございますけども、当市では五所川原地区52カ所、金木地区25カ所、市浦地区12カ所の避難所が指定されており、市内小学校13校、中学校6校の全てが避難所となっております。さきの東日本大震災では、長時間の停電により通信手段が遮断したことを踏まえ、今年度は市内小中学校に電源不要のアナログ電話を設置し、通信手段の確保に努めております。避難所としての機能については、防災担当課と連携を図り、速やかな施設提供に努めてまいります。

次に、学校施設への太陽光発電の導入についてでございます。環境省が東日本大震災復興対策本部の東日本大震災からの復興基本方針を受けて、御指摘のとおりグリーンニューディール基金を拡幅した再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業を活用し、整備することとしております。この事業は、再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、災害に強い自立、分散型のエネルギーシステムを導入し、環境先進地域づくりを目的とし、非常時における防災拠点に対する再生可能エネルギーや蓄電池等の導入を支援するもので、対象経費への補助率は10分の10となっております。

基金事業の実施期間は、平成23年度から平成27年度の5年間で、予算規模は840億円、この交付対象が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、仙台市の7県1市となっております。青森県では、平成23年度に約84億円の青森県再生可能エネルギー等導入推進基金を設けており、当市に提示された2億円の配分目安をもとに、防災拠点施設への再生可能エネルギー等設備設置について検討を重ねた結果、地域バランスも考慮して6中学校に対して太陽光発電システムと蓄電池システムを整備することで計画しております。

第四中学校、金木中学校、市浦中学校の3校は、平成25年度実施設計、平成26年度本工事と、残りの第一中学校、第二中学校、第三中学校は平成26年度実施設計、平成27年度本工事とすることで計画しており、防災拠点としての整備はもとより、省エネルギー、環境教育意識の向上にも大きく寄与するものと考えております。蓄電池の整備により全ての電力をカバーすることは不可能でございますけども、災害時の避難場所となる体育館への照明や職員室等への照明、通信機器への電力供給が可能となり、避難所としての機能を高めるほか、通常時は各中学校で使用する電力の一部を賄うことが可能となります。

○工藤武則議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 公共施設の省エネ対策の現状と今後のLED照明の導入についてお答えいたします。

エネルギーの使用の合理化に関する法律は昭和54年に制定されたものであり、その後地球温暖化対策の一層の推進のため平成20年5月に改正され、それまでの工場、事業場単位から事業者単位のエネルギー管理義務が発生し、原油換算値1,500キロリットル以上のエネルギーを使用した事業者が対象となることから、本市では平成22年10月1日付で東北経済産業局より特定事業者としての指定を受けております。平成22年度から平成26年度までの5カ年で5%のエネルギー削減を省エネの目標としており、達成に向け取り組んでいるところであります。現状では、耐用年数の経過により故障した照明器具については、随時LED照明器具に交換しているほか、小まめに消灯するなどの節電に努めており、これが主な省エネ効果となっております。

今後の省エネ対策についてでございますが、現市役所庁舎でのLED照明の計画的な導入はリースを含め考えておりませんが、新庁舎建設及び主要な施設にはLED照明を含めた省エネについて検討してまいりたいと考えてございます。

○工藤武則議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 街灯へのLED照明導入についてお答えいたします。

東日本大震災以降、市民及び町内会より電力不足に対する節電の観点から、街灯へのLED照明灯の導入対策を講ずるべきとの意見をいただいております。LED照明灯は、長寿命であること、隣接する住宅や田畑への光の害が防止できること、消費電力が少ないこと、紫外線を放出しないため虫が寄りつきにくいこと等のメリットがありますが、現在はまだ高額であるというデメリットがございます。本市におきましては、試験的に平成23年度に2基、平成24年度に5基のLED照明灯を設置し、維持管理費等について調査をしているところでございます。今後は、維持管理費等の調査結果をもとに、他市町村の設置動向や平山議員も述べられたリース方式の導入等についてさらに検討を重ね、LED照明灯の設置を進めてまいりたいと考えてございます。

よろしくお願いたします。

○工藤武則議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 それでは、民生部からは医療改革制度のワクチン助成の充実、それからがん対策の強化推進、ドクターヘリについて御答弁申し上げます。

まず、ワクチン助成の充実についてでございますが、公費助成しているワクチン予防接種はどのようになっているのかという内容の御質問でございます。予防接種事業は、公

衆衛生の向上及び健康な生活を確保することを目的に、予防接種法に基づく定期予防接種を公費助成により実施しております。定期予防接種は、一類疾病としてジフテリア、百日ぜき、ポリオ、麻疹、風疹、日本脳炎、破傷風、結核が定められており、全て公費助成により無料で実施しております。また、努力義務の課せられていない二類疾病であるインフルエンザは、ワクチンを希望する一般高齢者には一部助成により1,000円の御負担をいただき、低所得者には全額公費助成により無料で実施している体制にしております。さらに、議員御指摘の子宮頸がん、それから小児肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの任意予防接種についても全額公費負担で実施しております。

次に、おたふく、水痘など任意予防接種についての助成は検討しているのかという内容の質問です。任意予防接種のうち、子宮頸がん、小児肺炎球菌、ヒブワクチン、平成23年度より全額公費負担で実施しております。また、高齢者肺炎球菌ワクチン費用の一部助成は、今年度から後期高齢者医療広域連合の特別対策補助金を財源として、後期高齢者医療被保険者を対象に1回のみ1人当たり3,000円を助成しております。

なお、平成24年3月29日、厚生労働省がおたふく風邪、水痘、B型肝炎について新たに予防接種法の対象とする旨の予防接種制度の見直しの方向性が示されましたので、今後必要に応じ、迅速に対応してまいりたいと考えております。

次に、がん対策の強化推進についてであります。当市のがん対策強化推進はどのようになっているのかという内容の質問です。市のがん対策としては、市民に有効ながん検診の推進とがん予防健康教育の強化について重点的に取り組んでおります。当市の各種がん検診は、胃がん、大腸がん、肺がん、前立腺がん検診は40歳以上、乳がん検診は30歳以上、子宮がん検診は20歳以上の市民を対象に実施しております。国は、がん対策基本計画に基づき、がん検診受診率50%を目標としておりますが、平成22年度の全国平均の検診受診率は全てのがん検診において30%を下回るなど非常に厳しい状況が続いており、対策の強化が急務となっております。

当市の受診率は、胃がん29%、大腸がん37%、肺がん31%、前立腺がん26%、子宮がん31%、乳がん36%となっており、過去3年間において増加傾向にあります。特に節目年齢を対象に無料クーポン券を個別に送付し、受診を呼びかけた大腸がん、子宮がん、乳がん検診の受診率の向上が顕著であったため、継続して推進してまいりたいと考えております。市が実施する各種がん検診は、平成23年度、延べ2万497人の市民が受診し、がんの発見者は53人となっております。市民の死因第1位である各種がんの予防と早期発見、早期治療を図るために検診の普及啓発を強化し、検診を受けやすい環境を整え、さらなる受診率の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、がん対策の体制についてであります。市のがん対策の体制は、集団検診方式が胃がん、大腸がん、肺がん、前立腺がん、乳がん、子宮がん検診を1日で受診できる市民検診として市内19カ所の各保健センター、コミュニティセンターで年間44日間移動実施しております。個別検診方式は、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診を市内17カ所の医療機関で通年受診できる体制として受診しやすい環境づくりを推進しております。

さらに、子宮がん及び乳がん検診無料クーポン券につきましては、20歳から30歳代の働く女性の利便性を考慮し、市内4カ所に加え、弘前地区13カ所の医療機関で受診できる体制を強化しております。

また、検診精密検査対象者には、保健師が電話や戸別訪問等で受診を勧奨し、精密検査受診率の向上を図るとともに、乳がん自己発見法の健康教育を行い、がんの早期発見、早期治療に努めているところです。

次に、がん検診におけるピロリ菌検査についてであります。昨今血液検査でピロリ菌抗体と胃の萎縮度をはかるペプシノゲン測定値をもとに胃がん発症のリスク分析を行い、リスクのある人は専門医が内視鏡検査を行うという、対象を絞って行う胃がん検診を実施する自治体が関東圏域で広がりつつあり、県内では1市1町で実施しております。当市において、その検診の導入を平成22年度に北五医師会へ医学的な意見を求めた結果、当市のがん対策を強化するためには、むしろ胃内視鏡検査の導入が早期の課題解決につながるの専門医の意見を受け、平成23年度より40歳以上の市民を対象に胃カメラによる胃がん個別検診を実施しているところであります。

日本人のピロリ菌感染率は、上下水道が十分完備されていなかった時代に生まれた団塊の世代以前の方では、井戸水等からの感染により80%前後と高く、若い世代の感染率は20%から30%と低くなっており、将来予想では2030年には10%前後に下がるとされています。ピロリ菌検査は、身体に負担が少なく、安価であり、胃がんの発生を予防できるのが長所ではありますが、結果的に必ず胃カメラ検査が必要となるため、胃がん死亡の抑制が喫緊の課題である当市は、胃カメラ検査の実施が必要と判断したところであります。今後において市のがん対策を強化するためには、他の自治体の実績や当市のがん死亡の詳細を分析し、ピロリ菌検査も視野に入れて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上であります。

○工藤武則議長 24番、平山秀直議員。

○24番 平山秀直議員 答弁ありがとうございました。それでは、再質問に移らせていた

できます。

初めに、教育改革についてでありますけれども、まずいじめ対策についてであります。1点お尋ねいたします。細かい数字的なことは御答弁でいただきましたけれども、特に件数が多いなと思ったのはスクールカウンセラーの相談件数かなというふうにして感じております。このスクールカウンセラー、あるいは児童指導支援員と、それから教育委員会との関係、連絡、報告、これはどのような体制になっているのかお尋ねしたいなと。というのは、昨今このいじめ対策について一番問題になっているのが教育委員会、あるいは学校当局の隠蔽体質にあるということが強く指摘されております。この体制をできるだけオープンな形にして、現場の職員の方々、あるいはカウンセラーを行われている方々と教育委員会との関係をしっかりとした連携を図りながら、できるだけ速やかに事前に対策できるようにしていかなければいけないと。スクールカウンセラーの場合には、いじめを受けている児童、あるいは親からの相談が多いかと思えますけれども、実際にはいじめをしている側からの問題点ということも指摘されているわけでございまして、教育委員会としてはスクールカウンセラー、児童支援員、こうした方々との密な連絡というのはどのようにしているのかお尋ねしたいと思います。

第2点は、学校の太陽光発電の導入のことについてでありますけれども、特にこれから東日本の震災での影響を受けて、防災の観点から避難所としての強化も図っていくということで、学校への太陽光発電の導入、特に中学校に対して五所川原市でも行われていくという答弁がございました。特に具体的にお尋ねですけれども、金木中学校、こちらのほうで来年から太陽光発電の導入、あるいは避難所としての大規模な改修、学校としての大規模改修が行われて、いいなというふうにして私も感じているわけでございます。この点、具体的に太陽光発電の導入の設置のされ方というのが、まだちょっとイメージが湧かないものですから、もう少し具体的に教えていただければと思います。

それから次に、通告の2点目の公共施設へのLEDの照明の導入についてでありますけれども、大分具体的に導入されてきている例がいっぱいございます。つい最近でも西目屋村、こちらのほうで街灯の照明全部LED照明に切りかえるというようなことが報道されましたし、それから例えば東北では茨城県取手市、東北というわけじゃないんですけども、茨城県の取手市では昨年9,700本をリース方式として切りかえることを発表して、今年4月から5カ月間かけて切りかえたという報道がされております。あるいは、千葉県の茂原市というんですか、10年間のリース方式をとりまして、この効果というのが1灯当たり月100円程度電気料金が削減、1灯ですよ、防犯灯1灯、これが月当たり100円節減できるという計算をされているということで、何千灯という灯になります

ので、大変節減になると。それから、故障しにくいとか。ただ、初期費用が高く、まだかかるというデメリットがあるという点がありますけども、今後当市でも、まずは防犯灯のほうにLEDの照明を随時持っていってもらいたいなど。

それから、答弁の中に今の庁舎に関しては、ちょっとLEDは導入するというのは考えにくい、やるとすればこれから新しい庁舎を考える上でこのLED照明にしていければという答弁がございました。ぜひとも導入を考えていただければと思いますので、よろしく願います。

それから、第3点目の医療制度改革についてでありますけれども、当市の場合もワクチンの公費助成については、国で認められている公費助成は全部ワクチンで公費助成しているという答弁がございました。今後国で考えられているワクチンについての公費助成のことについて、当市では今後の公費助成についてどういうものが考えられているのか、当市ではどう対応していくのかという点をお尋ねしたいと思います。

それから、がん対策の強化についてですけれども、一番重要なのがんの検診の受診率、これは上げなければいけないということが最大の課題でして、目標は50%を目標にしているということですが、全国平均では30%を受診率で下回っているという中で、当市それぞれのがん検診についてパーセントをおっしゃっていただきました。ぎりぎり30%前後を推移していると、全国平均並みという答弁の内容でしたけれども、たゆまずがん検診の受診率の向上を図っていただきたいと思います。集団市民検診、あるいは子宮頸がん、20歳から30歳代の方々の子宮頸がんの検診率、これをぜひとも向上させていただきたいと思いますということで、今後この受診率を向上させるために何か考えられていることがございましたらばお答えしていただければと思います。

それから、最後は市長、一番最初に医師不足の解消のことについて御答弁をいただきました。病院の再編成を受けて、最大の大きな課題としての西北五地域の医師不足、これを今のところ弘前の大学病院と連携しているということですが、まだまだこの地域の医師不足というのは大きな課題として今後も引き続いて対策をしていかなきゃいけないということでございます。若い医者が研修も含めてこの地域に残って医者としてやっていくということで、市長、今この地域において一番の課題になっている、ネックになっていること。青森県の中でもこの西北五の地域というのは、医師不足という点では充足しているわけではないはずでございまして、この地域の一番の課題として医師不足というのはどういう点があって、皆さんいろいろと人材がありますので、力を合わせて医師不足解消というのはしていかなきゃいけませんので、市長、その点、この地域の課題になっていること、それから今後こういうふうにしていきたいということがござい



ましたらば、御答弁をいただいて2回目の質問を終わらせていただきたいと思います。  
よろしく申し上げます。

○工藤武則議長 答弁。

教育長。

○長尾孝紀教育長 今平山議員御指摘のスクールカウンセラーの相談件数が非常に多いというふうなことの御指摘ありました。

まず、スクールカウンセラーの相談内容についてですけれども、子供たち、児童生徒に関しては友人関係とか学習、それから対教師の、それから保護者に関しては不登校、親子関係、友人関係、教師に関しては児童生徒の親子関係、不登校、友人関係などいろいろさまざまな内容で相談を受けております。そして、このスクールカウンセラーが受けた相談に関しては、教育委員会の指導課が窓口になっております。定期的に指導課のほうに内容について報告を受け、それに関して特別に指導を要するようなものに関しては教育委員会の定例会でも指導課長のほうから報告を受けております。

また、学校教育支援員に関しても、今非常に多動傾向とか介助を要する子供たちが増えているということで各学校から要望がありまして、実際急なあれで、ある学校に関しては予算措置でなくて急にお願いした経緯もあります。ただ、この教育支援に関しては教員免許を有している者でないと、やっぱり子供に寄り添うという形であれですので、支援員になるなり手もなかなか見つからないというふうなことの一つの悩みはありますけれども、非常に大事な、一人一人の子供を大事にするということでは支援員も非常に大事な役目ですので、何とかこれからも教育側としては要望があれば増やしていきたいなという形で考えております。

あと教育委員会としては、このいじめ、先ほども言いましたけれども、9月議会で福士議員からありましたいじめ問題に関しては、委員会と学校が一体となって取り組んでいるということ保護者とか地域の方々にお知らせしなきゃならないということで、学校による取り組み、それから教育委員会による取り組み、一体となった形で取り組んでいるということ周知することが一番大事なのかなということで、特にこちらのほうにありますけれども、保護者、各家庭には全部掲示するように、相談機関とかこういうふうなものも、あといつでもいろいろな場所に相談できる、そういうふうな機会をなるべく増やすようにしております。この中には、福士議員が前回言いましたチャイルドラインのそういうふうなものも、相談機関なんかも掲示して、いろいろな形でそういう子供たちがいじめに遭わないような形で一体となって取り組んでいるというふうなことを委員会としては頑張っているつもりですので、よろしく申し上げます。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 中学校の大規模改修計画でございますけども、今後第二中学校の体育館屋根改修、第三中学校のトイレの大規模改修、それから金木中学校の校舎、体育館の大規模改修、これらを予定してございます。学校の長寿命化を図るとともに、安全、安心な学校の管理、運営に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

太陽光発電の設置でございますけども、全ての中学校で耐震診断は終わっているわけでございます。当然太陽光パネルの重量については考慮されてございません。このために屋上に設置する場合は、新たに耐震診断が必要となります。診断結果によっては補強工事が必要となる場合も想定されますけども、補強工事の費用は本事業の補助対象にはなってございませんので、地上設置、これを想定してございます。地上設置の場合、積雪を考慮して大体1メートル60センチ以上になるように、金木中学校の場合は校舎南側の駐車場前に想定してございます。もちろんフェンス等で囲むということも想定してございます。太陽光と蓄電池の容量でございますけども、15キロワットを予定してございます。当然学校という性質から発電量の表示モニター、こういうふうなのを検討してございます。

○工藤武則議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 新庁舎へのLED照明導入についてお答えいたします。

中長期的にも温室効果ガスの排出量を削減することが求められております。また、新庁舎建設に当たりましては、簡素で機能性にすぐれた庁舎を目指すとしていることから、LED照明の導入には積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○工藤武則議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 それでは、民生部からの再質問にお答えしますが、その前に第1回目の質問で答弁漏れがありましたので、おわびを申し上げて、先にそちらのほうからドクターヘリについて御答弁申し上げます。

2機体制になってからの津軽地域における体制についてという内容の御質問でございます。青森県のドクターヘリは、今年10月から青森県立中央病院と八戸市立民病院を拠点とした2機体制に移行し、出動要請の重複や天候不良で出動できない場合なども含め、県内全域からの要請に迅速に対応できる体制が整えられました。消防からの要請に対し、常勤医師、看護師が速やかにヘリコプターに搭乗し、現場での対応処置を行った上で、医師の判断で青森、弘前、八戸救命救急センター等に搬送しています。

消防からの要請基準については、青森県防災ヘリコプター緊急運航基準に基づき、生命の危機が切迫しているか、その可能性が疑われるとき、救急現場で救急診断処置に医

師が必要とするとき、それから重症患者であって搬送に長時間要することなどが予想されるときなどが挙げられます。

また、ドクターヘリのこれまでの出動件数ですが、今年4月から10月までの出動件数は、県全体で363件、そのうち西北五地区での出動件数は4月から9月まで54件、10月、2機体制になってからは11件となっております。

なお、五所川原市管内では4月から9月まで24件、10月は6件の出動要請をしております。

次に、ワクチン助成の充実の中で、ワクチンの恒久化、これからどのような対策をとっていくのかという内容の再質問でございます。予防接種法に基づく定期予防接種は市区町村が行うこととされており、全額または一部公費助成を行いながら実施してまいりました。一方、任意接種として実施している小児肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチンについては、国において現在定期接種に位置づけるため、法改正の整備を行っているとしております。しかし、財源の確保や費用負担のあり方についての市区町村の具体的な対応についてはまだ示されていない状況にあります。市としては、市が法に基づき、必要なワクチンを円滑に接種できるよう、引き続き国からの情報を収集し、迅速な対応に努めてまいりたいと思います。

次に、がん検診の受診率の向上を図るためには今後どのような対策を講じるのかということですが、実は今年から特定健診の受診率を上げるために保健協力員の手をかりまして受診券を每户配布した経緯がございます。今後これらの施策をがんの受診率向上のためにも役立てていけないか、その辺も考えながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

次に、もう一つ、医師不足の解消の中で新しい広域圏の病院ができるわけですが、当圏域でどの診療科の医師が不足しているのか、そしてまた研修医を増やすためにはどのような取り組み、これについても御答弁させていただきます。当圏域での医師数は、県内の他の圏域と比べても厳しい状況にあります。厚生労働省の調査による平成22年12月31日現在の医師数のデータをもとに算出した当圏域の人口10万人当たりの医療施設従事医師数は約102人であり、これは本県の6つの医療圏の中で最も少ない数値であります。本県の平均は約182人であり、全国の平均は約219人であることから、当圏域は本県平均と比べて少ないことはもちろん、全国平均と比べるとその数は半分以下という状況にあります。このように全体的に見て当圏域の医師数はまだまだ十分とは言えない状況であります。その中でも当圏域の自治体病院で不足しており、今後の自治体病院機能再編成計画を進める上で医師確保に力を入れていかなければならない診療科は、泌尿器科、

脳神経外科、さらには内分泌・糖尿病・代謝内科といった勤務医がいない診療科であります。人工透析を必要とする患者が全国的にも増加する中で、今後開院するつがる総合病院においては新たに人工透析室を整備し、圏域における患者の需要に対応するほか、脳血管疾患の救急患者への対応なども可能となるよう医療機能の強化充実を図るものであるため、そのためにも現在非常勤の医師で対応している泌尿器科、脳神経外科、さらには内分泌・糖尿病・代謝内科といった診療科の早期の常勤化を目的として医療確保に取り組んでいるところであります。

次に、医師を増やすためにどのような取り組みをしているのかという内容です。つがる西北五広域連合の西北中央病院では、臨床研修医の受け入れが病院の活性化、常勤医の勤務負担軽減、さらには県内に定着する医師の増加につながる効果があるものとして平成20年度に厚生労働省の指定を受け、平成21年度から基幹型臨床研修病院として研修医の教育を行っております。もともと西北中央病院は、西北五圏域における中核病院として非常に幅の広い疾病の患者に対応していることから、研修医が基本的な診療能力を身につけるために最適な環境を有している病院であります。臨床研修病院の指定を受けた当初の平成21年度及び平成22年度こそ研修医の採用は3名の定員枠に対し、平成21年度が1名、平成22年度が2名と定員枠を満たしていない状態でありましたが、平成22年度からは医師臨床研修の専属の担当者を配属し、指導医の指導体制はもとより、病院全体で研修医を育成するサポート体制の充実に努めたことや県内外の就職説明会の参加、ホームページの掲載など西北中央病院の対外的アピールを積極的に行ったことに加え、医学生実習プログラムを充実させ、県内外からの医学生の実習や病院見学の受け入れを積極的に行うなど、さまざまな取り組みを行ってまいりました。その結果、クリニカルクラークシップ、これは弘前大学病院からの学生、医学生の受け入れですが、その実績は平成22年度の1名に対し、平成23年度は31名、平成24年度は36名と着実に実績を伸ばし、県内最多の受け入れ人数となりました。

（「わかった」と呼ぶ者あり）

そのかいもあって……

- 工藤武則議長** 民生部長、もう少し詰めて。市長答弁するところ、何もなくなってまうから。時間かかる。
- 高橋勇公民生部長** そういうことで、平成25年度はさらに増員となった6名の増員枠に対し、6名全員の採用が見込まれるということで、医師数の研修医も要求どおりの体制になっているという現状になっているということをまず伝えて御答弁にかえさせていただきます。

○工藤武則議長 市長。

○平山誠敏市長 どうも簡単に答弁します。

ただいま民生部長が答弁したとおりでございますが、当圏域10万人当たり102人と青森県内でも一番少ない医師数でございます。これをどうやって回復するかということでございますが、全国的に見ても医師が足りないということは、研修医制度が始まってから顕著になってきたのかなという思いでございますが、やはり研修医が集まりやすい病院をつくるのが一番大きな課題であろうかと。そのためには、新しい病院の建設もそうですが、最先端の医療器具をそろえるということと、指導するドクターが、優秀なドクターが来てもらえればいいと。先ほどの答弁もございましたが、研修医の宿舎も完備して、できれば今研修医6人ですが、新しい病院では9人ぐらいの研修医が来てもらえればかなりプラスになるのではないかというふうに思っております。そういう形で着実にドクターを増やしていきたいと。ただ、先ほども答弁しましたが、診療科によってドクターそのものは大学そのものに残らないような診療科もございますので、その辺もこれからの社会の動向とかさまざまなことも勘案しながら取り組んでいく必要があるのではないかというふうに思っておりました。最も地道な取り組みをしてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○工藤武則議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

次に、18番、阿部春市議員の質問を許可いたします。18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 一登壇一

平成24年第5回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

今年8月に国の総務省が日本の総人口を発表しました。それによりますと、前年同期比で0.21%の減で1億2,665万人となり、3年連続で前年を下回り、減少率、減少数とも過去最大となっていました。少子高齢化が一層進んでいるものと思います。こうした中であって、ようやく地域主権改革が動き出してきました。当初は、1丁目1番地と言ってきたのですが、8丁目13番地あたりをうろうろしてやっと法律ができたという状況であったと思います。憲法では、国会が国の最高機関にして国の唯一の立法機関と明記されています。地方自治法には、議会が最高機関と明示されていませんけれども、条例の決定権や予算の承認権、そして決算の承認など、明らかに議会は最高意思決定機関であります。今後地域主権改革、中央分権改革の時代が来るものと思いますが、最終的には議会が市民に対してきちんと説明を果たしていかなければなりません。議会が決められたルールを市長や知事といった首長さんは、その決められた範囲内で誠実に作業を進め、履行しているかどうかの説明責任を果たすという、これが本来の二元代表制であります。

地域主権改革関連3法が成立したことで今定例会に条例の制定が提案されていますが、これからさらに改革が進むものと思います。地域主権の目指すものは何か、そして我々議員の役割は何か、いま一度考えてみる時期ではないでしょうか。以上を申し上げ、質問に移りたいと思います。

質問の第1点目は、市の活性化対策として梵珠山ハイキングの実施をしていただきたいと御提案します。11月1日号の市の広報紙に、来年の新作立佞武多は「陰陽梵珠北斗星」になったと発表されました。制作者の齊藤さんは、「五所川原には知られていない地域の宝がまだまだある。新作を機会に動くパワースポットとして体感してもらいながら、気づかなかった地域の魅力を多くの人に知ってもらいたい」と話していたとのことであり、これを見て齊藤さんも私と同じ考えを持っている人だと強く感じた次第です。

梵珠山は、旧七和村の人々にとって誇りの山であります。特に登山口のある前田野目地域の住民にとりましては貴重な山で、中腹の松倉神社は津軽三十三観音霊場にもなっております。毎年多くの方が訪れています。そのこともあり、霊場の整備や登山道や市道の手入れを地元住民が長年ボランティアで実施しております。自然を守りたいと前田野目川には毎年イワナの稚魚の放流事業をしております。去年は、私も参加をさせていただきました。農業委員会の齋藤会長、御案内のとおりであります。また、私の卒業した旧七和中学校の校歌には、冒頭に梵珠山が出てきます。そして、当時の学校の遠足は学校から歩いて梵珠山の頂上までを往復するものでありました。今では懐かしい思い出であります。そんなこともあってか、私は毎年梵珠山へは3回から5回ハイキングに行っています。前田野目からの登山道はもちろんですが、前田野目川支流の沢沿いに滝を見ながら登ったり、いろいろコースを変えながら登山を楽しんでいます。頂上では、浪岡口から登山をしてくる人が多く出会います。青森県では、浪岡口を県民の森に指定して整備をしてきましたので、気軽に登山を楽しめる場所になっているのです。それに比べ、五所川原側は未開発のままとなっています。私の一番好きなコースは、飯詰の馬ノ神山から梵珠山の山頂を経由して神山の梵珠少年自然の家を下るコースはロングランですが、皆さんにはぜひお勧めしたいコースです。

マスコミで報じられていますように、謎や不思議性に富んでおります。私たちは、地元住民をメンバーに、去年の7月に七和地域を考える会を立ち上げました。その目的は、少子高齢化に伴い、衰退傾向にあるこの地域を元気にしたい、この思いからであります。これまで7回にわたって会合を重ねてきました。現状分析を徹底的に行い、それに対する対策を検討してきました。この対策の一つに梵珠山、五所川原側の自然のよさや不思議性を大いにアピールし、観光資源として売り出すべきではないかということでありま

す。それは、市の活性化にもつながるものと考えます。会員である斉藤国良さんは、今年6月にガイドをしてもらい、現地調査を行いました。市民から聞くと、「梵珠山は浪岡の山でしょう」とか「五所川原側からも登れるのですか」という返事が返ってきます。そこで考えたのは、とにもかくにも五所川原寄りの梵珠山を多くの人に知ってもらいたいと思い、今回の提案に至ったのであります。私は、この質問をするに当たり、12月3日、晴れ間を見て雪を踏み締め、今年4回目の梵珠山に登ってきました。今年の山納めを兼ねてであります。山納めはやっぱり地元の梵珠山で、気分も爽快に下山した次第であります。前田野目登山口からも気軽に簡単に登れるのであります。以上申し述べ、前向きな答弁を期待してやみません。

質問の第2点目は、災害に強いまちづくりについてであります。災害は忘れたころにやってくるとよく言われる言葉であり、そのために備えが求められています。また、3.11大震災から1年9カ月を経過するに至りました。また、先日も大きな余震がありました。そうした状況下にあって、以下5点について質問させていただきます。

①は、地域防災計画の見直しについてであります。大震災の教訓から見直しがされるものと思っていたのですが、一向にその声を聞くことがありません。どのようになっているのか。現状と今後の見通しについて質問します。

②、こうした中で、市浦地域では避難場所と標高の表示が実施されましたが、どういった考えのもとに行ったのか。私は、表示を否定するものではありませんが、文字が小さいといった苦情が私に届いています。また、今後の対策として考えていることがありましたら述べてほしいと思います。

③は、各種災害対策としてマップを作成しているようではありますが、どのような内容になっているのか、その説明を求めます。加えてこのたびの大震災を教訓に津波ハザードマップを新たに作成するようですが、いつごろを予定していますでしょうか。

④は、小中学校への教育、指導の現状について、大震災後どのような対策をとられているのかであります。このたびの大震災は、1,000年に1度とも言われますが、またいつ来るかわからない状況であり、特に海岸線の多い市浦地域のことを思うにつけ早目の対応が必要と思います。

⑤、自主防災組織の拡大についてであります。各種災害から身を守るためにもこのことが求められている現状にあります。今年3月の時点では、自主防災組織は当市で12.8%で、平成24年度中にさらに5組織を増やすとありますが、どのようになっていますでしょうか。全体的に見るとスピード感が遅いと思いますが、どのように考えていますでしょうか。また、今年の市の防災訓練は寒い中、市浦地域で実施されました。時節柄

よかったと思いました。そこで、市浦地域の組織化はどのようになっていますでしょうか、質問します。

質問の第3点目は、環境対策についてであります。①は、ごみの不法投棄について質問します。私は、趣味として、先ほども申し上げましたとおり山登りやウォーキングをしていますが、最近ごみの不法投棄が増えているのではないかと感じています。あるところでは家電品も投棄されていました。現状をどのように把握しておられるのでしょうか。また、市民からの通報や苦情の実態はどうか、それに対する対策をどのようにとられているのか説明を求めます。

②は、カラス対策についてであります。この件については、以前にも特別委員会で質問をしていますので、現状については御案内のとおりであります。弘前市や黒石市、浪岡地区では積極的な取り組みがされ、マスコミで報じられてきました。夕方になると、恐らく1,000羽以上とも言われる大群であり、一向に減る様子がありません。これまでの取り組み経過と今後の対策をどのように考えておられるのか質問します。

③は、カラスによる農業被害についてであります。実態はどのようになっていますでしょうか。このカラス対策をいろいろ考えてみると、農作物の被害を受けた場合、有害駆除ができるのであります。このことでカラスを減らすことができないか、対策の強化に環境対策課と連携した取り組みができないものか検討してほしいと思いますが、いかがでしょうか。また、今後は広域圏で取り組む必要があると思うのであります。

④は、震災復興の瓦れき処理について質問します。私は、先月、11月19日に宮城県の被災地の復旧復興状況がどうなっているか、現地調査に行ってきました。石巻市から女川町、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、名取市、そして仙台空港と海岸伝いを回ってきました。総じてどこも復旧復興が進んでいない現状でした。目につくのは仮設住宅だけあります。被災地現場はどこも大変でしたが、特に印象に残ったのは仙台空港近くの名取市の現地でありました。町並みが全て流され、その中に1カ所の高台があり、一望できるようになっていて、その被害の広さに言葉も出ませんでした。今では供養塔にもなって訪れる人の涙を誘っていました。説明を聞いて、その悲惨さに目頭が熱くなった思いもしました。それでも近くの閑上海岸では、瓦れきの処理工場が新築、稼働されていたことが救いでありました。石巻市では、今でも瓦れきの山で、まだこんなにも残っていたのかとびっくりした次第です。瓦れきの上では、重機が20台ほど作業をしていました。瓦れきの分別をしているのかと尋ねると、そうではなくてガス抜きをしているとのことでありました。山積みされた瓦れきからガスが発生して火災になるので、防ぐための作業をしているとのことでありました。このような悲惨な現実を見せつけられると、



何か手伝いができないかと思うのは当然のことではないでしょうか。そこで、この瓦れきの処理を受け入れてほしいと思うのでありますが、いかがでしょうか。以前に瓦れき処理で県から要請があったと言われましたが、その後どうなっているのか、あわせて質問させていただきます。

以上で1回目の質問としますが、先ほども答弁ありましたように簡潔に答弁をお願いして1回目の質問とします。

○**工藤武則議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** ただいまの阿部議員の梵珠山登山道についてお答えいたします。

議員御提言の梵珠山登山道の五所川原ルートを活用したハイキングの実施についてでございます。最近、不思議な力を持つとされる場所、いわゆるパワースポットが人気を博しており、各地で観光や地域おこしに一役買っております。前田野目地区には、議員がおっしゃるとおり歴史ロマンに満ちたパワースポットが点在しております。

また、来年度の新作大型立佞武多「陰陽梵珠北斗星」も前田野目地区に点在するパワースポットからヒントを得て考案された作品であることから、ぜひとも来年は新作大型立佞武多と前田野目地区を絡めた観光コースを提案し、地域活性化策の一つとしていければと考えておりますので、議員の御協力はもちろん、地域、関係団体等との連携も図りながら、その実現に向けて取り組んでまいります。

○**工藤武則議長** 教育長。

○**長尾孝紀教育長** 災害にかかわる学校の教育と児童生徒の安全確保についてお答えします。

各校においては、児童生徒の生命を守り、安全、安心な学校づくりを推進するために、文部科学省作成の学校防災マニュアル作成の手引き、青森県教育委員会作成の学校における防災教育指導資料等を踏まえ、各校独自の学校安全計画を作成し、実効性のある取り組みと対応が義務づけられております。特に地震、火災、台風等の災害については、発生時の安全な行動の仕方について学習するとともに、これらの災害を想定した避難訓練を定期的実施するなど、日ごろから安全で素早い避難行動ができるよう実践的な取り組みも行っております。

児童生徒の安全確保につきましては、平成23年11月に市教育委員会が作成した教育委員会初動態勢マニュアル等を踏まえ、各校独自の災害時の対応マニュアルを作成し、児童生徒の生命を守ることを最優先に、教師誘導のもと、速やかに避難できる態勢をとっているほか、校長は災害発生時や災害が予想される場合には、授業打ち切りや臨時休校

などの措置をとり、児童生徒の安全確保に努めることとしております。

なお、児童生徒が在校中に災害が発生した場合の保護者への引き渡しについては、初動態勢マニュアルの措置基準により、震度5弱以上の地震が発生したとき及び大津波警報が発令されたときは、原則として安全を確認した上で直接保護者に児童生徒を引き渡すこととしております。また、学校が避難所として開設を求められた場合や校長が学校のほうが安全と判断したときは、保護者の了解を得て、原則として保護者とともに学校にとどめておくことなど安全確保に万全を期するようしております。

○工藤武則議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 まず、地域防災計画の見直しの予定についてお答えいたします。

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき策定される防災行政の根幹をなす計画でありまして、五所川原市防災会議において策定し、必要に応じて修正することとなっております。昨年3月の東日本大震災以降、特に津波災害を想定した防災行政の各方面で見直しが行われ、津波対策の推進に関する法律など新たな法令等も制定されていることから、地域防災計画の見直しは必須となっているところでございます。しかし、一方で市町村の地域防災計画は国の防災業務計画、または都道府県の地域防災計画に抵触するものであってはならないとされております。青森県地域防災計画との整合性を図ることが必要となっているほか、青森県においては日本海沿岸部の津波浸水想定、津波災害警戒区域等の公表も今後予定していることから、こうした県の動きに合わせ、本格的な修正作業に着手したいと考えてございます。年明けにも青森県より修正案が示されるとの予定でございますので、現在のところ地域防災計画の防災会議への修正諮問は新年度に入ってからとなると見込んでございます。ただし、東日本大震災以降、直ちに見直すべき項目としまして市浦地区沿岸部の避難所の見直しを実施したほか、海拔表示、避難所案内板の設置、自主防災組織設立拡大のための助成制度の創設など、地域防災計画の修正以前に着手できる事項については優先的に着手してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、市浦地区への対応でございます。東日本大震災では、観測史上最大と言われました大津波が未曾有の被害をもたらし、尊い人命が失われております。当市においても昭和58年5月に発生しました日本海中部地震により、市浦地区において津波により6名の死者が発生するなど、津波災害による被害を経験してございます。こうしたことから、当市では沿岸部における災害広報の即時性を重要視しまして、防災行政用無線をアナログ波からデジタル波へ移行し、津波発生時等における災害広報ルートの維持に努めておりましたが、東日本大震災以降にあっては海拔が低い場所に位置していました十三コミ

ユニティセンター、磯松集会所の2避難所の見直しを行ったほか、災害広報の即時性を強化するため、携帯電話への災害、避難情報メール配信、地域住民の方々はもちろん観光客の方々にも海拔や避難場所がわかるよう、沿岸部28カ所に海拔表示板、避難所表示板を設置したところでございます。

市浦地区沿岸部における今後の津波対策としましては、青森県において日本海沿岸部の津波浸水想定、津波災害区域を公表することとしており、それをもとに現在の避難場所の位置、避難経路を再確認するとともに、津波を想定した避難施設の整備等についても早急に検討してまいりたいと考えてございます

次に、各ハザードマップの作成状況でございます。洪水ハザードマップにつきましては、水防法の規定に基づき、1級河川である岩木川、2級河川である平川、浅瀬石川、旧十川、松野木川、十川及び金木川について、河川管理者である国土交通省及び青森県が発表した浸水想定データをもとに、堤防からの越水や破堤した場合の浸水想定区域、避難場所について、平成22年2月に作成し、毎戸配布しております。

土砂災害ハザードマップにつきましては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づきまして、飯詰、毘沙門、戸沢、前田野目、嘉瀬、芦野、脇元野脇、相内桂川及び太田の市内9地区において、集中豪雨などによって崖崩れ、土石流、地すべりなどが発生した場合に、被害が及ぶおそれのある範囲や避難場所について各地区に住民説明会を実施した後、青森県の測量データに基づきまして平成23年6月に作成し、各地区で毎戸配布してございます。

なお、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップとも市ホームページでも掲載しており、また年内の配布完了を予定しております「暮らしの便利帳」においても避難所とともに各地区の土砂災害警戒区域をお知らせしてございます。

津波ハザードマップにつきましては、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、青森県が調査し、及び設定する津波浸水想定や津波が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる津波災害警戒区域に基づき作成するものであり、去る10月2日に太平洋沿岸の津波浸水想定、津波災害区域が公表されております。日本海沿岸については、青森県より年明けの公表になるとのお話も伺っており、これを踏まえまして避難所、避難経路の見直し等も行い、平成25年度において津波ハザードマップを作成したいと考えてございます。

次に、自主防災組織の拡大と見直しについてでございます。少子高齢社会の進展、さらには核家族化、単身世帯の増加により地域社会とのつながり、近隣住民との結びつきが希薄になりつつある一方、平成7年1月の阪神・淡路大震災、また昨年3月の東日本

大震災を契機として、地域における防災活動の中核となる自主防災組織の重要性が改めて再認識されているところでございます。現在の当市における自主防災組織数は15団体、組織率で13.2%にとどまっていることから、市では町内会や住民協議会等からの相談に応じて説明会の開催、講師派遣なども実施してまいりました。本年度からは、これに加えまして自主防災組織育成助成事業として、1団体30万円を上限として地域の防災活動に必要な資機材等の購入経費を助成しております。これまで9団体からの申請を受けております。

こうした取り組みの結果、来年1月1日設立予定を含めまして、現在新たに9団体が設立する予定と聞き及んでおります。今後もこのような取り組みを継続することで組織の拡大を図ってまいりたいと考えてございます。

なお、市浦地区沿岸部につきましては、津波対策等において重点的に防災行政に取り組むべき地域であることから、本年度、市総合防災訓練を十三地区で実施し、地元町内会の皆様に参加していただいております。これを契機として自主防災組織の設立を呼びかけているところであり、引き続き働きかけをしてまいりたいと考えてございます。

○工藤武則議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 それでは、民生部からは環境対策のごみの不法投棄、それから市街地のカラス対策について御答弁申し上げます。

まず、ごみの不法投棄についての市の対応策ということでございます。当市における不法投棄物は、山林、農地、空き地、道路、河川敷などさまざまな場所に捨てられており、不法投棄物の把握は職員による見回りに加え、県が委嘱している4名の不法投棄監視員からの報告、町内会からの連絡等により確認しているところであります。不法投棄されている廃棄物を見ますと、市内中心部では缶、瓶、ペットボトル、ビニールの弁当容器など比較的小さなものが多く、中心部を離れると、これに加え、テレビ、ストーブ、タイヤなど処理手数料が生ずる大型家電類が目立つ状況にあります。現在不法投棄対策は、職員による見回り、不法投棄監視員の禁止看板の作成、設置に加え、市の広報紙による不法投棄の禁止、不法投棄は犯罪であるということを掲載し、市民に対し注意を呼びかけているところであります。市としては、今後も不法投棄防止のための引き続き警察、不法投棄監視員、町内会など関係機関と連携を強力に図りながら、市民のモラル向上に努めてまいりたいと考えます。

また、当市における不法投棄とその処理状況であります。市内全域の不法投棄を把握するのはなかなか難しいわけでありまして。そうした中で、不法投棄監視員を含む一般の方からの通報が毎年平均して15件ほどあることと、町内会等のボランティアの活動によ

る不法投棄、ポイ捨てなどのごみの回収が毎年20件ほどございます。このボランティアによる奉仕活動も、あくまで市に報告のある町内会、団体でありまして、市に報告のない活動も相当数あるものと考えられます。これらの活動によって回収したごみは、リサイクル、または焼却及び埋め立て処分しておりますが、大型のものであれば一旦最終処分場で保管し、仕分けした後に市負担のもとにリサイクル料、それから処理費用を拠出し、処理しております。過去3年間のボランティア活動を含めた回収したごみの量は、平成21年度で2.8トン、22年度で2.2トン、平成23年度で2.6トンとなっております。その中に大型のものとしてテレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン、タイヤ等が含まれております。

次に、カラス対策についての市街地における対応策ということでございます。市内中心部におけるカラスの被害は、ふん害及び集団でいることによる嫌悪感によるものが多数を占めるものと思われまます。二、三年ほど前から夕日が落ち始める時間帯になると、市内中心部に向けて多数のカラスが飛来し、布屋町周辺のビルや西北中央病院付近の交差点の電線などに相当数がとまっているのが確認されており、その下の歩道にはふんが多数散乱している状況であります。カラスは、突然の光や音に驚き、飛び立つという習性があることから、市では夕方から夜にかけてサーチライトを当てるなどの対策を講じているところですが、その場から近くに移動するにすぎず、具体的な解決に至っておりません。今後、効果的な対策がないこの問題の解決に向けて情報を収集するとともに、電線にとまることができないようにすることができないものか、また捕獲できないものかについて関係機関と協議してまいります。

なお、路上に散乱したふんの清掃及びその他の消毒につきましては、今後も道路管理者間の相互協力のもと、必要に応じ速やかに対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○工藤武則議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 カラスによる農業被害と対策についてお答えいたします。

本年度のカラスによる被害は、7月に前田野目地区でのスイカの被害報告が2件、10月から11月に中泉、野里地区でのりんごの被害報告が2件ありまして、被害額はそれぞれ6万1,000円と11万8,000円でありまして、合わせて17万9,000円の被害金額となっております。

対策であります。農家の方々は独自にテグスとか反射板等を用いて自己防衛しているわけでありましてけれども、現在のところなかなか効果が上がらない状況にございます。市では、カラスやカモ、それから猿等鳥獣類による農作物の被害報告を受けて、その駆

除申請があった場合には、速やかに現地の調査を行いながら猟友会への駆除依頼や箱わなの設置を行いまして対策を講じているところであります。

猟友会によるカラスの捕獲実績は、平成23年度が87羽、本年度は170羽となっております。このような取り組みを行っているものの、カラスは農地にだけ生息しているわけではなく、市街地での群れによる環境問題も指摘されております。抜本的な解決対策は、まだお示しできるような状況にございませんけれども、農業被害の軽減はもちろん、環境被害も含めて農林部署と環境部署との情報共有やJ Aとの連携による早期の被害情報の入手、さらには猟友会等関係団体の協力も得ながら取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○工藤武則議長 市長。

○平山誠敏市長 震災復興の瓦れきについてお答えいたします。

災害廃棄物の受け入れにつきましては、県内で発生した不燃の災害廃棄物に限り、昨年の7月から11月の50日間に400トンの受け入れが可能であり、県外で発生した災害廃棄物の受け入れについては、当市の最終処分場の埋め立て残容量を考慮し、受け入れは困難であると県に回答しております。また、県内の可燃の災害廃棄物については、西北五環境整備事務組合で1日10トンの受け入れが可能としておりましたが、八戸地区で地元処理できるということから、昨年度は可燃、不燃とも県からの要請がありませんでした。

今年4月、県主催により災害廃棄物の広域処理に関する説明会が県内自治体関係者を対象に開かれております。内容は、青森県に岩手県、宮城県の一部地域の可燃の災害廃棄物11万6,000トンの広域処理が要請されたため、各自治体で受け入れの検討をしていたいただきたいとのことでありました。その後、可燃の災害廃棄物の受け入れの検討を西北五環境整備事務組合で行ったところ、経年劣化などにより焼却炉の処理能力が低下していることから、仮に受け入れとなれば焼却能力の向上を図るため、施設の整備工事が必要となるとの判断に至っております。

こうしたことから、当市といたしましては被災地域に対し、可能な限りの協力はしたいと思うものの、現状からすると受け入れは難しいと判断いたしております。

○工藤武則議長 18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 いろいろ御答弁ありがとうございました。時間も気になるんですが、再質問させていただきます。

まず、1点目の梵珠山の廃棄の実施について、市長から前向きな答弁をいただきました。関係機関といろいろ連絡をとりながら実施していきたいということで、ぜひそうし

てほしいと、こう思いますけれども、何か具体的なこと、今現在で考えていることがあれば述べていただきたいなというふうに思います。

それから、2番目の災害対策についてでありますけれども、地域防災計画、25年度中に見直しをするというふうな今答弁をいただきましたけれども、この中で災害時要援護者の実態、要援護者、いわゆる社会的な弱者の関係の対策をどのように考えているのか、このことを確認したい。

それから、2点目は自主防災組織の関係。来年は、ぜひ9組織を拡大したいということもありますけれども、私はさっき答弁いただいたハザードマップの地域内、災害から身を守るという、そういう立場から、この地域の早目の対応が必要なのではないかと、こう考えていますけれども、総務部長、どのように考えているのか、これ3点目です。

それから、環境対策について、まずカラス対策。これ先ほども言いましたけれども、箱わな、これで弘前市、それから黒石市では一定の成果が上がったというふうにマスコミで報道されていきました。今経済部長のほうから、農業被害を防ぐために箱わなを使っているんだというふうな話もありましたけれども、カラスを対策として考えたときに、光を当てて追い払うということであれば、これは繰り返し型となると思うんです。ただし、駆除できるのは農作物の関係で被害を受けたときでなければ有害駆除ができないという、こういう法律になっていますから、なかなか難しい点もあるんですけれども、この箱わな対策というのが数を増やすとか、いろんなやり方、場所もいろいろあると思います。この辺をもっと検討すべきじゃないかと、こう考えますけれども、いかがでしょうか。

それから、12月5日の新聞報道によりますと、これ弘前市議会で質問している議員がいたんです。いわゆる鳥による被害、鳥によるりんご被害、つまりりんごを突つつく、この被害が今年多く発生したということなんです。これは、カラスに限ったものではないと思います。原因はわかりませんが、この状況というのは、五所川原市でどのようなになっているのか把握していましたら説明をしていただきたいなと、こう思います。

それから、3点目、市長から今瓦れき処理について答弁ありました。現状についてはわかります。これ県内の処理状況というのはどうなっていますでしょうか。そのことをわかっていたら報告をしていただきたいなと。

以上6点について、質問して再質問とします。

○工藤武則議長 答弁。

経済部長。

○島谷 淳経済部長 梵珠山のハイキングコースの関係でお答えいたします。

議員御提言の梵珠山登山道の五所川原ルートを活用したハイキングの実施についてでありますけれども、現在2本立てでその実現に向け検討しているところであります。1つは、市民向けのハイキングであります。これは、市民に広く地域の宝を知ってもらい、より五所川原を深く知り、愛していただくことを目的に実現したいと思っております。

2つは、着地型商品の造成であります。これは、地域経済の活性化を目的に考えております。実施主体として、企業組合でる・そーれに打診しております。前向きに検討していただいているところであります。この2つとも地元のガイドとして前田野目の郷土史を探る会、前田野目自治会、新津軽風土記をつくる会の方々とも協力体制などについてお話はさせていただいております。津軽森林管理署金木支所を含め、市の関係部署とも連携、連絡を図りながら実施に向けて検討を進めてまいりたいと考えています。

いずれにしても、従来ある素材に新たな素材を加えた新しいものを提供しながらこの地域の活性化につなげてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○工藤武則議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 災害時要援護者への取り組みにつきましては、今年の5月に災害時要援護者避難支援計画を策定してございます。

また、災害時の避難情報の伝達、安否確認、避難誘導の支援や平常時における見守り活動などを地域ぐるみで支援するため、同計画に基づき災害時要援護者の事前名簿登録を9月から開始し、その情報を庁内関係部署、地域の民生委員、児童委員、自主防災組織などと共有することとなっております。今回の地域防災計画の修正におきましても、こうした内容が反映されるように考えていきたいと考えております。

次に、自主防災組織の拡大、育成につきましてでございます。本年度は、市浦地区沿岸部を重点的に育成すべく、市浦十三地区で市総合防災訓練を実施し、訓練に参加していただくとともに、沿岸部の町内会に自主防災会の設置を呼びかけしてございます。来年度につきましては、金木地区で市総合防災訓練の実施を予定していることから、訓練実施場所周辺の町内会への訓練の参加をお願いするとともに、訓練の参加により防災意識の高揚を促し、自主防災組織の設置についても呼びかけしてまいります。

さらに、区域内に土砂災害危険箇所を有する町内会に対しましても、個別に自主防災組織設置を呼びかけすることも検討しております。育成助成事業の活用と個々の町内会への呼びかけによる促進であることから組織率の急激な増加は難しいと存じますが、徐々にではありましても着実に自主防災組織を設置してまいりたいと考えてございます。



で、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○工藤武則議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 それでは、町なかのカラス対策と災害廃棄物の広域処理についての再質問にお答えいたします。

まず、カラス対策についてであります。この問題は、当市に限らず至る地域で対策を講じ、奮闘している様子がかがわれますが、どの対策もなかなか抜本的な解決に至っていないというのが現状であります。ここで議員御指摘のように、もう一步踏み込んだ対策として、いわゆる電線、または高層の建物へのテグスの設置ができないものか、また今経済部でも答弁しました猟友会による駆除では大分成果を上げているようですが、市街地の対策となりますと限定されてきます。ただし、生活圏を脅かすものであれば駆除も可能というふうに判断しておりますので、その手法として捕獲用わな等についても検討してまいりたいと考えます。

それから、広域処理の災害廃棄物であります。県内のと申しましたけれども、まず全国の都道府県で見ますと1都9県で受け入れしております。そのうち自治体で管理する施設で受け入れしているのが21施設、民間企業、会社で受け入れしている施設が26施設、その受け入れしている1都9県の中に青森県が含まれております。ただし、青森県内自治体で管理する施設では、受け入れしている自治体はございません。全て三八地方の民間会社3社の受け入れとなっております。また、青森県で発生した災害廃棄物の処理状況は、三沢市、おいらせ町、階上町、五戸町については、災害廃棄物処理事業費補助金を活用して処分が終了しているということでもあります。八戸市についても今年度3月、来年の3月をめどに終了する予定としておりますので、今後も県内の災害廃棄物の受け入れについては処分めどがついているということもあり、要請がないものというふうに考えてございます。

以上であります。

○工藤武則議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 りんごの鳥被害に関してお答えいたします。

本年度の鳥類の被害については、農協及び農家の方々に聞き取りいたしましたところ、りんご2ヘクタール、経営の農家の方で、約2,000箱を収穫したうち約100箱程度に鳥被害があったとのことでありました。毎年この被害はあるものの、今年は例年に比して若干多かったということでもあります。ある程度の鳥被害については想定しているとのことから、特に被害報告はしていないとのことでありましたけれども、このことから今年度の鳥被害は約5%程度あったものと推測されます。被害を及ぼした鳥は、カラスのほか

にヒヨドリ、ムクドリなどの小鳥でありまして、わせ品種ではつがるなどがカラス被害に遭って、またおくての品種では収穫がおくれた圃場でのふじが集中的に鳥被害に遭ったということであります。収穫時期のおくれ等々さまざまな要因が考えられますけれども、被害軽減に向けた方策を関係機関と調査研究してまいりたいと考えております。

また、議員から積極的な箱わなの設置の御提言がございました。これにつきましては、その効果等を確認しながら広域での連携を図れる方策というものも今後検討していければと考えます。

よろしく申し上げます。

○工藤武則議長 18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 再々質問、時間も残り8分というふうなことになりましたので、質問を要望に変えます。2点、要望させていただきます。

まず1つ目は、梵珠山ハイキングの実施についてでございます。先ほども申し上げましたけれども、12月3日に梵珠山に行ってきました。頂上に1人の女性がいまして、出会ったわけです。聞いてみると、「五所川原から来ました」と、こう女性が言っていました。「浪岡口から登ってきました」と。私たちは「五所川原口から登ってきました」と。「五所川原口から登れるんですか」というのを逆に聞かれたんです。ということは、梵珠山の登山口までの道路標識が整備されていないためになかなか行けないと思うんです。今の例は、五所川原市内の女性の方です。ですから、ぜひ国道から梵珠山の前田野目の入り口含めてのあそこの看板をひとつ整備していただきたい、これが1つ。

それから、2つ目はあそこ、梵珠山の登山口までの道路整備なんです。これ全長4.2キロあります。今行ってみると穴ほらで、全然手のつけていない状況にあるんです。これ建設部のほうに聞きましたら、25年度で予算要求をしていますというふうなことになっています。これ4キロ一遍にやることはできないと思います。やっぱり四、五年かけてでも、とりあえず25年度は1キロでもいいですから整備するように、ぜひこのことを要望して私の質問を終わります。

○工藤武則議長 以上をもって阿部春市議員の質問を終了いたします。

議員の皆さん方、昼食の時間ですけれども、せっかくの傍聴者様がたくさん来ております。皆さんが昼食と言えばそれで決定しますけれども、午後になれば恐らくいなくなるという、どういふものでしょうな、皆さん方。

暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時02分 再開

○磯辺勇司副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

20番、加藤磐議員の質問を許可いたします。20番、加藤磐議員。

○20番 加藤 磐議員 一登壇一

政和会の加藤磐であります。通告に従い一般質問をさせていただきます。

本題に入る前に、私の本質問に対する立場を述べさせていただきます。私は、新庁舎の建設に賛成であります。西北病院の跡地に建設することも隣接の土地を取得することも賛成であります。なぜならば、現庁舎が構造上市民にとって不便であり、そしてまた西北病院の建設によって太陽が入らなくなる、寒くなる、狭い。狭いということにつきましては、このたびいただきました建設計画の資料によりますと、労働安全衛生法の気積が確保できない、そういうデスクもあるというふうに書かれております。そのほかに飲まれない水等々、このような状況では新庁舎を容認、賛成せざるを得ない、そのことから、その立場をはっきりさせておきたいと思っております。しかし、市民の大きな共有財産である以上、新庁舎の内容について十分吟味することは私たち議員に課せられた責務であると考え、本質問をさせていただきます。

まず最初に、本件に対する市長の姿勢についてお聞きいたします。当計画が議会に示されたのは、去る9月議会の議案説明会終了後でありました。その際、渡された五所川原市新庁舎建設基本計画は、作成された日時が平成24年6月と明記されてございます。建設費が50億を越す懸案事項でありながら約3カ月有余放置されていたわけでありませぬ。このことは、市民無視、あるいは議会軽視なのか、それとも当五所川原市の行政スピードの現状を示すものなのか、まず市長にお聞きいたします。

次に、現庁舎が平成元年、建設省東北地方建設局営繕部より指摘を受けた、1、壁量を増やす等の補強、2、柱のせん断補強、3、増ぐい等でくいの水平力の強化、この指摘を受けてから現在までこの12年間、どういう対応をなされてきたのかお聞きするものであります。それとも全くなされなかったのかお聞きいたします。

次に、現在建設中の病院と新庁舎の予定地は、結果として相互交換になるわけですが、市長は就任当初から構想として初めからセットで考えられていたのか。もしそうだとすると、市長もなかなかお人が悪いと私は思います。市長の率直なお考えをお聞かせください。

次に、新庁舎の基本理念についてお聞きいたします。基本計画では、1、市民の利便性、2、機能性、3、防災拠点等が挙げられていますが、この3つはもっともなことで

ありますが、仮に新庁舎が完成した場合、当市の景観を構成する要素として新庁舎を位置づけるお考えはないのかお聞きいたします。電線の地中化だけが当市の景観を造成するわけではないと思います。五所川原にあります旧家を初め、金木の斜陽館、あるいは今年取得していただきました西澤旅館等々、この歴史ある建物も当然このまちの景観を構成しているわけであります。お聞きするゆえんでございます。

次に、本計画では新庁舎を2階建てとする計画になっておりますが、その理由として停電のときでも断水しない直結直圧方式を採用するためとしてありますが、このことについて担当者からお聞きしたいと思います。つまり現在市の水圧は、平常3気圧であるわけでありますが、1気圧10メートルの高さまで水を上げることが可能であります。3気圧であれば当然30メートルの高さ、それを2階が限界なような錯覚を起こすような理由づけをなさっている理由をお聞きいたします。3階、4階にすると停電時断水する危険があるのかどうか、お聞きするゆえんであります。

次に、新庁舎に教育委員会を初め、394名の職員と110の公用車が集約される計画であります。そのことが地域経済の衰退に、特に金木地区の商店街、経済の衰退に拍車をかけることにならないか。市長は、昨日の答弁で住民の意見を聞き、具体化させたいと述べられました。地域の実情に配慮された答弁には、該当地区の議員として感謝はしておりますが、合併時の了解をわずか7年にして解消するわけでありますから、この際行政から積極的にメニューを提案、提示、提供すべき責任があると思いますが、御見解をお聞かせください。

次に、財政についてお聞きいたします。起債の借入額及び償還額、それに伴う市民に及ぼす影響をどのように推定されているのかお聞かせ願います。

そして、もう一点、本計画では総額で50億の予算が組まれておりますが、この中で用地取得費が、面積は提示されておりますが、金額は提示されておられません。私が恐れるのは、市がこの計画を発表したことにより、この場所が虫食い状態にならないためにもどのように現在話し合いが進められているのか。仮契約、当然金額はないと思いますが、それにしても私どもは金木町の、恥ずかしい体験でございますが、斜陽館の取得、あるいは現在の物産館の敷地、この話が金木町として購入するという話が出た途端に、そこにいろんな方が飛び込んできて、結果的に極めて高い金額で購入せざるを得なかった苦い経験がございます。五所川原の方は、金木と違って紳士でしょうから、そういうことはないかもしれませんが、先ほど申し上げた理由から、当然この予定地が虫食い状態になれば本計画も大きな痛手を受けるわけであります。お聞きするゆえんでございます。

最後に、新庁舎建設予定地のアクセスについてお聞きいたします。現在五能線で市内

が分断されている状況、超高齢化社会を迎えた今、改善策をどのように認識され、そしてまた計画を組むお考えはあるのかお聞かせください。

次の質問に移らせていただきます。消防団員の位置づけと処遇についてお聞きいたします。平成24年も何かと慌ただしく年の瀬を迎えようとしております。どうにかつつがなく終わることができるのも地域を守るという覚悟と責任感を持って備えている方たちのおかげであります。その前線の中にいる20分団、904名の消防団員の方たちに皆様とともに感謝したいと思います。その団員たちにわずかばかりの気持ちとして報酬が支払われていると思いますが、その額及び手当、そしてまた最後に現在の金額に確定したのは何年前か、そしてまた近隣市町村との格差はどうかお聞きいたします。

以上でもって1回目の一般質問とさせていただきます。簡潔でなくても結構ですから、丁寧に私はお答えくださるよう望みます。

○磯辺勇司副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの加藤議員の新庁舎に関連してお答えいたします。

まず、中核病院がここ市役所の前に決まった時点から跡地に市役所を持っていくんだということが決まっていたのかという御質問ですが、それは全くございません。今の西北病院の跡地をどういうふうな活用をして病院の取り壊しをすればいいのか、そういう検討をしてまいりました。ただ、きのうも御質問ありましたが、病室そのまま残るのはもったいないと。幾らか庁舎としても利用できないかという検討をした経緯はございます。ただ、昨日も答弁したとおり、床荷重が全然合わない。庁舎として使用されるには、新しくつくる以上の経費がかかるということで断念した経緯はございます。ただ、その後合併特例債が昨年の震災の関係で5年間延期になるという情報をいただきまして、それであれば新しく庁舎を建設することができるのではないかとということで新庁舎の建設を検討したところですが、それにしても特例債がなかなか国会に上程されなかったということもございまして、その割にほぼ庁舎の検討はして、2階建てにしてこれくらいだということは検討しておりましたが、大島先生にお願いしたのは6月の3日だったかな、早く国会に言ってきてくださいとお願いした結果、6月の中ころには国会で上程されて可決されたということもございまして、発表が大分3カ月ぐらいおくれました。といいますのも、やはり合併特例債がなければ、今の状況では新庁舎の建設は非常に難しいという判断があったため、それをしっかり見きわめるためにそれだけの時間が必要であったということでございます。

次に、新庁舎建設のコンセプトにつきましては、五所川原市新庁舎建設基本計画の中

で、1つ目として市民が利用しやすく、地域の核となる庁舎、2つ目としては簡素で機能性と経済性にすぐれた庁舎、3つ目として防災拠点として安心と安全を確保した庁舎の3項目を新庁舎建設の基本方針としております。具体的には、総合窓口の設置も含めた来庁者が利用しやすい窓口の配置、また高齢者の方や障害を持つ方など、さまざまな方々にも利用しやすい、いわゆるユニバーサルデザインを採用した庁舎、機能性と経済性に考慮した超エネルギー対策設備等のほか、災害時における災害対策本部の機能を十分に発揮できる庁舎を新庁舎のあるべき姿と考えております。加えまして災害時には市民の一時避難所としての活用も考慮しながら、コミュニティスペースとして開放できるような市民スペースの確保についても検討しております。これからもさまざま市民の意見、議員の意見を聞きながら具体的な作業を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○磯辺勇司副議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 まず、庁舎建設計画の経緯について私のほうからお答えいたします。

昨日伊藤議員、それから花田議員へ御答弁申し上げたとおりでございまして、去年の7月のつがる西北五広域連合中核病院建設事業対策会議以降、新庁舎建設の可能性について検討しておりました。ただ、多額の建設費用を要することから、財源が確保できた場合という、あくまでも留保つきでの検討となっております。合併特例債の活用期間が5年間延長される東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が去年の11月に国会に提出され、本年6月に制定されたことを受けて、改めて6月に庁舎等内部検討委員会を設置し、建設候補地や基本方針などについて具体的に検討したところでございます。9月に議員説明会において配付しました資料は、その際から、段階からつくっていた計画書でございまして。

次に、集約することに対する対策でございまして、新庁舎建設基本計画では新庁舎に配置する部署としまして、現在の本庁舎配置部署のほかに教育委員会、それから地域包括支援センター、公園管理課、上下水道部を想定してございまして。現在は、本庁舎が狭隘なためにこうした部署を本庁舎以外の庁舎へ配置せざるを得ないものの、新庁舎に集約配置したほうが事務の簡素効率化の面で効果的であり、職員数の抑制にもつながるものと考えてございまして。ただし、事務効率化を図る一方で、金木地区の町なかのにぎわいを維持していくことも重要な事項であると認識してございまして。新庁舎建設後には、金木総合支所の建て替えを実施し、その際に災害時にあっては市民の一時避難所として、平時にあっては市民の方々が気軽に利用できるコミュニティスペース、また町なかの集

いの場を確保していくことも検討課題になるかと考えてございます。

次に、新庁舎建設予定地でのアクセスについてでございます。新庁舎建設の予定地となる西北中央病院の現況地は国道339号に面しているほか、弘南バスの停留所も直近にあり、同バス運行の便数も多く、またJR五能線五所川原駅の近くでもあることから、現在の庁舎以上に公共交通の利便性が高い場所であると考えてございます。また、新庁舎建設基本計画において、新庁舎敷地では来庁者駐車場として、現在の本庁舎の来庁者駐車場の2倍程度の敷地が確保できる見込みであります。来庁者のアクセス面では、現状より利便性が向上するものと予想しております。議員御指摘のとおりJR五能線の線路により、同線路東側の住宅地と線路で分断されております現況、西北中央病院敷地脇にかかる新生大橋がありますが、新庁舎が建設されることでの影響も考えられることから、新庁舎の周辺アクセスの整備については今後検討してまいりたいと考えてございます。

次に、消防団員の位置づけと処遇についてでございます。消防団員は、ふだんは職業を持ち、災害のときに出勤するボランティア精神に基づき、主に団員の住む地域の安全を守るため活動いただいているものであります。東日本大震災では、その懸命な活動と尊い犠牲により消防団活動の重要性とともに危険性も再認識させられたところでございます。

消防団員の身分は、それぞれの市町村の非常勤特別職であり、報酬、日当は市町村ごとに異なりますが、当市の報酬は団員1人当たり年額1万5,600円、分団長では年額2万8,800円となっております。また、災害等で出勤した場合の出動手当を1件当たり2,000円支給しており、周辺市町と比較いたしましても報酬額、日当とも遜色ない金額となっております。このほか消防団を長年勤続いただきますと、勤務年数が30年以上の団員であれば63万9,000円、分団長であれば79万9,000円が退職時に退職報償金として支給されます。

また、公務中の災害補償につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金に加入しておりますので、けが等による入院見舞金や障害の程度による障害見舞金を支給するほか、死亡時にあつては弔慰金や遺族補償一時金が支払われることとなり、死亡一時金では最大4,300万円程度の一時補償金が御遺族に支払われることとなっております。また、報酬については平成17年3月に制定してございます。

○磯辺勇司副議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 先日の一般質問でお答えしているとおり、五所川原市新庁舎建設基本計画では、新庁舎建設について、概算事業費50億円のうち42億7,800万円に合併特例債事業を活用し、残り7億2,200万円が各建設年次の事業費に応じて一般財源で負担となり

ます。借入額総額42億7,800万円、これに対する元利償還額は、現時点の試算では平成53年度までの償還額で53億円を見込んでいます。単年度の元利償還金が最も大きくなるのは平成32年度ですが、庁舎建設に関し、充当可能な地方債の中で唯一の地方交付税による財政支援措置がある合併特例債事業債を活用することで市の正味の負担は軽減できることから、実質公債費比率についても起債許可団体へ移行される18%を超えないものと見込んでおります。

質問の中での市民への影響ですけれども、どういう影響のことを指しているかは判断しかねますけれども、当然起債のほうが18%を超えない見込みでありますので、影響はないというふうに考えております。

それから、基本計画の中の平成元年の市の依頼による建設省東北地方建設局営繕部が実施した五所川原庁舎の総合耐震点検についてでございますけれども、このとき市のほうは庁舎狭隘のために現庁舎の南棟、この庁舎でございますけれども、この分に対して増改をすることができるのかということで、設計等に携わった建設省東北地方建設局のほうに問い合わせたものであります。そのときに指摘した部分が、壁量を増やす等の増強、柱のせん断補強、増ぐい等を図らなければならないのではないかという御指摘もあったわけですが、やはり増築、そういう形のものをはかる上においても正式な耐震診断、そういう形のものをはかりなさいよという御指導がなされています。これは、専門機関への耐震診断ではございませんので、その後における耐震補強等の対策は講じられておりません。

それから、2階建ての理由で直結直圧方式をした理由ということですが、高層の高い建物であれば、水道の関係は高架タンクをつけなければなりません。その関係で高架タンクをつけた場合においては、やはり停電時、高架タンクの圧送の部分に電気を活用していますので、その分で停電時を避けるために2階建て、低層の部分で目指したわけで、決して2階建てとか1階建てとか、そういう形で決めてしまった形ではなくて、できる限り高架タンクを設置しない建物を目指そうということで、2階建てという形で表示してございます。この建物の建て方については、今後職員、または市民の皆様から配置、そういう形のもので御意見をいただいた形によって階層等についても変わっていくこととなるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、あと用地取得の金額の明示がないということですが、用地取得の金額に関しては、この事業費の中に含まれておりますので、この基本計画の中で、9ページに示しておりますけれども、全体事業費50億にしておりますけれども、用地取得費を含んで工事費と委託料を含めて45億としております。この中には用地取得費を含んでお



ります。この用地取得費の部分は、この計画の中では評価額等をもとにして事業費として算入してございます。この部分については、これからは地権者に対しての交渉となるわけでございますので、あえて金額の関係は明示しておりません。

それで、これから地権者との交渉となるわけですが、この交渉となる上にあっては第三者機関である不動産鑑定士、そういう形の者を介して適正な価格を出して、その中で交渉に当たって用地取得を図っていきたいというふうに考えております。

○磯辺勇司副議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 先ほどの答弁の中で、消防団の報酬につきまして17年の3月からという答弁をさせていただきました。23年の4月1日からということでございますので、先ほどの答弁を訂正させていただきます。

○磯辺勇司副議長 20番、加藤磐議員。

○20番 加藤 磐議員 1点目の質問について、順番ごちゃごちゃになりますけども、一応1回目の答弁をいただきましたので、ごちゃごちゃになるのはお許しいただきたいと思えます。

まず、2階建てに示されたわけですが、この資料の中ではっきり2階建てにした理由を明記しているわけです。給水方式を管理の手間の少ない、停電時でも断水しない直結直圧方式とするため2階建てとしましたと。これはこれで結構なんです。ところが、私、1回目の質問で内訳を話したつもりなんですけど、私の舌足らずから皆様に届いていなかった点もあるかと思うので、ここは改めてお聞きします。この文面では、2階が限界というふうな、3階まではいくけども、安全率を見て2階ということなんでしょうけども、私はこれを取り上げるのは、例えば避難棟、議員棟、平家で予定されています。そうしますと、素人考えで恐縮なんですけど、3階建てよりも平家にして2棟建てたほうが経費は多くかかるのではないかと。そういう意味もあって、できるなら車の駐車場、あるいはその他多目的な、まちの真ん中でありますから、時によってはイベントも開けるような、そういう空間を確保するためにも庁舎は2階のものをせめて3階、4階にしても不調法でないんじゃないかと。つまり近隣の市町村の庁舎を見ても、多分4階、5階を原則としているのはそこにあると思うんです。といったことで、できるだけ議員棟、避難棟を本庁舎の上に乗っけて、そして下をできるだけあけて広く利用できるようにしてほしいなど、素人考えでそう思ったわけです。ですから、今検討中、検討される、これから本計画が検討されていくわけでありますので、残念ながら検討委員会といいますか、その中には市民も、我々議員も、それに関する委員会の議員すらも入れないでやっていくと。しかも、きのうの答弁の中では、全ての計画が取りまとめられた結果、我々

市民に発表すると。私、これ市長がきのうの答弁で非常に大事なことをおっしゃったと思うのは、市民の大事な共有財産だと。であるならば、この検討会議を開くごとに今回は何が検討されたか。それは、まとまったものでなくて結構なんです。今何が検討されているか、どういう角度から。それを随時市民に、こういう時代でございますから発表することが、またいろんな意見を集めて、より練られたものになるのではないかと、そういうふうに思っております。そういうわけですので、きのうまでおっしゃられている方式、取りまとめるまでは待てという進め方を再度検討するお考えはないのか、これをお聞きしたいと思います。

それと財政のほうですが、今、きのうもそうでしたが、いわゆる数字を挙げられて影響はないと、非常に心強いような話ではありますが、素人考えで私申し上げますが、自分にお金がなくて借金して建てて心配がないというのは、私にはちょっと実感としてきません。そこに立って私は、例えばこういう席でなんですが、私の車はぼろですから、今度とまれば、もう投げないといけないと。しかし、問題はその投げた後、さあ、借金して買うのか、あるいは軽を買うのか、軽トラ買うのか、普通車買うのか、あるいはデザインはどうなのか、あるいは一時的にお金を使いたくないはんで、ないはんでリースで毎月払っていくような形にするか。そういう感覚からすると、財政状態、今の財政状態から市民の生活に心配はないというのは極めて違和感を感じます。それは、財政の担当者にしてみれば、仮に起債、あるいは残高が多くなって、いわゆる税金に反映させることは、これは法律で禁じられております。そこで禁じられたツケはどこに行くかというところと財政再建、あるいは市民に対するサービスを低下する以外にないわけでありまして。そのことについて、部長のもう少し中身に入った、部長自身が一番勘定奉行だはんで、心配してるべはんで、これからの超高齢社会、年金で暮らす、あるいは収入が要するに少なくなっていく時代になっているわけです。だはんで、収入の少ない人にとってみれば、多少のサービスの低下でも非常に大きい打撃を受ける。そういうことも踏まえてお答え願いたいと思います。それと同じ性格で、例えばアクセスの問題ですが、先ほどの答弁では駐車場を広くとったはんで、あそこに大きい橋があるはんで大丈夫だと言いますが、間もなく運転もできなくなるわけです。歩いてこれれば何ぼという形で、したはんで例えば以前からの五所川原の方のお話を聞くと、先輩たちから、議員の先輩たちから聞きますと前にもあったと。しかし、何だか事情あってだめになっちゃったと。でも、再度こういう時代に当たって、せめて地下道ぐらいは考えなきゃならない。また、市役所の中に避難棟を建設予定しているわけですが、実際にそこに避難場所として当てにして走ってくるのは、駅から向こうの住宅街でしょう。こっちの商店街のほうは、

人はいるけども、昼間は商売やっているけども、晩になればどこかの住宅に帰っているんじゃないですか。そうですか。いずれにしても、向こうのほうが密度が高い。その人たちがいざというときに車で来るということは極めて難しいわけにありますから、やはり親身になって考えていただきたいと思います。

それと、景観の問題です。これは再度お聞きいたします。建物の景観になっている。幸い去年だったか、おととしだったか忘れましたが、所属する委員会で会津若松市に合併の問題で、思い出してきました、鶴田の町との合併の話があったときであります。会津若松市に伺ったところ、その会津若松市の庁舎というのは、優に100年以上、明治のときに建てた建物。そして、また議場を見せてもらいましたけども、それこそ昔の議場をそのまま使っていました。ところが、おもしろいことにそこが観光の名所になっているんです。歴史のたったもの、例えば今回の我が現在の庁舎も41年で解体というか、四十数年でなくなるわけですけども、今度建てる建物は40年単位でなく、高齢社会にふさわしい、やっぱり80年、90年ぐらい使えることをコンセプトに加えていただきたい。そして、また近隣では弘前市の市役所、市長の母校があります隣の弘前の庁舎、あそこ自体が……

（「違うよ」と呼ぶ者あり）

いやいや、弘前です。

（「母校でない」と呼ぶ者あり）

いやいや、母校のあるまちです。

（「それならどうにもならない」と呼ぶ者あり）

いやいや。つまりその弘前の建物が30年、あるいは40年近くになっているのに、その建て替えの話が全然出てこない、びくともしない。それは、前川國男さんという若い建築家に設計してもらって、彼の建築が中央高校の講堂を初め、弘前市内、前川のつくった史跡をめぐる、そういうツアーも全国版であるわけです。ですから、この庁舎の形を決めるにも広く設計者に募るなりして、そして格好だけ追いかけるわけじゃないんですが、そういう形で進めていただくことは、現在の五所川原市がほかの地域にいろんな意味でつながっていく大きな要素になると思います。そういうことですので、ひとつ検討会議で御検討いただきたい。

それから、この検討会議にせめて常任委員会のメンバー、あるいはアドバイザーごさいますでしょう、三國谷さんとかいろんな全国版の人たち、そういう方たちにまず相談して、そして人の紹介なりお知恵を拝借するところから進めていただきたいと思います。

それから、消防のほうですが、懇切な答弁ありがとうございました。一番最初に人を

出しましたんで、何よりも人なわけですけども、その人の次に来るのは道具であります。現在20分団の中に配置されている道具、いわゆる消防車、あるいは積載車両、中には手引き車両までございます。これの統一までいかなくても、少なくとも手引きの車両ではなかなか現代の状況にはマッチしないんじゃないかと。士気も上がらないし、また実際に機敏性、スピードにも欠ける、そういう点でその車両等の整備について御検討いただければと思います。これから計画に組み入れていただけるかどうかお聞きしたいと思います。

2回目の質問は以上であります。

○磯辺勇司副議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 まず、新庁舎検討会議についてお答えいたします。

現在職員で構成します新庁舎検討会議において、建設基本計画のより具体的な検討を行っているところでございます。これは、平成25年度内を目途として庁内意見を取りまとめようというものでございます。この後これを公表した後、市民の皆様から平成25年度内に途中から意見をいただくことを予定してございます。

なお、基本設計については、あくまでも26年度から基本設計に取りかかる予定でございます。

次に、アクセスの関係でございますが、新庁舎を利用する市民のアクセスも非常に重要なことでございます。加藤議員御提言のアクセスの整備につきましても検討を十分重ねていきたいと考えてございます。

次に、消防団の車両についてでございます。現在五所川原市消防団は83台の車両を有しております。このうち6台が手引きポンプ車となっております。消防団車両の更新時期につきましては、常時使用しない車両でもあることから25年を目途としております。ただし、手引きポンプにつきましては即応性など時代にも適応しておりませんので、最優先の見直し車両としており、積載車等の導入により活動範囲も広がることから分団の再編とあわせて見直しを行っており、再編のめどがついた時点で更新をしてございます。

○磯辺勇司副議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 庁舎建設に対して借入金はしないほうがよいのではないかという御意見でございますけども、地方債に依存する理由としましては、公の施設、病院でも庁舎でもあれですけども、単年度の歳出が非常に大きくなります。そのために単年度の歳入では賄い切れないというのが生じますんで、借り入れに依存しなければなりません。

それから、あと公の施設は1年で償却が終わるものではありません。1年で使い切るものではありません。20年、30年、50年と使っていただくわけですので、その間のお使

いになった方たちの世代間の負担を公正化するという目的がございます。

それから、あともう一つは、今当市の場合においては市税が大体50億です。大体当初予算でいけば三百十数億で予算組んでいますんで、市税の比率が十数%しかないわけですから、ありとあらゆる事業については国の財政支援措置なくしてできないわけです。その中の国の財政支援措置、今あるものは、2つに大別できるものは国庫補助金です。これは、建設事業等の形のものに、事業別に国が設定されているものと思っております。そのほかに支援措置としてなるものが地方債なんです。地方債の借り入れをすることによって交付税算入がされて付与されると。今回の合併特例債は、庁舎建設に対しての唯一の財政支援措置です。その財政支援措置は、借入額に対して70%ございます。補助金はないんです。ですから、今国の財政支援措置を受ける上でも地方債の活用は避けて通れないのではないかとこのように考えております。それから、庁舎の関係については、合併特例債は庁舎に対する国からの財政支援措置の唯一の手段ですんで、これを活用して図りたいというふうに考えています。

○磯辺勇司副議長 20番、加藤磐議員。

○20番 加藤 磐議員 事務局に私の質問の中に借入金を認めない、だめだと言ったかどうか、後ほど確認して、私は言った記憶はないんですが、そこを確認して措置していただきたいと思います。もし私が先ほど申しているのであればおわびいたします。何ぼ何でも借入金なしにこの計画を達成できると。達成できるわけがない。私は、ですから最初に賛成と言ったはずであります。賛成ということは、借入金も現下の懐ぐあいは多少は理解しているつもりでありますから、借入金をだめだと言った覚えはありません。その点を確認していただくよう要望し、これで私の質問を終わります。

○磯辺勇司副議長 以上をもって加藤磐議員の質問を終了いたします。

---

◎散会宣告

○磯辺勇司副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後 1時54分 散会

平成24年五所川原市議会第5回定例会会議録（第4号）

---

◎議事日程

平成24年12月13日（木）午前10時開議

第1 議案第112号 平成24年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）から議案第142号 つがる西北五広域連合規約の変更についてまで

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（26名）

1番 花田 進 議員	2番 鳴海 初男 議員
3番 山田 善治 議員	4番 工藤 武則 議員
5番 山田 和宗 議員	6番 木村 慶憲 議員
7番 成田 和美 議員	8番 吉岡 良浩 議員
9番 伊藤 永慈 議員	10番 山口 孝夫 議員
11番 木村 博 議員	12番 古川 幸治 議員
13番 秋元 洋子 議員	14番 稲葉 好彦 議員
15番 松野 武司 議員	16番 寺田 武造 議員
17番 桑田 茂 議員	18番 阿部 春市 議員
19番 福士 寛美 議員	20番 加藤 磐 議員
21番 木村 清一 議員	22番 川浪 茂浩 議員
23番 磯辺 勇司 議員	24番 平山 秀直 議員
25番 三浦 春樹 議員	26番 葛西 収三 議員

---

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平山 誠敏
副市長	三上 裕行
総務部長	小田桐 宏之
財政部長	佐藤 明

民 生 部 長	高 橋 勇 公
福 祉 部 長	工 藤 勝
経 済 部 長	島 谷 淳
建 設 部 長	菊 池 司
上 下 水 道 部 長	對 馬 隆 博
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	福 井 定 治
選 挙 管 理 委 員 会 長	白 川 昭 磨
委 員 長	山 本 將 雄
監 査 委 員	前 田 晃
監 査 委 員 長	齋 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 会 長	小 山 内 洋 一
農 業 委 員 会 長	岩 崎 明 彦
事 務 局 長	三 橋 大 輔
總 務 課 長	山 中 均 一
財 政 課 長	長 尾 功 一
市 民 課 長	古 川 貞 治
保 護 福 祉 課 長	古 蔭 苗 司
商 工 観 光 課 長	今 眞
土 木 課 長	諏 訪 秀 清
上 下 水 道 部 長	
總 務 課 長	
教 育 總 務 課 長	

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 文 治
次 長	浅 利 寿 夫

◎開議宣告

○工藤武則議長 おはようございます。ただいまの出席議員24名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎日程第1 議案第112号から議案第142号まで

○工藤武則議長 日程第1、議案第112号 平成24年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）から議案第142号 つがる西北五広域連合規約の変更についてまでの31件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第112号 平成24年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）から議案第118号 平成24年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）までの7件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、本件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、議長において指名いたします。予算特別委員会の委員には、

1番 花田 進 議員	3番 山田 善治 議員
5番 山田 和宗 議員	6番 木村 慶憲 議員
8番 吉岡 良浩 議員	10番 山口 孝夫 議員
12番 古川 幸治 議員	13番 秋元 洋子 議員
14番 稲葉 好彦 議員	19番 福士 寛美 議員
21番 木村 清一 議員	24番 平山 秀直 議員
25番 三瀨 春樹 議員	

の13名を指名いたします。

ただいま設置されました予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場にお



いて正副委員長を互選して、議長に報告願います。

次に、ただいま議題となっております議案第119号 五所川原市空き家等の適正管理に関する条例の制定についてから議案第142号 つがる西北五広域連合規約の変更についてまでの24件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎休会の件

○工藤武則議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明14日から18日までの5日間は休会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、5日間は休会することに決しました。

次回は19日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○工藤武則議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時09分 散会

平成24年五所川原市議会第5回定例会会議録（第5号）

◎議事日程

平成24年12月19日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第119号 五所川原市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 第 2 議案第120号 五所川原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 第 3 議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンタ  
ー七和）
- 第 4 議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンタ  
ー長橋）
- 第 5 議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンタ  
ー飯詰）
- 第 6 議案第134号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンタ  
ー三好）
- 第 7 議案第135号 公の施設の指定管理者の指定について（毘沙門・長富コミュ  
ニティセンター）
- 第 8 議案第136号 公の施設の指定管理者の指定について（梅沢コミュニティセ  
ンター）
- 第 9 議案第139号 五所川原市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第10 議案第140号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の  
減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第11 議案第141号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少  
及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第12 議案第142号 つがる西北五広域連合規約の変更について  
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第13 議案第137号 公の施設の指定管理者の指定について（立佞武多の館）
- 第14 議案第138号 公の施設の指定管理者の指定について（楠美家住宅）  
(経済文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第15 議案第121号 五所川原市養育医療費用徴収条例の制定について
- 第16 議案第122号 五所川原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について

- 第17 議案第123号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 第18 議案第124号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する  
条例の制定について  
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第19 議案第125号 五所川原市道路法施行条例の制定について
- 第20 議案第126号 五所川原市準用河川における河川管理施設等の構造的基準に  
関する条例の制定について
- 第21 議案第127号 五所川原市自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等を表  
示する標識に関する条例の制定について
- 第22 議案第128号 五所川原市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置  
に関する基準を定める条例の制定について
- 第23 議案第129号 五所川原市市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の  
制定について
- 第24 議案第130号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて  
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第25 議案第112号 平成24年度五所川原市一般会計補正予算(第4号)
- 第26 議案第113号 平成24年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正  
予算(第1号)
- 第27 議案第114号 平成24年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号)
- 第28 議案第115号 平成24年度五所川原市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第29 議案第116号 平成24年度五所川原市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第30 議案第117号 平成24年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算(第1  
号)
- 第31 議案第118号 平成24年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第1号)  
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第32 発議第 7号 五所川原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 第33 発議第 8号 五所川原市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

第34 発議第 9号 五所川原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

---

◎本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

◎出席議員（25名）

1番	花田進	議員	2番	鳴海初男	議員
3番	山田善治	議員	4番	工藤武則	議員
6番	木村慶憲	議員	7番	成田和美	議員
8番	吉岡良浩	議員	9番	伊藤永慈	議員
10番	山口孝夫	議員	11番	木村博	議員
12番	古川幸治	議員	13番	秋元洋子	議員
14番	稲葉好彦	議員	15番	松野武司	議員
16番	寺田武造	議員	17番	桑田茂	議員
18番	阿部春市	議員	19番	福士寛美	議員
20番	加藤磐	議員	21番	木村清一	議員
22番	川浪茂浩	議員	23番	磯辺勇司	議員
24番	平山秀直	議員	25番	三潟春樹	議員
26番	葛西収三	議員			

---

◎欠席議員（1名）

5番 山田和宗 議員

---

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平山誠敏
副 市 長	三上裕行
総 務 部 長	小田桐宏之
財 政 部 長	佐藤明
民 生 部 長	高橋勇公
福 祉 部 長	工藤勝
経 済 部 長	島谷淳

建設部長	菊池司
上下水道部長	對馬隆博
会計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教育長	長尾孝紀
教育部長	福井定治
選挙管理委員会 委員長	白川昭麿
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	前田晃
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	岩崎明彦
財政課長	三橋大輔
国保年金課長	船水寛
保護福祉課長	長尾功一
商工観光課長	古川貞治
土木課長	蒔苗司
上下水道部 総務課長	今眞
教育総務課長	諏訪秀清

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	佐藤文治
次長	浅利寿夫

◎開議宣告

○**工藤武則議長** おはようございます。ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎日程第 1 議案第119号から

日程第12 議案第142号まで

○**工藤武則議長** 日程第1、議案第119号 五所川原市空き家等の適正管理に関する条例の制定についてから日程第12、議案第142号 つがる西北五広域連合規約の変更についてまでの12件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○**平山秀直総務常任委員長** 一登壇一

皆さん、おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案12件について、去る13日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第119号 五所川原市空き家等の適正管理に関する条例の制定について、本件は市内に存する空き家等について、所有者等の債務を明らかにするとともに、当該空き家等に対する指導、処分等について定めることで管理の適正化を図るため新規に条例を制定するものであり、その内容は所有者等は所有者等にかかわる空き家などが危険な状態にならないようにみずからの責任において管理しなければならないこととし、空き家などが危険な状態にある場合には、所有者に対し補修や解体撤去等、必要な措置を講ずるよう助言や指導を行い、その後においても何ら措置が行われない場合は勧告、公表、命令、代執行という手続をとることとしている。また、解体撤去を推進するため、市からの助言、指導に従って危険な建物を撤去した場合は、50万円を上限とし費用の2分の1に相当する額を、解体撤去後に土地を市に寄附する場合には、100万円を上限とし助成するものであり、平成25年1月1日から施行するものであるとの説明に対し、市では把握している空き家等の件数及び補正予算計上の根拠について質疑があり、市では昨年より町内会など市民から連絡があった件数を台帳化しており、現在五所川原地区40件、金木地区

13件、市浦地区 3 件の56件が危険家屋台帳に登録されている。また、補正予算150万円計上の根拠は、解体撤去が50万円、解体撤去後の土地の寄附を100万円と想定したものであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号 五所川原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本件は地方自治法の一部改正に伴い、費用弁償の支給対象を追加するほか、所要の事項を改めるためであり、その内容は本会議においても公聴会の開催が可能となったことから、議会で開催した公聴会に参加した場合、また議会の求めに応じて参考人として出席した者についても実費弁償を支給できることとし、実費弁償の金額、計算方法についても改めるものであるとの説明に対し、改正後の実費弁償額について質疑があり、日当及び食卓料について、職員等の旅費に関する条例を準用するものであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第131号から議案第136号については、ともに公の施設の指定管理者の指定についてであり、本件はコミュニティセンター七和、コミュニティセンター長橋、コミュニティセンター飯詰、コミュニティセンター三好、毘沙門・長富コミュニティセンター、梅沢コミュニティセンターが平成24年度をもって期間満了となることから、引き続き指定管理者として任意指定するものであるとの説明に対し、前年度3年間の指定管理料と今回の指定管理料の比較について、今後の指定管理料の算定基準見直しについて質疑があり、3年間の債務負担行為とし、平成25年度については前年度同様の指定管理料を設定している。また、今後の指定管理料算定基準見直しについては、各住民協議会と協議していくとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第139号 五所川原市過疎地域自立促進計画の変更について、本件は過疎対策事業債を財源とし、活用する事業を実施するに当たり、過疎地域自立促進計画に事業等を追加する必要性が生じたためであり、その事業内容は、1点目として生産振興総合対策事業として農業協同組合選果施設導入に対する補助、2点目が老人福祉センター整備事業として老人福祉センター施設改修、3点目が保育所緊急整備事業として民間保育所建て替え等に対する補助、4点目が公民館整備事業として中央公民館、金木公民館の改修事業を追加するものであり、充当率100%、普通交付税の算入率が70%と有利な過疎対策事業債を充当して、当市の財源負担の軽減を図ることができるよう計画書に事業内容等を追加するものであるとの説明に対し、過疎地域自立促進市町村計画書の作成年度、計画の変更内容、農業協同組合選果施設導入に対する補助金の活用資金について質疑があり、過疎地域自立促進市町村計画書は、平成22年度から平成27年度の6カ年計画で作

成しており、同計画書の変更内容は今回追加した4事業であり、過疎債を活用する場合には、事業開始後に要因が発生したものについては随時計画書に具体的内容を追加しなければならない。また、農業協同組合選果施設導入に対する補助金の活用資金は過疎債であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第140号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更について、本件は平成25年3月31日をもって三戸郡町村会館管理組合が解散することに伴い、当組合を脱退させるため、関係地方公共団体と協議するため議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、質疑もなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第141号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組規約の変更について、本件は平成25年3月31日をもって三戸郡町村会館管理組合が解散することに伴い、当組合を脱退させるため、関係地方公共団体と協議するため議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、質疑もなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第142号 つがる西北五広域連合規約の変更について、本件は国においてこれまでの障害者自立支援法が障害者総合支援法に名称変更され、さらにこれまでの地域自立支援協議会の名称についても単に協議会と改めるものであり、規約の変更については地方自治法の規定により関係市町村の議会の議決を要することから提案するものであるとの説明に対し、質疑もなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を御報告いたします。

○工藤武則議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第13 議案第137号及び



日程第14 議案第138号

○**工藤武則議長** 次に、日程第13、議案第137号及び日程第14、議案第138号 公の施設の指定管理者の指定についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、経済文教常任委員長の報告を求めます。

経済文教常任委員長。

○**山田善治経済文教常任委員長** 一登壇一

本定例会で経済文教常任委員会に付託されました議案2件について、去る12月13日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第137号 公の施設の指定管理者の指定について、本件は現在の立佞武多の館の指定管理期間が平成25年3月31日をもって満了となることから、次期指定管理者を社団法人五所川原市観光協会に指定するために提案するものであり、公募から選定に至るまでの経緯等の説明に対し、指定管理者が毎回変わることについて質疑があり、今回の公募では3団体から申請があったものの、そのうち現在の指定管理者である五所川原市商店街振興組合連合会が申請を取り下げたことから、2団体を指定管理者選考委員会で審査した結果、決定したものであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第138号 公の施設の指定管理者の指定について、本件は平成19年度から楠美家住宅の指定管理者として実績と経験のある七和地域住民協議会を任意指名するものであり、同協議会はこれまでも楠美家住宅及び蔵内に展示している楠美家所蔵品並びに国史跡五所川原須恵器窯跡を管理運営していく上での取り扱いに慎重であり、これまでの管理も良好に行われているとの説明があり、質疑もなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を報告いたします。

○**工藤武則議長** ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第15 議案第121号から

日程第18 議案第124号まで

○工藤武則議長 次に、日程第15、議案第121号 五所川原市養育医療費用徴収条例の制定についてから日程第18、議案第124号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○三潟春樹民生常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で民生常任委員会に付託されました議案4件について、去る13日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第121号 五所川原市養育医療費用徴収条例の制定についてであります。本件は地域主権一括法の施行により未熟児養育医療事務が平成25年度から市町村に権限移譲されることに伴い、養育医療費用の徴収に関する事項について新たに条例を制定するものであるとの説明に対し、養育医療を受ける世帯の負担についての質疑があり、生活保護及び支援給付世帯は無料、市町村民税非課税世帯は月2,600円、それ以外の世帯は税額に応じ段階別に定められているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第122号 五所川原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に亡くなられた方の死亡当時における兄弟姉妹を加えるため条例を改正するものであるとの説明があり、質疑もなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第123号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、児童扶養手当の支給対象に父または母が配偶者からの暴力の被害による保護命令を受けた児童が加えられたことから、ひとり親家庭等医療費の支給対象者についても同様の取り扱いとするため条例を改正するものであるとの説明があり、質疑もなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第124号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は国民年金法の一部を改正する法律に伴い、語句を改めるとともに、高額介護合算療養費の取り扱いを県の実施要領と同様に改めるため条例を改正するものであるとの答弁に対し、対象者の支給額への影響についての質疑があり、対象者の支給額には影響がないとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を御報告いたします。

以上です。

○**工藤武則議長** ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第19 議案第125号から

日程第24 議案第130号まで

○**工藤武則議長** 次に、日程第19、議案第125号 五所川原市道路法施行条例の制定についてから日程第24、議案第130号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6件を一括議題といたします。

本件に関し建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○**吉岡良浩建設常任委員長** 一登壇一

おはようございます。本定例会で建設常任委員会に付託されました議案6件について、去る13日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

なお、本委員会に付託された議案6件については、いずれも地域主権一括法の施行に伴う新規条例の制定や条例の一部改正であることをあらかじめ御報告いたします。

まず、議案第125号 五所川原市道路法施行条例の制定についてであります。本件は市道の構造の技術的基準、市が設置する道路標識の案内標識及び警戒標識の寸法、文字の大きさにかかわる基準を定めるため新たに条例を制定するものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第126号 五所川原市準用河川における河川管理施設等の構造的基準に関する条例の制定についてであります。本件は市町村長が指定し、管理する準用河川における河川管理施設等の構造基準を定めるため新たに条例を制定するものであるとの説明があり、質疑もなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第127号 五所川原市自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等を表示する標識に関する条例の制定についてであります。本件は駐車料金を徴収する自動車駐車場または自転車駐車場における標識の表示基準を定めるため新たに条例を制定するものであるとの説明に対し、該当する施設は何カ所あるのかとの質疑があり、8カ所であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第128号 五所川原市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてであります。本件は都市公園のバリアフリー基準を定めるため新たに条例を制定するものであるとの説明に対し、既存の公園も条例の対象となるのかとの質疑があり、改築や増設以外は条例の対象とはならないが、既存の公園についても今後バリアフリー基準に適合させるよう努力していきたいとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第129号 五所川原市市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定についてであります。本件は公営住宅の整備基準を定めるため新たに条例を制定するものであるとの説明があり、質疑もなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第130号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は都市公園や公園施設の設置基準を定めるため条例を改正するものであるとの説明があり、質疑もなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を御報告いたします。

○**工藤武則議長** ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第25 議案第112号から

日程第31 議案第118号まで

○工藤武則議長 次に、日程第25、議案第112号 平成24年度五所川原市一般会計補正予算(第4号)から日程第31、議案第118号 平成24年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第1号)までの7件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○木村清一予算特別委員長 一登壇一

皆さん、おはようございます。去る13日、本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私木村清一が、副委員長に山口孝夫委員が選任され、翌14日に付託されました議案7件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、議案の審査過程において、一部の委員から人件費の削減が記載されている全ての補正予算に対し、反対の意思が表明されたことをあらかじめ御報告いたします。

初めに、議案第112号 平成24年度五所川原市一般会計補正予算(第4号)については、歳入第15款、不動産売払収入の内容についての質疑に対し、一般競争入札等や法定外公共物である水路などの用途廃止により合計18カ所を売却したとの答弁があり、歳出第2款第1項から第3項における職員人件費の増額理由についての質疑に対し、病院事業の移管に伴う西北中央病院事務職員分の青森県市町村職員退職手当組合負担金の増額と人事異動後の精査によるものであるとの答弁があり、歳出第4款、妊婦委託健康診査事業、子宝祝金支給事業及びがん検診推進事業の増額理由についての質疑に対し、それぞれ妊婦数、第3子以降の出生数、胃がん、大腸がん、乳がんの個別検診受診者の増加が見込まれるためであるとの答弁があり、歳出第9款、消防防災施設整備事業の内容についての質疑に対し、三好コミュニティ消防センター建設にかかわる設計監理業務委託料であるとの答弁があり、同款、空き家対策事業費補助金の内容、空き家管理に関する状況及

び相続放棄となった物件の対処並びに空き家解体の代執行の可能性についての質疑に対し、補助金については空き家の解体撤去や撤去後の土地を市に寄附する場合に費用の2分の1を助成するもので、助成限度額はそれぞれ50万、100万である。空き家管理に関する状況については、市民からの相談や情報提供をもとにこれまで56件を老朽危険家屋台帳に登録しており、そのうち5件については解体済み、6件については修繕の措置をしていただいた。相続放棄の物件の対処については、相続放棄された場合でも空き家を管理する責任はあると判断している。代執行については、十二分に慎重を期すこととし、代執行に至るまでの過程において、所有者に対し粘り強く措置を依頼していきたいとの答弁がなされ、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号 平成24年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、歳出第1款、システム改修業務委託料が生じた理由についての質疑に対し、後期高齢者医療制度創設に伴う激変緩和措置の軽減率変更によるものであるとの答弁があり、歳入第5款、療養給付費交付金と歳出第2款、退職被保険者等療養給付費の減額理由及び交付金と給付費の関連性についての質疑に対し、交付金については平成24年度の概算交付額が確定したためである。給付費については、当初予算で見込んだ伸び率ほど給付費が伸びていないためである。交付金と給付費の関連性については、どちらも退職被保険者等の保険給付費に関連するものであるとの答弁があり、歳出第11款、償還金が生じた理由についての質疑に対し、前年度の保険給付費が予想よりもかからなかったことによるものであるとの答弁がなされ、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第114号 平成24年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、質疑がなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第115号 平成24年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳出第2款、介護サービス給付費の増額理由についての質疑に対し、介護サービスを利用される方の要介護状態区分の重度化や新たにサービスを利用される方の増加によるものであるとの答弁がなされ、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第116号 平成24年度五所川原市水道事業会計補正予算（第1号）については、企業債借りがえの見通しについての質疑に対し、現在対象となる高利率の企業債は1件であるが、今後借りがえと同様の制度等が実施される際は、その都度活用を図っていく予定であるとの答弁がなされ、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第117号 平成24年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第118号 平成24年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）の2件については、質疑がなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を御報告申し上げます。

○**工藤武則議長** ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**工藤武則議長** 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○**工藤武則議長** 御異議がありますので、7件については原案について起立により採決いたします。

議案第112号 平成24年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）から議案第118号 平成24年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）までの7件に賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○**工藤武則議長** 起立多数であります。

よって、議案第112号から議案第118号までの7件は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第32 発議第7号

○**工藤武則議長** 次に、日程第32、発議第7号 五所川原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、提案理由説明、委員会付託及び質疑等を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第33 発議第8号

○**工藤武則議長** 次に、日程第33、発議第8号 五所川原市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、提案理由説明、委員会付託及び質疑等を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第34 発議第9号

○**工藤武則議長** 次に、日程第34、発議第9号 五所川原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、提案理由説明、委員会付託及び質疑等を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

---

◎市長挨拶

○**工藤武則議長** 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。  
市長。



## ○平山誠敏市長 一登壇一

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、工藤議長を初め木村予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして全議案とも御賛同を賜り、厚く御礼申し上げます。

審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいる所存であります。

さて、本年も残すところ10日余りとなりましたが、今年1年を振り返りますと、昨年発生した東日本大震災に対し日本全国が一丸となって被災地支援に取り組み、復旧から復興へと歩み出た復興元年となりました。市といたしましても、一日も早い復興と、今後このような大災害が起こらないようにとの願いを込め、立佞武多「復興祈願鹿嶋大明神と地震鯨」を制作し、東北の一員として元気で魅力的な五所川原市の情報を発信し、復興の一助となるよう取り組んでまいりました。

また、今年は記録的な大雪、猛暑に見舞われ、市民生活に多大な影響を及ぼした1年でもありました。こうした経験を教訓とし、本定例会で可決賜りました五所川原市空き家等の適正管理に関する条例を来年1月1日から施行するほか、今後地域防災計画の見直しを行うなど、防災力の向上に努め、市民生活の安心、安全の確保に取り組んでまいります。

来年の干支は巳であります。蛇は生命力が強く、命のシンボルとして、また稲作の守り神として信仰されていることが転じ、財産の守り神とも言われております。東日本大震災からの復興の歩みを強め、また長引く景気低迷からの脱却を図る日本にとって、まさにふさわしい干支であります。

当職といたしましては、夏祭り五所川原立佞武多が来年15周年を迎えることを契機とし、当市の一層の観光振興を図るとともに、当市の基幹産業である農林水産業についても加工品及び農林水産物のブランド認定による高付加価値化、6次産業化を促進し、地域の活性化に努めていくことで「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」の実現に向け取り組んでまいりたいと存じますので、議員各位には一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、歳末を迎え、議員各位におかれましては多事多端のこととお察しいたしておりますが、御自愛の上、御家族そろってつつがない年末年始を過ごされますようお祈り申し上げ、閉会の挨拶といたします。

---

## ◎閉会宣告

○工藤武則議長 これにて平成24年五所川原市議会第5回定例会を閉会いたします。

午前10時51分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年12月19日

五所川原市議会議長 工 藤 武 則

五所川原市議会副議長 磯 辺 勇 司

五所川原市議会議員 古 川 幸 治

五所川原市議会議員 秋 元 洋 子

五所川原市議会議員 稲 葉 好 彦